

文 教 厚 生 委 員 会

令和 8 年 9 月 10 日 (木)
10 時 00 分～ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委 員】足立委員長、遠藤副委員長、

岡山委員、花田委員、森谷委員、串崎委員、芦谷委員

【議 長・委員外議員】

【執行部】江角副市長

(健康福祉部) 久保健康福祉部長、倉井地域福祉課長、棕木健康医療保険課長

(市民生活部) 井上市民生活部長、小林税務課長

(金 城 支 所) 市原支所長、鈴木市民福祉課長

(教 育 部) 久佐教育長、佐々木教育部長、藤井教育総務課長、山口学校教育課長、
岡田学校教育課学力向上推進室長、猪狩スポーツ振興課長

(上下水道部) 草刈上下水道部長、右田水道管理課長、谷口工務課長、大上下水道課長

【事務局】下間局長

議 題

1 請願審査

- (1) 請願第 120 号 前スポーツ振興課長が作成した対応記録について説明を求める請願について
- (2) 請願第 121 号 サン・ビレッジ浜田基本計画案における利用内容の大幅な変更理由の確認を求める請願について
- (3) 請願第 122 号 医療・介護に伴う水道料金負担の軽減制度創設に関する請願について
- (4) 請願第 123 号 下水道工事に伴う道路仮埋戻し(仮復旧)の施工品質向上及び安全確保についての検討を求める請願について

2 議案第 49 号 浜田市総合福祉センター条例の一部を改正する条例について

3 議案第 53 号 和解及び損害賠償額の決定について

4 議案第 58 号 浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について

5 執行部報告事項

- (1) 島根県における国民健康保険料水準の統一について 【健康医療保険課】
- (2) 教育委員会自己点検・評価報告書 【教育総務課】
- (3) 令和 8 年度全国学力・学習状況調査結果(概要)について 【学校教育課学力向上推進室】
- (4) 第 3 次浜田市水道ビジョンの策定について 【工務課】
- (5) その他
(配布物)
・浜田市人口状況(R8.5月末～R8.7月末現在) 【総合窓口課】

6 所管事務調査

- (1) 生活保護の実施状況について
- (2) 個人市民税非課税者数の推移について

【地域福祉課】

【税務課】

7 その他

8 委員会活動レポート（Vol.83）の原稿について（委員間で協議）

9 議会による事務事業評価の進め方について（委員間で協議）

10 【取組課題】 こどもの権利の推進について（委員間で協議）

浜田市議会議長
澁谷幹雄 様

令和 8 年 8 月 14 日

前スポーツ振興課長が作成した対応記録について説明を求める請願

請願者 浜田市国分町 1689-1
三島 淳寛

紹介議員 森谷 公昭

【請願趣旨】

令和 7 年に教育委員会の前スポーツ振興課長が、防災安全課に市民への対応の記録を提出し、防災安全課が不当要求行為等防止対策委員会の会議資料として、まとめたものには、「※上記および裏面の記録入力に当たっては、対応者または対応者から聞き取りした者が適宜おこなっている」と書かれています。しかし、実際の対応時刻ではないと当該市民、対応した職員ともに認めている時刻(実際より長く)が書かれていたり、対応した者は入力していない、聞き取りも受けていないにもかかわらず載っているものがあり、内容についてもすべて2つに分類されています。この特定の市民への対応の記録について森谷議員が調査したところ、入力の依頼自体が課に来ていないこと、聞き取りも受けていない、報告もしていないのに記録があることが明らかになっています。

また、砂川前副市長は令和 8 年 3 月議会の森谷議員の個人一般質問において、反問権を使って「いろんな課に同じ質問を繰り返しておられます。」などと述べていますが、この発言の根拠となった「同じ質問をいろんな課に繰り返していることがわかる記録」を開示請求しても、文書不存在でした。つまり、議会において不当要求行為等防止対策委員長の行った発言には、市の記録という根拠が無かったことになります。当該市民は説明を求めても、市は、いつどこの課に何を行ったことが不当要求行為に該

当するのかの説明を一切行っていません。認定を行い、弁護士を雇って市民を遮断するために不当要求行為の認定を行っている可能性があります。

市民への対応の記録について、その作成根拠となる記録(1次データ)が存在しない(文書不存在で不開示決定)にもかかわらず、どのようにしてこの表を作成したのか確認していただきたく、お願いいたします。

【請願理由】

1. 対応の記録を作るためには対応開始時刻、終了時刻、対応の内容の記録が無ければ不可能であるが、文書不存在である。
2. 根拠となる記録が無いにもかかわらず、時刻や内容を分類した記録が作成され、それによって「対応を強要した」と認定し、市民に対し送付した警告書にも、「強要を行った」と書いている。
3. 当該市民は、職員に対し何らかの強要を行った事実はないと、警告書に書かれた内容を一貫して否定し、事実確認と説明を求め続けているが、強要にあたる事実の説明が一切無い。

以上のことから、議会の場で、不正確な説明が行われたり、不当要求行為等防止対策委員会においても、前スポーツ振興課長の書いた虚偽の内容を含む報告書をもとに認定が行われているため、当該市民への対応の記録について、誰が、いつ、何の資料又は情報を根拠として、時刻、内容を記載したのか、その作成経緯および、根拠を議会として確認していただきたく、お願いいたします。

浜田市議会議長
澁谷幹雄 様

令和8年8月14日

サン・ビレッジ浜田基本計画案における利用内容の大幅な変更理由の確認を求める請願

請願者 浜田市国分町 1689-1
三島 淳寛

紹介議員 森谷 公昭

【請願趣旨】

サン・ビレッジ浜田の機能転用に関し、令和8年³4月に浜田市教育委員会
はエブリプラン(株)より基本計画案(資料1)を受け取っています。この基
本計画案では、市が機能転用の判断を行った際の根拠としてホームペー
ジに掲載し、市議会でも説明してきた三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)の報告書と全く異なる利用内容を想定している。機能転用の判断
の前提となった報告書と、今回の基本計画案では、利用の中心が大きく異
なるため、その理由の確認を市議会として行っていただきたく請願いたし
ます。

【請願理由】

1. 市がスケート場の機能転用を決定した際の判断材料として示した三菱
UFJ リサーチ&コンサルティング(株)の報告書では、スケート場を機
能転用するかどうかの判断のため、人工芝、板張り(体育館)について
利用想定、収支想定を示し、人工芝が優位としていました。そして三菱



UFJ リサーチ&コンサルティング(株)は、利用者数を年間36600人と見込み、スポーツ利用 35,000 人とイベント利用 1,600 人と想定していました。(資料 2)

2. ところが、エブリプランの基本計画案になると、遊戯機能(ターゲットとして1歳から小学生)を床面積の3分の1に取り入れ、知育おもちゃ、ボールプール、その他の遊具を設置する計画になっています。
3. 機能転用時には利用想定に含まれていなかった遊戯機能での利用が突如利用の大半を占める想定になり、競技団体へのアンケートの結果では競技会場として使えないことやアクセスの不便さから積極的に利用したいという要望は²⁰⁰⁰ほぼ無かったことからスポーツ利用の利用者数を36,600人から~~十~~万人程度に縮小しています。
4. 令和6年の市議会への説明時には、教育部長は機能転用した場合の利用者数を36,600人と説明しており、隣のスポーツ広場(サッカー場)の利用者数が36,000人程度であったことを理由に、一体的な利用によって実現可能と説明していました。
5. エブリプランの利用想定について、算出根拠が不明であり、実現可能性が全く見えません。

以上のとおり、機能転用の方針決定の根拠となった想定と全く利用想定が異なっており、判断の前提であった比較内容とまったく違う計画になっています。なぜ突然遊戯機能がメインになっているのかの確認が必要であり、市議会として執行部に確認していただきますようお願い申し上げます。

令和 8 年 7 月 17 日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市金城町七条ハ 568-60
氏 名 山品一興

紹介議員 戸津川 美二

医療・介護に伴う水道料金負担の軽減制度創設に関する
の請願について

【請願の趣旨】

1 願意

水道施設の老朽化対策や更新工事の必要性、水道料金の見直しが必要であることは十分理解しております。しかし、病気や障がい、介護が原因で水道使用量が増える世帯まで、一律に同じ負担を求めることが公平と言えるのか、疑問を感じています。

高齢化が進む浜田市では、今後、在宅で医療や介護を受けながら生活する市民がさらに増えていくことが予想されます。そのような方々が安心して暮らし続けられるよう、医療や介護に伴ってやむを得ず水道使用量が増える世帯への支援制度を検討していただきたいと考えます。

つきましては、次の事項についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

- (1) 医療・介護上の理由により水道使用量が増える世帯への水道料金減免制度または助成制度を創設すること。
- (2) 制度創設までの間、個別事情に応じた柔軟な支援や配慮を行うこと。
- (3) 水道料金改定に当たっては、医療・介護を必要とする世帯への影響を十分に検討し、市民に分かりやすく説明すること。



この請願は、私たち夫婦だけのためではありません。これからの浜田市において、病気や障がい、介護を抱えながら暮らす多くの市民が、安心して生活できる環境づくりにつながることを願い、提出するものです。

何卒、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます

2 理由

私は浜田市に住む年金生活者です。

妻は多系統萎縮症を患っており、病気の進行により頻尿となり、医療・介護上の理由から日常的に多くの水を使用せざるを得ません。また、衛生管理や介護のためにも、水道の使用は生活に欠かすことができません。

その結果、水道料金は約 5,000 円から約 10,000 円へと増加し、年金生活の私たちにとって大きな負担となっています。

浜田市上下水道部へ減免制度について相談しましたが、「制度がない」との回答でした。しかし、私たちのような世帯は、水を節約したくても、病気や介護のために使用量を減らすことができません。

以上のことから、本請願の提出に至る。

下水道工事に伴う道路仮埋戻し(仮復旧)の施工品質向上及び安全確保についての検討を求める請願

令和8年8月14日

あて先

浜田市議会議長 様

請願者

住所:

電話番号:

紹介議員

森谷公昭 印

1. 請願事項

浜田市内で実施されている下水道工事に伴う道路の仮埋戻し・仮復旧について、市民の安全な通行を確保するとともに、工事後の路面の凹凸、段差、沈下等による通行上の支障を可能な限り軽減するため、施工品質、施工管理、費用の積算及び工事完了後の維持管理等について検証し、必要な改善を図ることについて検討することを求めます。

2. 請願理由

(1)道路仮復旧の現状について



現在、浜田市内各地で下水道工事が行われています。

下水道工事では、道路を掘削した後に埋め戻しを行い、その後、本舗装を行うまでの間、仮舗装等による仮復旧が行われます。

一定期間、仮復旧の状態となることについては、工事の性質上、必要な場合があることは理解できます。

一方で、工事後の道路において、著しい凹凸や段差、沈下等が発生すると、車両の通行時に大きな衝撃が生じるほか、二輪車や自転車、歩行者等にとっても安全上の問題となる可能性があります。

また、車両が段差を通過する際の振動や騒音によって、周辺住民の生活環境に影響を及ぼすことも考えられます。

(2) 仮復旧であっても一定の施工品質が必要

下水道工事は比較的深い掘削を伴う場合があり、施工後に一定の沈下が発生する可能性があることは理解しています。

しかし、仮復旧であることを理由として、路面の平坦性や安全性が大きく損なわれることは望ましい状態とはいえません。

仮復旧から本復旧まで一定の期間を要するのであれば、その期間についても、市民が安全に道路を利用できるよう、一定の施工品質を確保することが必要です。

そのため、現在の施工方法や施工管理の実態について検証し、必要に応じて改善することについて検討することが重要です。

(3) 埋戻し・転圧等の施工管理について

道路の掘削後に埋戻しを行う場合、埋戻し材料、施工方法、転圧の状況等によって、その後の沈下や路面状態に影響が生じる可能性があります。

そこで、

- 埋戻し材料が適切であるか
- 所定の転圧が適切に行われているか

- 各工程における施工管理が適切に行われているか
- 仮舗装の厚さや材料が適切であるか
- 工事完了後の沈下等に対する確認が行われているか

などについて、改めて検証することが望めます。

既存の施工基準や検査制度がある場合についても、その基準が実際の現場において十分に機能しているかという観点から検証することが重要です。

(4)施工費用・積算についても検証する必要性

仮復旧の施工品質を確保するためには、施工方法だけでなく、そのために必要となる費用についても適切に設定されていることが重要です。

例えば、

- 仮舗装に必要な施工単価
- 舗装面積の算定方法
- 必要な転圧作業
- 材料費
- 現場管理費
- 安全確保に必要な経費

などについて、実際の施工に必要な費用と現在の積算内容に乖離がないかを確認することが考えられます。

適切な施工品質を確保するために必要な経費まで過度に抑制されていないかについても、検証することについて検討する必要があります。

(5)本復旧までの安全確保

仮復旧はあくまで本復旧までの暫定的な状態であることから、本復旧までの期間に路面の沈下や段差等が発生した場合には、できるだけ早期に把握し、必要な対応を行うことが重要です。

そのため、

- 工事箇所の定期的な確認

- ・ 市民からの通報・情報提供を受ける仕組み
- ・ 路面状態の確認
- ・ 必要に応じた補修
- ・ 特に危険性の高い箇所への迅速な対応

などについて、現在の管理体制を検証し、より迅速に対応できる仕組みについて検討することが望まれます。

3. 具体的に検討を求める事項

以上を踏まえ、浜田市において次の事項について検討することを求めます。

① 仮埋戻し・仮復旧の施工品質の検証

下水道工事に伴う道路の仮埋戻し・仮復旧について、路面の凹凸、段差、沈下等が発生する原因を検証し、埋戻し方法、転圧、仮舗装の材料・厚さ等について、必要な改善を行うことについて検討すること。

② 仮復旧における品質基準・現場検査の検証

現在の仮復旧に関する施工基準や検査方法について、実際の路面状態や市民の通行安全が十分に確保されているかを検証し、必要に応じて平坦性等の品質確保及び現場検査のあり方を見直すことについて検討すること。

③ 仮復旧に必要な施工費用の検証

仮復旧に必要な材料費、施工費、転圧等の作業費、安全管理費その他必要な経費について、現在の積算基準が適切であるかを検証し、安全で適切な施工を確保するために必要な経費のあり方について検討すること。

④ 本復旧までの道路状態の確認体制

仮復旧から本復旧までの期間において、路面の沈下、凹凸、段差等を定期的に確認する方法について検討すること。

⑤ 段差・凹凸等への迅速な対応

仮復旧後に著しい段差や凹凸等が発生した場合、市民からの情報提供等も活用しながら、必要な補修や安全確保を迅速に行うことができる体制づくりについて検討すること。

⑥ 施工品質に関する検証結果の活用

仮復旧に関して発生した路面の沈下、段差、凹凸等について、発生状況や原因を蓄積・分析し、今後の下水道工事における施工方法や施工管理の改善につなげる仕組みについて検討すること。

4. まとめ

下水道整備は、市民生活に必要な不可欠な重要な公共事業です。

その一方で、工事に伴って道路を掘削する以上、工事期間中及び本復旧までの期間において、市民が安全かつ快適に道路を利用できるようにすることも重要です。

仮復旧は一時的な措置であるとしても、その期間に著しい段差や凹凸が発生すれば、車両、二輪車、自転車、歩行者等の安全に影響する可能性があります。

また、路面の状態が悪化すれば、車両の振動や騒音によって周辺住民の生活環境にも影響することが考えられます。

したがって、単に「仮舗装だから仕方がない」とするのではなく、

「仮復旧の期間であっても、市民が安全に通行できる品質をどのように確保するか」

という観点から、施工方法、施工管理、積算、検査及び本復旧までの維持管理体制を総合的に検証することが重要です。

以上の観点から、浜田市における下水道工事に伴う道路仮埋戻し・仮復旧について、施工品質の向上、安全確保、適正な施工費用及び本復旧までの管理体制について検証し、必要な改善を図ることについて検討することを求めます。

以上、お願いいたします。

**令和8年9月浜田市議会定例会議
条例議案新旧対照表**

（文教厚生委員会）

新 旧 対 照 表 の 見 方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とす る。 2 〔略〕	（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

目 次

議案第49号	浜田市総合福祉センター条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
議案第58号	浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について	…	6ページ

現行	改正後（案）
<u>（目的及び設置）</u> <u>第1条 浜田市における老人、身体障害者等の福祉の向上及び健康づくりを図り、保健福祉施策を推進するとともに、民間地域福祉活動の活発化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）を浜田市野原町859番地1に設置する。</u> <u>（施設）</u> <u>第2条 総合福祉センターに次の施設を置く。</u> _____ <u>（1） 浜田市老人福祉センター（以下「老人福祉センター」という。）</u> <u>（2） 浜田市立野原デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という。）</u> <u>（事業）</u> <u>第3条 総合福祉センターにおいては、次に掲げる事業を行う。</u> <u>（1） 老人福祉センターが行う事業</u> <u>ア 老人に対する各種相談</u> <u>イ 老人、身体障害者等の健康の増進、教育の向上、レクリエーション等のための便宜供与</u> <u>ウ 老人クラブの育成</u> <u>エ その他社会福祉増進のため必要な事業</u> <u>（2） デイサービスセンターが行う事業</u> <u>ア 食事の提供</u> <u>イ 送迎</u>	<u>（目的及び設置）</u> <u>第1条 市民等が取り組む主体的な福祉活動への支援及びその活動の場の提供を行うことにより、総合的な福祉の増進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）を浜田市野原町859番地1に設置する。</u> <u>（定義）</u> <u>第2条 この条例において「市民等」とは、市内に居住する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者若しくは市内に存する学校に在学する者又は市内に所在する団体をいう。</u> 〔削る〕 〔削る〕 <u>（事業）</u> <u>第3条 総合福祉センターにおいては、次に掲げる事業を行う。</u> <u>（1） 市民等が取り組む福祉活動の支援及び活動の場の提供</u> 〔削る〕 〔削る〕 〔削る〕 〔削る〕 <u>（2） 福祉に関する相談及び情報の提供</u> 〔削る〕 〔削る〕

ウ 入浴の介助

エ 健康状態の確認

オ 機能訓練

カ 生活等に関する相談及び指導

キ その他目的達成のために必要な事業

(3) その他の事業

ア 機能訓練事業 歩行、上肢機能等の基本動作訓練、食事、衣類の着脱等の日常動作訓練、手工芸、レクリエーション、軽スポーツ等

イ その他市長が社会福祉の増進のため必要であると認める事業

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

〔新設〕

(1) 〔略〕

(2) 〔略〕

(3) 前2号に掲げるもののほか、総合福祉センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

第6条 削除

(開館時間及び休館日)

第7条 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

(利用時間)

第8条 総合福祉センターの利用時間は、次に掲げるとおりとする。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

(3) その他市長が福祉の増進のため必要と認める事業

〔削る〕

〔削る〕

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 〔略〕

(3) 〔略〕

(4) 前3号に掲げるもののほか、総合福祉センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

〔削る〕

(開館時間及び休館日)

第6条 〔略〕

(利用時間)

第7条 総合福祉センターの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(利用対象者)

第8条 総合福祉センターの利用対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 老人福祉センター

ア 一般利用 午前9時から午後9時まで

イ 浴室 火曜日及び木曜日の午前11時から午後4時まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）

(2) デイサービスセンター 午前8時30分から午後5時まで

(3) 機能訓練 午前10時から午後3時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

（利用対象者）

第9条 総合福祉センターの利用対象者は、次に掲げるものとする。

(1) 老人福祉センターの利用者

ア 浜田市に居住するおおむね60歳以上の者、身体障害者等

イ 社会福祉を目的とする団体

(2) デイサービスセンターの利用者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第3項に規定する要介護者、同条第4項に規定する要支援者又はこれに準ずると市長が認める者

(3) 機能訓練のための利用者 浜田市に居住する40歳以上の者であって、心身の機能が低下している者のうち、医療終了後も継続して心身の機能を維持するための訓練を行う必要のあるもの

(4) その他市長が特に必要と認める者

（利用許可）

第10条 〔略〕

2・3 〔略〕

（利用の制限）

第11条 〔略〕

2 〔略〕

（特別設備等の制限）

(1) 福祉活動のため利用する市民等

〔削る〕

〔削る〕

(2) その他市長が特に必要と認める者

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

（利用許可）

第9条 〔略〕

2・3 〔略〕

（利用の制限）

第10条 〔略〕

2 〔略〕

（特別設備等の制限）

第12条 〔略〕

（目的外利用等の禁止）

第13条 〔略〕

（利用料金）

第14条 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（1） 第9条第1号に規定する者 無料

（2） 第9条第2号に規定する者 法第41条第4項の規定により厚生労働大臣が定める基準の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額

（3） 第9条第3号に規定する者 無料

（4） 第9条第4号に規定する者 無料

2 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

〔新設〕

〔新設〕

（利用料金の収入）

第15条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の不還付）

第16条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由その他指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（原状回復の義務）

第17条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は**第11条第1項**の規定により利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

第11条 〔略〕

（目的外利用等の禁止）

第12条 〔略〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

（利用料金）

第13条 利用料金は、無料とする。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

（原状回復の義務）

第14条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は**第10条第1項**の規定により利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務) <u>第18条</u> 〔略〕 (委任) <u>第19条</u> 〔略〕	(損害賠償等の義務) <u>第15条</u> 〔略〕 (委任) <u>第16条</u> 〔略〕
---	---

現行	改正後（案）
<u>浜田市金城高齢者生活福祉センター条例</u> <u>（目的及び設置）</u> <u>第1条 在宅の高齢者等の自主的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上並びに家族の身体的及び精神的な労苦の軽減を図るとともに、地域活動の活性化を支援し、もって地域社会福祉の推進に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市金城高齢者生活福祉センター（以下「高齢者生活福祉センター」という。）を浜田市金城町下来原1541番地20に設置する。</u> <u>第2条 削除</u> <u>（事業）</u> <u>第3条 高齢者生活福祉センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</u> <u>（1） デイサービス事業 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業</u> <u>（2） 〔略〕</u> <u>（3） 交流事業</u> ア <u>家族介護者教室</u> イ <u>介護予防のための歩行、上肢機能等の基本動作訓練</u> ウ <u>食事・衣類着脱等の日常動作訓練</u> エ <u>手工芸、レクリエーション、軽スポーツ等を通した機能訓練</u> <u>（4） 〔略〕</u> <u>（5） その他目的達成のために必要な</u>事業 <u>（管理）</u> <u>第4条 高齢者生活福祉センター</u>の管理は、法人その他の団体であつ	<u>浜田市さんあいホーム条例</u> <u>（目的及び設置）</u> <u>第1条 高齢者の心身の健康増進及び社会的孤立感の解消を図るとともに、地域活動の活性化を支援し、もって地域福祉の推進に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、浜田市金城高齢者生活福祉センター（以下「高齢者生活福祉センター」という。）を浜田市金城町下来原1541番地20に設置する。</u> <u>〔削る〕</u> <u>（事業）</u> <u>第2条 さんあいホームは</u>、次に掲げる事業を行う。 <u>〔削る〕</u> <u>（1） 〔略〕</u> <u>（2） 交流事業</u> ア <u>高齢者の福祉に関する相談及び情報の提供</u> イ <u>高齢者の健康増進及びレクリエーション等の支援</u> ウ <u>高齢者又は高齢者団体の自主活動のために必要な場の提供</u> <u>〔削る〕</u> <u>（3） 〔略〕</u> <u>（4） その他市長が地域福祉の推進のため必要であると認める</u>事業 <u>（管理）</u> <u>第3条 さんあいホーム</u>の管理は、法人その他の団体であつ

て、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

〔新設〕

- (1) 高齢者生活福祉センターの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 高齢者生活福祉センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、高齢者生活福祉センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

第6条 削除

（開館時間）

第7条 高齢者生活福祉センターの開館時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（休館日）

第8条 高齢者生活福祉センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(1)・(2) 〔略〕

（利用時間）

第9条 高齢者生活福祉センターの利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(1) デイサービス事業 午前10時から午後2時まで

(2) 〔略〕

(3) 交流事業 午前8時30分から午後5時まで

(4) 〔略〕

て、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第2条各号に掲げる事業に関する業務

(2) さんあいホームの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務

(3) さんあいホームの維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、さんあいホームの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

〔削る〕

（開館時間）

第5条 さんあいホームの開館時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（休館日）

第6条 さんあいホームの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(1)・(2) 〔略〕

（利用時間）

第7条 さんあいホームの利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

〔削る〕

(1) 〔略〕

(2) 交流事業 午前8時30分から午後9時まで

(3) 〔略〕

(利用対象者)

第10条 高齢者生活福祉センターの利用対象者は、次に掲げる者とする。

(1) デイサービス事業 介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等

(2) 〔略〕

〔新設〕

(3) 交流事業

ア 家族介護者教室の参加者

イ 介護予防に資するために機能訓練等を行う必要のある者

(4) 〔略〕

(5) 〔略〕

(利用許可)

第11条 〔略〕

2 〔略〕

3 指定管理者は、第1項の規定により利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないものとする。

(1)～(3) 〔略〕

〔新設〕

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団の**利用及び**その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる利用をするとき。

(5) 〔略〕

4 介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等は、第1項の許可を受けたものとみなす。

(利用の制限)

(利用対象者)

第8条 さんあいホームの利用対象者は、次に掲げる者とする。

〔削る〕

(1) 〔略〕

(2) 交流事業 地域住民との交流を行う団体又は個人

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

(3) 〔略〕

(4) 〔略〕

(利用許可)

第9条 〔略〕

2 〔略〕

3 指定管理者は、第1項の規定により利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないものとする。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 政治目的又は宗教的活動のため利用するとき。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団_____その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる利用をするとき。

(6) 〔略〕

〔削る〕

(利用の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を**命じる**ことができる。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 前3号に掲げる場合のほか、**高齢者生活福祉センター**の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。 _____

(特別設備等の制限)

第13条 〔略〕

(目的外利用等の禁止)

第14条 〔略〕

(利用料金)

第15条 **第3条第1号から第3号まで又は第5号に規定する**事業における施設の利用料金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) **デイサービス事業 介護保険法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額**

(2) 〔略〕

(3) 〔略〕

(4) 〔略〕

2 **第3条第4号**に規定する事業における施設の利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 〔略〕

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を**命ずる**ことができる。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 前3号に掲げる場合のほか、**さんあいホーム**の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。**ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。**

(特別設備等の制限)

第11条 〔略〕

(目的外利用等の禁止)

第12条 〔略〕

(利用料金)

第13条 **第2条各号（第3号を除く。）に掲げる**事業における施設の利用料金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

〔削る〕

(1) 〔略〕

(2) 〔略〕

(3) 〔略〕

2 **第2条第3号**に規定する事業における施設の利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 〔略〕

(利用料金の収入) 第16条 〔略〕 (利用料金の減免) 第17条 〔略〕 (利用料金の不還付) 第18条 〔略〕 (原状回復の義務) 第19条 利用者は、<u>施設の利用を修了した</u>とき、又は第12条第1項の規定により利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。 (損害賠償等の義務) 第20条 〔略〕 (委任) 第21条 〔略〕 別表 (第15条関係) 〔略〕 備考 利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、当該端数は1時間とみなして算定する。	(利用料金の収入) 第14条 〔略〕 (利用料金の減免) 第15条 〔略〕 (利用料金の不還付) 第16条 〔略〕 (原状回復の義務) 第17条 利用者は、<u>施設等の利用を終了した</u>とき、又は第10条第1項の規定により利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。 (損害賠償等の義務) 第18条 〔略〕 (委任) 第19条 〔略〕 別表 (第13条関係) 〔略〕 備考 利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、当該端数は1時間とみなして算定する。
--	---

島根県における国民健康保険料水準の統一について

平成 30 年度から国民健康保険の財政運営の責任主体となった島根県は、県内市町村で異なる保険料の水準を統一する方針を示しました。

1. 国保財政運営の仕組み

- (1) 県は、市町村からの納付金などをもとに、保険給付に必要な費用を市町村に交付している。
- (2) 市町村は、県への納付金などに要する費用を基に保険料率を定め、各世帯に対して賦課・徴収を行っている。

2. 島根県国保の現状

- (1) 被保険者の減少⇒被保険者は大きく減少、高齢化は進行
 - ・ 令和 6 年度の被保険者数は 107,501 人で、過去 10 年間で 29% の減少
- (2) 医療費の状況⇒医療費総額は減少するも、一人当たり医療費は増加
- (3) 保険料の状況⇒一人当たり保険料額は近年増加傾向
- (4) 保険者の状況⇒保険者規模の縮小により運営リスクが増加
 - ・ 11 市町村が被保険者数 3,000 人未満

3. 保険料水準統一の意義

- (1) 被保険者の減少により、保険者規模が縮小していくなかで、将来に向けた財政運営の安定化を図る。
- (2) 県広域化以降、保険給付を県内全市町村の被保険者で支え合う状況となっていることを踏まえ、被保険者の負担の公平性を図る。

4. 保険料水準統一の方向性と目標時期

(1) 令和10年度までに納付金ベースの統一

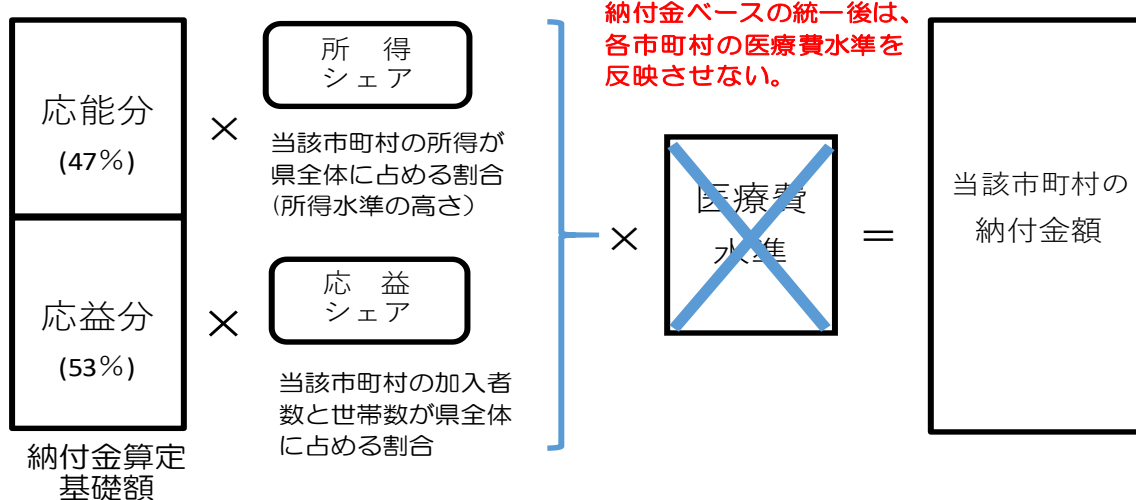
（医療費の水準を各市町村の納付金に反映させない）

(2) 令和15年度までに完全統一（保険料率の全県統一）

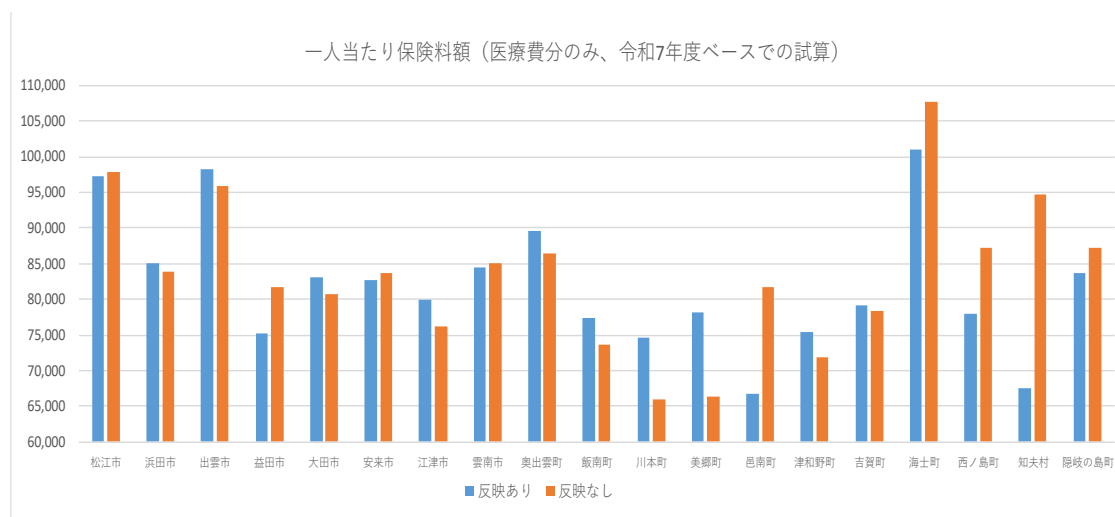
県が共通の保険料率を提示

ただし、適用困難な市町村は令和18年度まで猶予期間を設定

市町村ごとの納付金の算定方法



5. 保険料水準の統一による保険料の変化



	松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市	奥出雲町	飯南町	川本町	美郷町	邑南町	津和野町	吉賀町	海士町	西ノ島町	知夫村	隠岐の島町
反映あり	97,199	85,011	98,244	75,230	83,181	82,613	80,021	84,518	89,590	77,442	74,707	78,139	66,673	75,510	79,086	100,996	77,988	67,595	83,726
反映なし	97,841	83,976	95,887	81,765	80,728	83,677	76,171	85,069	86,417	73,627	65,934	66,390	81,728	71,783	78,401	107,659	87,176	94,767	87,154
増 減	641	△ 1,035	△ 2,356	6,535	△ 2,453	1,064	△ 3,850	551	△ 3,172	△ 3,815	△ 8,773	△ 11,748	15,054	△ 3,728	△ 685	6,663	9,189	27,172	3,428

令和 8 年 9 月 10 日
文教厚生委員会資料
教育委員会教育総務課

教 育 委 員 会

自己点検・評価報告書

令和 8 年 8 月



浜田市教育委員会

自己点検・評価に当たって

少子高齢化による人口減の進行、急速な技術革新による飛躍的な ICT の発展、人生 100 年時代の到来が見込まれるなど、教育を取り巻く環境は日々変化しています。

令和 3 年度には、浜田市総合振興計画後期基本計画（令和 4 年度～令和 7 年度）が策定されました。これに合わせ、教育委員会も同計画の実現をより具現化するための実施計画（アクションプラン）として、新たな浜田市教育振興計画（令和 4 年度～令和 7 年度）を策定しました。

その後、令和 7 年度に浜田市総合振興計画後期基本計画の計画期間が 1 年延長され、令和 8 年度までとなったことから、浜田市教育振興計画の計画期間も令和 8 年度まで延長しました。

教育委員会としては、本計画に沿って浜田市の教育振興を着実に推進し、教育行政の執行責任を果たしてまいります。

令和 7 年度は、この教育振興計画（令和 4 年度～令和 8 年度）の 4 年目の実施年度となりました。

教育委員会による自己点検及び評価は、教育委員会自らがその権限に属する事務の管理及び執行状況について、教育委員会が決定した基本方針に沿っているのか、時代の要請に応えたものになっているのか等について点検・評価を行うものであり、その執行責任を果たすために必要な事務です。

なお、この点検及び評価に関することは、教育行政の基本方針に関することなどとともに、教育長に委任できず、教育委員会自らが管理・執行する事務として位置づけられ（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 25 条第 2 項）、その結果を議会に提出するとともに、公表することが義務づけられています（地教行法第 26 条）。

浜田市教育委員会では、浜田市教育振興計画（令和 4 年度～令和 8 年度）の施策体系に基づき、主要施策と具体的取組一覧に掲げたそれぞれの事業について、事業終了後に事務局から執行状況の報告を受け、点検・評価を行いました。

その結果を、「教育委員会自己点検・評価結果報告書」のとおり取りまとめましたので、地教行法第 26 条の規定により報告します。

令和 8 年 8 月

浜田市教育委員会

《 目 次 》

	ページ
1 教育委員会自己点検・評価（総評）	1
2 浜田市教育振興計画事業進捗状況 教育委員会自己点検・評価項目一覧	7
I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～	
(1) 生きる力の育成	
① 幼児教育の充実	(教育総務課) No. 1..... 8
② 幼児教育センターの設置	(教育総務課) No. 2..... 10
③ 学力育成総合対策事業	(学校教育課) No. 3..... 12
④ ふるさと郷育推進事業	(学校教育課) No. 4..... 14
⑤ 小中連携教育推進事業	(学校教育課) No. 5..... 15
⑥ 教職員の働き方改革	(学校教育課) No. 6..... 17
⑦ 小中学校統合再編	(教育総務課) No. 7..... 19
⑧ 学校施設整備事業	(教育総務課) No. 8..... 20
(2) 一人一人を大切にする教育の推進	
① 幼児通級教室の設置	(教育総務課) No. 9..... 22
② 問題行動、いじめ等の指導相談	(学校教育課) No. 10..... 23
③ ICT 機器を活用した授業改善事業	(学校教育課) No. 11..... 24
④ 学校における人権・同和教育推進事業	(人権同和教育室) No. 12..... 26
(3) 食育と健全な体づくりの推進	
① 食育推進事業	(教育総務課) No. 13..... 28
② 学校給食での地産地消の推進	(教育総務課) No. 14..... 30
③ 学校体育大会支援事業	(学校教育課) No. 15..... 32
II 家庭教育支援の推進 ～地域ぐるみで子どもを育む～	
(1) 家庭教育支援の充実	
① 浜田親子共育応援プログラム (HOOP!) の実施	(学校教育課) No. 16..... 33
② 放課後子ども教室・地域学習支援事業の実施	(学校教育課) No. 17..... 34

		ページ
③ 「家読」の推進	(教育総務課) No. 18	35
(2) 青少年の健全育成		
① 青少年団体及び関係協議会等への補助事業	(学校教育課) No. 19	36
② 不登校、ひきこもりなどの社会参加・自立に向けた支援の継続	(学校教育課) No. 20	37
③ 居場所活動等の充実、相談・支援、他機関との連携の充実	(学校教育課) No. 21	39
Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～		
(1) ふるさと郷育及びはまだっ子共育の推進		
① ふるさと郷育推進事業【再掲】	(学校教育課) No. 22	41
② 教育魅力化推進事業(教育魅力化コンソーシアム支援)	(学校教育課) No. 23	42
③ はまだっ子共育推進事業	(学校教育課) No. 24	44
④ 放課後子ども教室・地域学習支援事業の実施【再掲】	(学校教育課) No. 25	46
(2) まちづくりセンターを拠点とした社会教育の推進		
① はまだっ子共育推進事業【再掲】	(学校教育課) No. 26	47
② まちづくりセンター活動推進事業	(学校教育課) No. 27	49
③ まちづくりセンター等における人権・同和教育推進事業	(人権同和教育室) No. 28	51
(3) 図書館サービスの充実		
① レファレンスサービスの充実	(教育総務課) No. 29	53
② ボランティア団体との連携、充実	(教育総務課) No. 30	54
③ イベントなどの読書活動推進事業	(教育総務課) No. 31	55
Ⅳ 生涯スポーツの振興 ～スポーツを通じた心身の健康増進～		
(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進		
① 総合スポーツ大会の開催	(スポーツ振興課) No. 32	57
② 軽スポーツ活動の推進	(スポーツ振興課) No. 33	58

(2) スポーツ精神の高揚と競技力の向上

① トップアスリート等の各種スポーツ教室の開催

(スポーツ振興課) No. 34..... 59

(3) スポーツ・レクリエーション環境の整備

① 学校開放事業の利用増加

(スポーツ振興課) No. 35..... 60

V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～

(1) 芸術文化の振興

① 石央文化ホールの管理運営

(文化振興課) No. 36..... 61

② 世界こども美術館の管理運営

(文化振興課) No. 37..... 63

③ 石正美術館の管理運営

(文化振興課) No. 38..... 65

④ 文化振興事業

(文化振興課) No. 39..... 67

(2) 伝統文化の保存継承

① 文化振興事業【再掲】

(文化振興課) No. 40..... 69

② 歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)

(文化振興課) No. 41..... 71

(3) 文化財の調査・保存と活用

① 各指定文化財の保護管理

(文化振興課) No. 42..... 72

② 市内に所在する様々な文化財の調査研究

(文化振興課) No. 43..... 73

③ 市内遺跡発掘調査事業

(文化振興課) No. 44..... 74

④ 市誌編纂事業

(文化振興課) No. 45..... 75

⑤ 歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)【再掲】

(文化振興課) No. 46..... 76

(4) 地域文化の交流拠点づくり

① 市内各資料館の管理運営

(文化振興課) No. 47..... 77

② 歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)【再掲】

(文化振興課) No. 48..... 78

(5) 認定された日本遺産の活用

① 浜田城資料館管理事業(北前船関係展示)

(文化振興課) No. 49..... 79

② 歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)【再掲】

(文化振興課) No. 50..... 80

3 浜田市教育振興計画の目標達成度について 81

1. 教育委員会自己点検・評価（総評）

空 白

1. 教育委員会自己点検・評価（総評）

浜田市教育委員会の自己点検・評価は、令和3年度に策定した浜田市教育振興計画（令和4年度～令和8年度）の施策体系に基づいて点検・評価を行っている。

浜田市教育振興計画の基本理念は、「人権尊重」、「共生」、「学校、家庭、地域の連動」の3つの「教育推進」により形作られており、この3点からなる基本理念を体現するための5本の施策の柱である「Ⅰ 学校教育の充実」、「Ⅱ 家庭教育支援の推進」、「Ⅲ 社会教育の推進」、「Ⅳ 生涯スポーツの振興」、「Ⅴ 歴史・文化の伝承と創造」について、総括評価を行う。



I 学校教育の充実

学校教育では、幼児期から高校まで一貫して「生きる力」を育み、子ども一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが重要である。

これらを踏まえ、幼児教育の質の向上に係る取組として令和5年度に設置した幼児教育センター及び幼児通級教室にて専門性を活かした支援を行ったほか、各学校においては、子どもの能力や興味を引き出し、ICT 機器等も活用しながら個別最適な指導の推進に努めた。

特に令和7年度は、小中学校に児童生徒の理解度に応じた出題が可能である AI ドリルを導入した。

また、一人一人に応じた指導を可能にするには、教職員が子どもとじっくり向き合う時間を確保することが重要であるとの認識から、引き続き教職員の働き方改革に取り組むとともに、「浜田市教職員働き方改革プラン」及び「浜田市立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針」を策定した。

環境整備の取組については、引き続き課題である学校施設の老朽化対応に対し、緊急改修などを集中的に行い、教育環境の改善を図っている。

児童生徒の健全な体づくりについて、令和5年度から引き上げ改定を行った学校給食費において、令和7年度は令和6年度に引き続き、値上げ額の1/3を補助する激変緩和措置を行うとともに、米価や食材費の高騰に対する補助を行い、保護者負担増の緩和を図った。

II 家庭教育支援の推進

家庭環境をはじめ、子どもたちを取り巻く環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、家庭や地域における教育力の低下が懸念されている。

そのため、幼児教育施設、学校、家庭及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、一体となって次世代を担う子どもの育ちを支え、子どもも大人も成長できるような取組の推進に努めた。

令和7年度は、図書館において「児童クラブ等図書貸出セット」の整備を行い、市内の児童クラブ、放課後等デイサービス施設へ貸出を開始するなど、読書活動の

推進を図った。

また、日常生活を円滑に営むうえでの困難を抱える子どもや若者に対し、引き続き専門職員の配置や一人一人に応じた支援を行った。特に令和6年度から試行的に設置している校内フリースクールを令和7年度は新たに小学校4校に設置し、児童生徒の学びの場の確保に努め、安心して過ごせる居場所づくりや相談・支援体制の充実など、青少年の健全育成に取り組んだ。

Ⅲ 社会教育の推進

学校では、新しい時代に求められている資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められ、これまで以上に地域と学校の連携・協働の推進が重要になっている。

さらに、社会教育・生涯学習を基盤とした協働のまちづくりを推進するためには、地域で活躍する人材を育成していく必要がある。

これらを踏まえ、子どもたちの郷土愛の心を育む「ふるさと郷育」の推進、まちづくりセンター職員の社会教育士称号取得者数の増加、地域社会に関心を持ち積極的にまちづくりに参画できる人材や団体の育成、高校生の主体的な地域活動の支援等に取り組んだ。

特に、令和7年度は、各小中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールをスタートさせた。

また、学校運営協議会委員とまちづくりセンター職員及び共育コーディネーターの合同研修会を開催するなど、コミュニティ・スクールとはまだっ子共育推進事業を一体的に取り組む仕組みに向けた動き出しを行った。

図書館においては、レファレンスをはじめとする資料提供機能の向上に取り組むとともに、課題である読み聞かせボランティアの育成を図るため、令和7年度は読み聞かせ基礎講座を開催するなど、図書館サービスの充実に取り組んだ。

Ⅳ 生涯スポーツの振興

少子高齢化により競技人口が減少するなか、市民のスポーツに対するニーズは多様化している。また、「人生100年時代」を見据え、心身ともに健康で過ごせる健康寿命の延伸が課題となっている。

このことから、一人一人のライフスタイルに応じてスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められている。

これらを踏まえ、子どもから高齢者まであらゆる世代に応じたスポーツ・レクリエーション活動の推進、スポーツ少年団や各種競技団体等との連携によるスポーツ精神の高揚と競技力の向上、市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境整備等に取り組んだ。

その中でも令和7年度は、学校開放事業における鍵の貸し借りや利用申請などを来庁することなく、インターネットで手続きできる予約管理システムの令和8年度導入に向け、取組を行った。

V 歴史・文化の伝承と創造

市民が芸術文化をより身近に感じ、楽しみながら豊かな心を創造できるようにするには、日常的に芸術文化に触れられるような環境づくりと、市民が主体となった文化活動の推進が必要である。

また、本市に伝え残された石見神楽などの伝統文化、三隅大平桜などの天然記念物、浜田城跡などの史跡等、多くの文化財を調査・保存活用し、次世代へ伝承していくことが重要である。

芸術文化の振興については、令和7年度は、新市誕生20周年記念事業「フォレストコンサート in 浜田」をはじめ、幅広い年代を対象とした様々な分野の事業に取り組み、広く市民に芸術文化に触れる機会を創出した。

また、文化財行政については、令和6年度に文化庁に認定された文化財保存活用地域計画に基づいた取組を実施するとともに、石見神楽に用いられる用具のうち、石見神楽面と石見神楽衣裳について調査を実施するなど、伝統文化の保存継承に向けた取組を進めた。

2. 浜田市教育振興計画事業進捗状況 教育委員会自己点検・評価項目一覧

教育委員会自己点検・評価表

No. 1

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成
具 体 的 取 組		① 幼児教育の充実
担 当 課		教育総務課
内 容		幼児教育の質の向上のため、幼児教育施設、家庭、地域、行政が一体となり、以下に重点的に取り組む。 1 幼児教育施設における保育・教育の質の向上 質の高い保育・教育を提供するために、令和5年度に設置した「浜田市幼児教育センター」を中心とした幼児教育推進体制を構築し、保育・教育に携わる人材の専門性の向上などの取組を推進する。 2 地域資源を活用した教育・保育 乳幼児期は、「遊び込む」ことが重要であり、そのためには、子どもの興味・関心に即した環境に出会わせることが必要である。幼児教育施設においては、これらの環境を園内だけの活動にとどまらず、まちづくりセンターや社会教育施設などと連携し、地域全体に求めている取組を推進する。 3 特別な配慮を必要とする子どもへの支援 特別な配慮を必要とする子どもに対しては、一人一人に応じた丁寧な支援を行う。特に、子どもの発達状況や保護者のニーズに応えるためには、様々な選択肢が必要であるため、令和5年度、統合幼稚園内に「幼児通級教室」を設置した。 4 幼児教育施設と小学校との円滑な接続・連携 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼児教育施設と小学校との合同研修会などの連携を促進するとともに、学びの連続性を確保するための取組を推進する。 5 家庭等における子育て支援 幼児教育施設と家庭が連携し、浜田親子共育応援プログラム（H00P!）の愛着形成プログラムを活用するなど、保護者支援を実施する。また、子育て世代包括支援センターなどの関係機関とも連携しながら、家庭や地域の子育て支援にも取り組む。
7 年 度 の 目 標		1 保育・教育人材の育成及び保育環境の充実 2 幼児通級教室の実施 3 幼小連携・接続研修の開催 4 幼児教育施設における浜田親子共育応援プログラム（H00P!）の活用

点 検 ・ 評 価 項 目	
7 年 度 の 実 績	1 市内幼児教育施設の研修等に浜田市幼児教育センターからアドバイザーを派遣して、講義及び演習等を行った。また、新たな取組として、市内幼児教育施設の職員等を対象とした専門研修を開催し、保育人材の専門性の向上に取り組んだ。 2 市内教育・保育施設及び保健師等と連携し、浜田市幼児通級教室において遊びを中心とした個別支援を行った。また、利用者の保護者とも面談を行い、子育てや発達に関する相談や必要に応じて関係機関等とつなぐなど、保護者支援を行った。 3 市主催で市内幼児教育施設と小学校を対象とした幼小連携・接続に係る合同会議及び合同研修を開催した。幼小接続に係る幼児教育施設と小学校の取組状況や課題について相互理解を図るとともに、今後の接続のあり方について協議・検討を行った。 4 浜田親子共育応援プログラム（HOOP!）を7施設が活用した。 【内訳】保育所4施設、認定こども園1施設、幼稚園2施設
教 育 委 員 会 の 評 価	浜田市幼児教育センター及び幼児通級教室において、それぞれの専門性を活かし、保育・教育に携わる人材の専門性の向上に取り組むとともに、個別の支援を必要とする子どもへの支援や浜田親子共育応援プログラム（HOOP!）等による保護者に対する支援を行った点について評価できる。引き続き、浜田市全体の幼児教育の推進に向けて、民間の幼児教育施設及び小学校、関係機関等と連携して取り組み、子ども一人一人に応じた丁寧な支援を行う必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 2

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成
具 体 的 取 組		② 幼児教育センターの設置
担 当 課		教育総務課
内 容		乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児教育施設においては、保育・教育の質の向上が重要となっている。 そのため、令和5年度の公立幼稚園の統合に併せて、統合幼稚園内に市内幼児教育力向上の拠点として、「浜田市幼児教育センター」を設置した。浜田市幼児教育センターでは、市内幼児教育施設への個別訪問を中心とした支援を行うことで、公私や施設類型の枠を超え、市全体で0歳から質の高い保育・教育の提供を目指す。
7 年 度 の 目 標		1 保育従事者等に対する研修の実施 2 幼小連携・接続研修の開催 3 保育人材の育成

点 検 ・ 評 価 項 目	
7 年 度 の 実 績	1 市内幼児教育施設の研修等に浜田市幼児教育センターからアドバイザーを派遣して、講義及び演習等を行った。また、市内幼児教育施設の職員等を対象に「環境を通して行う教育・保育」について研修会を開催し、保育の事例検討や各幼児教育施設の取組について情報交換等を行った。 (1) 訪問支援 ア 派遣件数 42件（19施設/28施設） イ 派遣内容 ・ 子ども理解・環境の構成について（23件） ・ 幼小接続について（10件） ・ 特別支援教育について（4件） ・ 保護者支援について（2件） ・ 相談、面談等（3件） ウ 参加者数 335人 (2) 幼児教育合同研修 ア 開催日 令和7年5月16日（金） イ 場 所 浜田まちづくりセンター 研修室 ウ 参加者数 40人 2 市主催で市内幼児教育施設と小学校を対象とした幼小連携・接続に係る合同会議及び合同研修を開催し、取組状況の実践紹介や幼児期からの学びのつながりについて、協議・検討を行った。また、市内小学校を対象とした幼小接続についての研修会の開催及び小学校が実施する研修会に講師としてアドバイザーを派遣し、講義及び演習等を行った。 (1) 幼小連携・接続会議、研修 ア 管理職会議 令和7年7月25日（幼児教育施設32名、小学校16名参加） イ 職員研修 令和7年7月31日（幼児教育施設31名、小学校18名参加） (2) 幼小接続研修会（小学校） ア 開催数 1回 イ アドバイザー派遣 4校 3 保育従事者がより子ども理解を深めていくことを目的とした研修会を実施した。他園の保育従事者と課題や自園の取組等を共有し、望ましい保育について共に考えることができた。 子どもを語る会 9回開催 延べ36名参加 4 保育士・幼稚園教諭を目指す人材を育成するため、市内の中学校・高校において講師として保育に関する授業等を行った。 派遣実績 第一中学校、第二中学校、第三中学校、浜田東中学校、金城中学校、旭中学校、弥栄中学校、三隅中学校、浜田高校、浜田商業高校、浜田水産高校 5 幼児教育アドバイザー研修に参加し、国や県の幼児教育に係る施策の情報収集や幼児教育についての知見を高めるとともに、他市町村との情報交換を図った。 市町村幼児教育アドバイザー合同研修（4回）
教 育 委 員 会 の 評 価	幼児教育を推進するための訪問支援や保育従事者に対する研修に加え、保育人材の育成として中学生や高校生に対する授業を行うなど、幼児教育センターの専門性を活かした取組を実施している点について評価できる。また、幼小接続に係る研修会等の開催やアドバイザー派遣など、幼児期からの学びをつなげるための取組についても意義がある。引き続き、各幼児教育施設に伴走しながら関係機関と連携して、市全体の幼児教育の推進及び各幼児教育施設と小学校との円滑な学びの接続に向けた取組を実施する必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 3

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成
具 体 的 取 組		③ 学力育成総合対策事業
担 当 課		学校教育課
内 容		1 全国学力・学習状況調査結果を分析して成果と課題を明らかにするとともに、課題解決方策を各学校へ周知する。 2 市の授業改善方策実現のため、教科等の授業に関する市指導主事による学校訪問指導を行い、教員の授業力向上を図る。 3 学力育成総合対策事業の各事業の充実とその成果の普及を図る。
7 年 度 の 目 標		全国学力・学習状況調査における国語、算数・数学の浜田市平均正答率が県平均正答率を上回る。
7 年 度 の 実 績		1 学力調査結果 () 内の数値は前年度調査の数値 (1) 全国学力・学習状況調査 (対象：小学校6年、中学校3年) 小学校6年：国語0.0P(-4.0P)・算数0.0P(-3.0P) 中学校3年：国語-3.0P(-3.0P)・数学-6.0P(-4.0P) 学力調査結果分析及び成果と課題、今後の方策についてまとめ、各学校へ情報提供をした。分析結果を校長会において説明するとともに、解説付きパワーポイントにまとめ、各学校での校内研修実施及び授業改善の取組推進を働きかけた。 2 市指導主事による学校訪問指導 各学校への訪問指導を年間4回実施した。1回目は授業改善方針を中心とした聞き取り及び協議、2・3回目は授業研究訪問指導、4回目は全国学力・学習状況調査結果を基にした課題の検証と今後の授業改善方策の聞き取り及び指導・助言を行った。2・3回目については、授業構想段階から関わった。この他に令和6年度の取組を踏まえた授業改善プランを解説付きパワーポイントにまとめ、各学校の年度初めの研修で活用し、授業改善の取組が推進できるようにした。 3 学力育成総合対策事業の各指定校事業等における取組 (1) 各指定校事業 指定校は年間2回以上の公開授業及び研究協議会を開催し、教員は指定校の公開授業及び研究協議会に年1回は参加することとした。 各指定校の取組を学力向上推進室だより等で各学校へ周知した。 (2) 研修会の実施 ① 調べる学習研修会 6月10日 参加者37名 ② 協調学習研修会 8月5日 参加者76名 ③ 図書館活用教育研修会 8月26日 参加者50名 4 AIドリルの活用 (1) 小学校及び中学校において、5教科対応のAIドリルを導入した。 (2) 活用率 (1週間単位) 令和7年9月1日 令和7年12月1日 令和8年2月16日 小学校 37.9% 64.7% 65.9% 中学校 30.1% 32.0% 37.6%

点 検 ・ 評 価 項 目

教 育 委 員 会 の 評 価

全国学力調査の平均正答率において、小学校5年生平均正答率が国語と算数で県の平均正答率とならんだことは評価できる。これまでの取組の成果が徐々に表れ始めていると考えられる。

教師の授業力向上のために、授業改善プランを基にした市指導主事による授業構想段階から関わる支援や指定校の公開授業に各教員が年1回は参加するなどの教員の研修機会を充実させたことの効果が表れてきていることが伺われる。

新たなAIドリルを導入し、児童生徒の理解度に応じた出題となっており、学びに効果的であると考えられる。当初は活用がなかなか進まなかったが、徐々に活用が進んでおり、全国学力・学習状況調査では、全面的なCBT化が計画されているなどICTを活用する力を伸ばしていくことが求められており、今後更なる活用を進めていく必要がある。

授業改善プランについては取組の重点を定め、授業研究訪問指導や学力向上推進室だよりなどを通じて、各学校の取組が充実するように取り組む必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 4

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成
具 体 的 取 組		④ ふるさと郷育推進事業
担 当 課		学校教育課
内 容		島根県事業である「ふるさと教育推進事業」及び本市で取り組む「海洋教育・自然体験推進事業」を通じて、小中学校9年間を体系化し、地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を実施し、ふるさとへの愛着や誇りを醸成し、心豊かでたくましく、未来を担う子どもを育成する。 また、地域ぐるみでふるさと教育の支援を行うことにより、子どもだけでなく、大人、家庭、学校といった地域ぐるみの取組とする。
7 年 度 の 目 標		全ての小中学校において、地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を年間20時間以上実施し、ふるさとへの愛着や誇りを醸成し、心豊かでたくましく、未来を担う子どもを育成する。 また、学校運営協議会を全校に設置し、地域とともにある学校づくりを推進する。
7 年 度 の 実 績		「ふるさと教育推進事業」では、浜田市校長会等と連携して、地域の「ひと・もの・こと」を活用し、幼稚園および全ての小中学校において地域の特色を活かした様々なふるさと教育を実施した。 「はまだっ子共育推進事業」の推進体制が整っている中で、地域と学校との連携は安定的に円滑に推進され、様々な体験や地域の方々との交流を通じて、感謝の気持ちを育み、ふるさとへの愛着や誇りを持つことに繋がっている。また、子どもたちの力で事業目的を達成できたことをきっかけに地域の課題解決に貢献しようとする態度も見られるようになった。 また、すべての小中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールをスタートさせた。これにより、学校と地域の協働活動をより一体的に進めることができるようになり、「社会教育」や「ふるさと教育」の充実にも繋がっている。
教育委員会の評価		各学校においては、学年ごとで子どもたちのレベルに合わせたカリキュラムが設定されており、ふるさと浜田への愛着や誇りの醸成に繋がっていると評価する。 「地域に開かれた教育課程」の実現のため、多様な他者とともに協働しながら学ぶ教育活動となり、子どもたちや保護者、地域や学校と一層の連携強化が図られるようコミュニティ・スクールが開始されたことは評価できる。

教育委員会自己点検・評価表

No. 5

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成
具 体 的 取 組		⑤ 小中連携教育推進事業
担 当 課		学校教育課
内 容		浜田市小中連携教育基本方針に基づき、小中連携教育推進委員会が方向性を定め、8つの中学校区をそれぞれのブロックとして地域実態に応じた小中連携教育の推進を図る。小中学校の9年間を見通して互いに連携する中で、学校・家庭・地域が一体となった教育を展開する。
7 年 度 の 目 標		小中連携教育基本方針に基づき、「中学校区で一体となった生活習慣づくり」「学ぶ意欲を高め、夢や希望に向かって努力する子ども」「学校不適応を考慮し、変化に対応できる子ども」「ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子ども」の育成に向かい、評価項目を設定し、その目標値を達成する。
7 年 度 の 実 績		1 浜田市小中連携教育基本方針に基づき、小中連携教育推進委員会において本年度の重点「家庭学習時間とメディア接触時間の改善を図るための、子どもたちのタイムマネジメント能力の育成」を決定し、各中学校ブロックが実態に応じた取組を実施した。 2 基本方針に基づく以下の4つの取組について、各中学校ブロックの成果と課題を実践記録集としてまとめた。また、リーフレットにまとめ、全保護者に配布するとともに市のホームページにアップした。 (1) 中学校区で一体となった生活習慣づくり 1日当たり2時間以上テレビゲーム等をする子どもの割合 小学校47.2%（対前年度比-9.4%）中学校66.2%（+22.0%） 1日当たり1時間以上家庭学習をする子どもの割合 小学校50.7%（対前年度比+3.4%）中学校30.8%（-16.2%） - 家で自分で計画を立てて勉強をしている子どもの割合 小学校63.4%（対前々年度比-0.8%）中学校52.2%（-0.3%） (2) 学ぶ意欲を高め、夢や希望に向かって努力する子どもの育成 - 令和8年度までに全国学力・学習状況調査における国語、算数・数学問題の浜田市平均正答率が県平均を上回る。 小学校国語差0.0%（-4.0%）算数0.0%（-3.0%） 中学校国語差-3.0%（-3.0%）数学-6.0%（-4.0%） (3) 学校不適応を考慮し、変化に対応できる子どもの育成 - 将来の夢や目標をもっていると思う子どもの割合 小学校73.2%（対前年度比-4.4%）中学校55.5%（-8.5%） - 自分には良いところがあると思う子どもの割合 小学校72.9%（対前年度比+4.3%）中学校74.6%（+4.5%） (4) ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子どもの育成 - 地域や社会をよくするために何をすべきか考える子どもの割合 小学校59.1%（対前年度比+10.6%）中学校44.1%（+8.9%） - 総合的な学習の時間に、集めた情報を課題に沿って整理して考え発表する学習に取り組んでいると思う子どもの割合 小学校66.2%（対前年度比-0.4%）中学校69.6%（+10.4%）

点 検 ・ 評 価 項 目

教 育 委 員 会 の 評 価

中学校区で一体となった生活習慣づくりについて「子どもたちのタイムマネジメント能力育成」を重点として取り組んだ。家で自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒の割合については、対前々年度比であるが、ほぼ横ばいであった。1日に1時間以上家庭学習をする割合は、小学校では伸びているのに対し、中学校においては低下傾向にあり、課題である。さらなる改善を図っていくために、各中学校区でより一層の小中連携を進め、その取組を家庭や地域に伝え、連携して取り組んでいく必要がある。

学校不適応を考慮し、変化に対応できる子どもの育成については、夢や目標をもっていると思う子どもの割合は減少したが、自分には良いところがあると思う子どもの割合が増えているのは評価できる。

ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子どもの育成については、小学校、中学校ともに改善が見られる。また、総合的な学習の時間に、集めた情報を課題に沿って整理して考え発表する学習に取り組んでいると思う子どもの割合も前年度比を上回った。地域を題材にした学習で、自分にできることを考え、学習したことを発信することにも積極的に取り組んだ成果が表れたと言える。

教育委員会自己点検・評価表

No. 6

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成
具 体 的 取 組		⑥ 教職員の働き方改革
担 当 課		学校教育課
内 容		教育の質の向上に向けて、教職員がゆとりをもって児童生徒に向き合ったり教材研究を行ったりする時間を確保するため、人的支援や学校事務の効率化につながる取組を推進する。
7 年 度 の 目 標		1 学校支援員、学校司書、スクール・サポート・スタッフを配置し人的支援に取り組む。 2 校務支援システム「C4th」の積極的な活用を推進する。 3 保護者連絡システム「すぐーる」の活用の浸透を図る。 4 部活動指導員及び地域指導者の配置や合同部活動を実施し、部活動の地域展開・地域連携を推進する。 5 上記の取組等を通して、教職員の時間外勤務時間の縮減を図る。
7 年 度 の 実 績		1 人的支援の取組 (1) 学校支援員 特別な支援が必要な児童生徒の学習支援・生活支援等（22校・60人） (2) 学校司書 学校図書館の運営及び図書館活用教育の推進等（23校・23人） (3) スクール・サポート・スタッフ 教員の負担軽減のための授業準備や給食準備等（21校・26人） (4) 部活動指導員 顧問に代わって指導や引率を実施（2校・2人） (5) 地域指導者 部活動顧問のサポートや技術指導等（8校・延べ40人） 2 校務支援システムの活用 令和6年4月から導入している校務支援システム「C4th」を活用し、出席管理や保健管理、通知表・指導要録の作成等を行った。 3 「すぐーる」の活用 各学校を通じて配布していたチラシ等を教育委員会から一括で保護者へ配信した。（一括配信件数：161件） 各学校においては、デジタル配信によるペーパーレス化、欠席連絡機能やアンケート機能の有効活用等により、負担軽減等を行った。 4 合同部活動の実施 浜田市中学校体育連盟（陸上専門部）の主催で、陸上競技部（市内7校）の合同部活動を16回実施した。練習会場までの移動手段としてスクールバスを運行した。 5 時間外勤務時間の縮減 (1) 小学校 R6 月34.0時間 → R7 月31.0時間（▲月3.0時間） (2) 中学校 R6 月43.6時間 → R7 月42.9時間（▲月0.7時間） 6 教職員働き方改革プラン等の策定 令和8年3月に「浜田市教職員働き方改革プラン」、令和8年2月に「浜田市立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針」を策定した。

点 検 ・ 評 価 項 目

教 育 委 員 会 の 評 価

学校支援員等の人的支援や校務支援システム、「すぐーる」の活用、合同部活動の実施により、小学校・中学校ともに時間外勤務時間の縮減が図られ、引き続き目標（月45時間以下）を達成できたことは評価できる。

また、「浜田市教職員働き方改革プラン」、「浜田市立中学校における部活動の地域連携・地域展開に係る方針」を策定し、今後の働き方改革及び部活動改革の方向性を明確にしたことは意義がある。

今後は、策定したプラン及び方針に基づき、校務支援システム等のICTの更なる有効活用や部活動の地域展開を着実に進めるとともに、人的支援の効果的な配置や運用の工夫を図りながら、引き続き教職員の働き方改革を推進していく必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 7

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成
具 体 的 取 組		⑦ 小中学校統合再編
担 当 課		教育総務課
内 容		浜田市立学校統合計画審議会では、学校施設の老朽化対応を最優先すべきとの方向性を持って、重点的に審議が行われた。審議会の答申の中で、校舎棟残耐用年数が10年未満の学校としてあげられた4校について、説明会等が出された意見を考慮しながら、浜田市立小中学校統合再編計画（案）を策定し、小中学校の統合再編を進める。
7 年 度 の 目 標		令和4年10月に策定した浜田市立小中学校統合再編計画に基づき、学校建設を進める。
7 年 度 の 実 績		1 美川小学校建設 令和6年度から行っていた第四中学校の解体工事を完了した。また、美川小学校校舎の建設工事を開始した。 2 石見小学校建設 令和8年度から予定していた単独建替えのための基本設計着手について、近年の予想以上の急速な少子化等の状況を踏まえ、見直すこととした。なお、建設順位については、現在の美川小学校建替え後、石見小学校建替えに着手する方針に変更はない。
教 育 委 員 会 の 評 価		美川小学校建設については、予定通り進んでいることは評価できる。 石見小学校建設計画については、近年、急激な少子化が加速しており、児童生徒にとってより良い教育環境を提供するため、将来的な小中学校の適正配置に向けた検討を行うこととし、石見小学校もこの中で再検討する必要があると考える。

教育委員会自己点検・評価表

No. 8

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成
具 体 的 取 組		⑧ 学校施設整備事業
担 当 課		教育総務課
内 容		老朽化した学校施設の改修等を実施し、教育環境の向上を図る。 屋内運動場等の吊り天井等非構造部材の落下防止等耐震対策を計画的に実施する。 また、トイレの洋式化の設置率を高めるよう整備計画を立てて実施する。 なお、学校施設緊急改修事業については、事業期間を3年間延長(R6～R8)して実施する。
7 年 度 の 目 標		1 施設改修工事 老朽化や劣化した学校施設の改修については、既存事業に加え、令和3年度から6年間（年間50,000千円）、令和6年度から2年間（年間36,000千円）集中的に行うことで、教育環境の改善を図る。 2 非構造部材の耐震化工事 三隅小学校及び波佐小学校屋内運動場吊天井改修工事を行う。 3 小中学校体育館トイレ洋式化工事 小中学校6校の体育館トイレを洋式化するための工事を行う。 4 特別教室エアコン設置工事 中学校6校の特別教室エアコン設置工事を行う。

点 検 ・ 評 価 項 目																	
7 年 度 の 実 績	1 施設改修工事等 <table> <tr><td>(1) 学校給食用食器等購入</td><td>31,180千円</td></tr> <tr><td>(2) 第二中学校校舎外壁改修工事</td><td>1,570千円</td></tr> <tr><td>(3) 第三中学校外壁改修工事</td><td>1,163千円</td></tr> <tr><td>(4) 三隅小学校屋内消火栓ポンプ更新工事</td><td>3,168千円</td></tr> <tr><td>(5) 第二中学校屋外避難階段取替工事</td><td>11,350千円</td></tr> <tr><td>(6) 松原小学校外壁補修工事</td><td>2,200千円</td></tr> <tr><td>(7) 松原小学校鉄棒更新工事</td><td>1,419千円</td></tr> <tr><td>(8) 小中学校体育館トイレ洋式化工事（6校）</td><td>12,144千円</td></tr> </table> 2 非構造部材の耐震対策工事 三隅小学校及び波佐小学校屋内運動場吊天井改修工事を実施した。 3 小中学校体育館トイレ洋式化工事 小学校5校、中学校1校の体育館トイレ洋式化工事を行った。 （松原小学校、周布小学校、国府小学校、波佐小学校、弥栄小学校、弥栄中学校） 4 特別教室エアコン設置工事 中学校6校の特別教室エアコン設置工事を行った。 （第一中学校音楽室、第二中学校音楽室、第三中学校美術室、浜田東中学校音楽室、金城中学校音楽室、弥栄中学校音楽室）	(1) 学校給食用食器等購入	31,180千円	(2) 第二中学校校舎外壁改修工事	1,570千円	(3) 第三中学校外壁改修工事	1,163千円	(4) 三隅小学校屋内消火栓ポンプ更新工事	3,168千円	(5) 第二中学校屋外避難階段取替工事	11,350千円	(6) 松原小学校外壁補修工事	2,200千円	(7) 松原小学校鉄棒更新工事	1,419千円	(8) 小中学校体育館トイレ洋式化工事（6校）	12,144千円
(1) 学校給食用食器等購入	31,180千円																
(2) 第二中学校校舎外壁改修工事	1,570千円																
(3) 第三中学校外壁改修工事	1,163千円																
(4) 三隅小学校屋内消火栓ポンプ更新工事	3,168千円																
(5) 第二中学校屋外避難階段取替工事	11,350千円																
(6) 松原小学校外壁補修工事	2,200千円																
(7) 松原小学校鉄棒更新工事	1,419千円																
(8) 小中学校体育館トイレ洋式化工事（6校）	12,144千円																
教 育 委 員 会 の 評 価	学校施設の修繕、改修については、令和3年度から集中的に改修等を行うことで教育環境の改善を図っていることは評価できる。 しかしながら、当市は老朽化した学校施設が多いため、集中的な改修の更なる延長も視野に入れつつ今後も教育環境の向上に向け、取り組んでいく必要がある。 非構造部材の耐震対策工事については児童生徒の命を守るため、計画どおり実施し、遅滞なく完了したことは評価できる。 体育館トイレの洋式化については、すべての学校の体育館トイレ洋式化が完了し、教育環境の向上に寄与するとともに、感染症リスクの逡減が図られたことは評価できる。 特別教室エアコン設置工事については、エアコンを設置することで熱中症リスクを低減することができ、児童生徒の教育環境の向上に寄与するものであるため、計画どおり実施していかなければならない。																

教育委員会自己点検・評価表

No. 9

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(2) 一人一人を大切にする教育の推進
具 体 的 取 組		① 幼児通級教室の設置
担 当 課		教育総務課
内 容		言葉、行動面、人との関わりなど、特別な配慮を必要とする子どもについては、生活上などの課題の早期発見と早期支援が必要である。 さらに、子どもの発達状況や保護者のニーズに応えるためには、様々な選択肢が必要であるとともに、タイムリーな支援の提供が重要となっている。 これらに対応するため、令和5年度の公立幼稚園の統合に併せて、統合幼稚園内に、「幼児通級教室」を設置した。幼児通級教室は、市内の保育所などに在籍しながら通うことができ、一人一人の得意なことや興味があることを活かしながら、生活上などの課題の克服を目指す。 また、教育機関である幼稚園内に設置したことにより、小学校への接続や就学後のフォロー、統合幼稚園内の園児との集団活動を通じた支援も可能となった。
7 年 度 の 目 標		1 幼児通級教室の運営の充実 2 個別の支援計画の作成・実施 3 幼児教育施設と小学校との円滑な接続・連携支援 4 教育・就学・発達などの相談窓口の充実
7 年 度 の 実 績		1 幼児通級教室 利用者それぞれに個別の支援計画を作成し、遊びを中心とした指導のもと、個々の課題に応じた支援を行った。（利用児童21名、実施回数153回/年）。幼児通級教室利用に当たっては、申請児の在籍園への事前訪問や関係部署との幼児通級教室利用検討会を毎月1回開催し、利用の可否決定及び情報共有を行った。 2 理解促進・周知 幼児通級教室の周知と保育内容・環境の充実、理解を図るため関係機関等への訪問説明、おたより（「にこにこだより」）の発行及び紹介動画の市ホームページ掲載等、広く周知活動を行った。また、保護者、保健師及び幼児教育施設職員を対象に幼児通級教室見学会を開催した（3回）。 3 幼小接続 小学校就学に伴い6名の子どもを小学校（5校）に引き継ぎ、幼児教育施設と小学校との円滑な接続・連携支援を行った。 4 保護者支援 利用者の保護者と面談を行い、子育てや発達に関する相談対応、関係機関等へつなぐなど、保護者に対する支援を行った。
教育委員会の評価		子どもに応じた個別指導や家庭に対する丁寧な相談対応等を行っている点について評価できる。特別な配慮を必要とする子どもは増加傾向にあり、幼児通級教室に対するニーズは高まると考える。引き続き、在籍園、保護者及び関係機関としっかり連携を図りながら、支援を必要とする子どもの利用につながるよう取り組む必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 10

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(2) 一人一人を大切にする教育の推進
具 体 的 取 組		② 問題行動、いじめ等の指導相談
担 当 課		学校教育課
内 容		1 いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、児童生徒とその家庭への指導や相談等の支援を行う。 2 虐待等を防ぐために、児童生徒及び保護者への相談支援に加えて、関係機関が連携し、支援体制を充実する。
7 年 度 の 目 標		1 いじめ問題対策については、「浜田市いじめ基本方針」を基に、いじめの認知の共通理解を促進するとともに、早期発見に努める。 2 問題行動については、指導主事を中心に各学校の管理職及び担当教職員と連携して、早期対応と相談支援体制の充実を図る。 3 虐待防止については、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携し、相談支援体制の充実に努める。
7 年 度 の 実 績		1 いじめ問題対策 ・浜田市いじめ問題対策連絡協議会 2回開催 ・浜田市いじめ防止対策推進委員会 2回開催 2 各学校や関係機関が開催するケース会議や支援会議に参加。 3 保護者からの相談対応 4 要保護児童対策地域協議会において毎月開催される児童相談連絡会議へ、生徒指導担当の指導主事が参加。
教育委員会の評価		いじめについては、小・中学校ともに認知件数が高水準を推移している。積極的にいじめの認知をしながら、初期対応を含め、継続しいじめ対策の取組が行われていることは評価できる。 ネットトラブルについては、学校において研修や講演会を実施し未然防止に努めている。ただ、依然としてトラブル件数の増加が問題となっているため、警察等とも連携した取組が必要である。

教育委員会自己点検・評価表

No. 11

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(2) 一人一人を大切にする教育の推進
具 体 的 取 組		③ ICT機器を活用した授業改善事業
担 当 課		学校教育課
内 容		1 ICT機器を活用した主体的・対話的で深い学びに向かった授業改善の取組が推進されるように、指定校の授業実践を広げていくとともにICT機器を活用した授業実践についての研修を行う。 2 ICT機器を活用した授業実践例を随時紹介し、各学校における授業実践の参考となるようにする。併せて、指定校の取組成果をまとめ、授業実践例及び「浜田市ICT活用教育ハンドブック」に反映する。
7 年 度 の 目 標		ICT機器を活用した主体的・対話的で深い学びに向かった授業実践が行われるように、指定校の授業実践を広げるとともに、「浜田市ICT活用教育ハンドブック」に本年度の指定校の取組成果及び授業実践例を掲載する。
7 年 度 の 実 績		1 指定校（石見小学校）の公開授業及び研究協議会による研修 (1) 第4学年国語の公開授業及び研究協議会（10月30日開催） ①単元名 暮らしの中の和と洋 ②活用ICT機器 Canva、電子黒板 ③参加者 他校から7名 (2) 第6学年国語の公開授業及び研究協議会（11月27日開催） ①単元名 海のいのち ②活用ICT機器 Canva、Padlet、Forms、デジタル教科書、みんなで生成AIコース、電子黒板 ③参加者 他校から42名 指定校の公開授業及び研究協議会には49名の参加者があった。指定校が目指している、ICT機器を活用した対話的・協働的な学びを通して、学びをつなげ、考えを深める学習について、参加者による協議が行われた。アナログとデジタルを往還する学習活動など参加者にとって学びの多い公開授業、研究協議会となった。 2 授業実践例の情報提供及び浜田市ICT活用教育ハンドブック更新 浜田市教育研究会メディア部会の協力も得て、授業実践例を15例作成し、情報提供をするとともに浜田市ICT活用教育ハンドブックにも掲載（累積98例）した。授業公開への参加者も、校種、地域をこえており、教職員の関心の高さが感じられる。

点 検 ・ 評 価 項 目

教 育 委 員 会 の 評 価

指定校の取組として、ICT機器を活用した、対話的・共同的な学びを通して、個別最適な学びに向かい考えを深化させることを目標にした公開授業が実施されたこと、このことについて各学校へ情報提供をしたことは、ICT機器を活用した授業改善の取組として評価できる。また、浜田市教育研究会メディア部会との連携を図りながら、より多くの授業実践例を作成するとともに指定校の取組の成果と課題を浜田市ICT活用教育ハンドブックに反映させ、各学校へ情報提供したことも適切な取組であった。

ICT機器を活用した授業実践について、教員の関心はかなり高まってきた。指定校の報告書にもあったように、図書館活用などアナログの学習活動も計画的に取り入れることで、児童・生徒の力をさらに高めていくことができると考える。しかし、校種、教員により授業実践の差があることも現状である。授業改善プランにICTを活用した授業実践について位置付けるだけでなく、小中連携教育等とも関連付けながら、全ての学校での取組が活発になるよう働きかける必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 12

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(2) 一人一人を大切にする教育の推進
具 体 的 取 組		④ 学校における人権・同和教育推進事業
担 当 課		人権同和教育室
内 容		児童生徒の模範となる教職員の資質の向上を図るとともに、児童生徒を対象とした人権教育や人権集会等の充実を図る。
7 年 度 の 目 標		人権集会や教職員の人権・同和問題研修を繰り返し実施し、令和4～8年度の累計実施回数300回を目指す。（令和7年度目標：60回）
7 年 度 の 実 績		1 学校教職員人権・同和問題研修会の実施 市内全小・中学校で年2回以上実施した。うち1回は、運動団体講師による研修を実施した。（令和7年度実施回数：45回） (1) 同和問題をテーマとした研修 29回 (2) 様々な人権課題をテーマとした研修 9回 (3) 性の多様性をテーマとした研修 3回 (4) その他 4回 2 地域ぐるみで育てる人権意識講座の実施 主に中学校区を対象として、教職員及び児童・生徒に限らず、保護者や地域住民等を含めた人権意識向上のため、外部講師による人権集会等を実施した。（令和7年度実施回数：7回） (1) 小学校 1回 (2) 中学校 6回 3 人権作品コンクールの実施 人権意識の高揚・啓発を図ることを目的に42回目となる人権作品コンクールを実施した。入賞作品は人権作品集にまとめるとともにリーフレットを作成し、広報はまだ3月号にあわせて全戸配布した。 【応募数及び入賞作品数の内訳】 (1) 小学校作文 : 応募 16点、うち入賞8点 (2) 中学校作文 : 応募 28点、うち入賞7点 (3) 中学校ポスター : 応募 76点、うち入賞8点 (4) 一般標語 : 応募105点 (64人)、うち入賞7点 4 ふれあいフォーラムの実施（浜田市人権・同和教育研究集会） 教職員等の人権・同和問題や人権・同和教育・啓発への認識を深めるとともに、人権尊重のまちづくりへ向けた実践力を培うために実施した。 (1) 実施日 令和7年8月7日（木） (2) 講師 岩崎 由純 さん 日本ペップトーク普及協会 代表理事 (3) 演題 心に響くコミュニケーション ペップトーク ～やる気を引き出す魔法の言葉～

点 検 ・ 評 価 項 目

教 育 委 員 会 の 評 価

学校教職員の人権・同和問題研修会では、各校とも前年度同様に研修会を実施できた点は評価できる。また、若い教職員が増えてきている中で、本研修では旧同和地区出身者からの話を聞けるなど、教職員が学校における人権・同和教育を推進するうえで貴重な学びの場となっており、引き続き継続して実施していく必要がある。

人権作品コンクールでは、標語の応募方法を改善するなど実施方法を工夫することにより前年度を上回る応募点数があったことは評価できる。引き続き、多くの児童生徒からの応募が得られるよう浜田市教育研究会人権・同和教育部会と連携して取り組み、児童・生徒等の人権意識の高揚を図っていく必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 13

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(3) 食育と健全な体づくりの推進
具 体 的 取 組	① 食育推進事業	
担 当 課	教育総務課	
内 容	朝ご飯をしっかり食べることや、家族や仲間と一緒に楽しく食べることができるよう、浜田の様々な資源を活かした食育を推進する。 また、SDGs（持続可能な開発目標）の観点からも、学校給食の食べ残し量を削減するため、食育授業や家庭への啓発等を通じた食育を推進する。	
7 年 度 の 目 標	給食だよりでの啓発、給食の朝ごはん献立の実施、食の指導、和食推進献立、郷土料理、行事食の提供等、地元の資源を活用した食育を行う。 また、食育授業や家庭への啓発等を通じて、児童生徒の年間給食食べ残し量を14,696kg以下（20%削減）とする。	
7 年 度 の 実 績	1 浜田を代表する食材を使用した浜田市統一献立「おいしい浜田の日」を実施し、まるごと一尾アジの塩焼きを提供した。また、食育だよりを通して骨付きアジの食べ方や児童の様子を家庭に知らせ、魚の良さや浜田の食文化について啓発を図った。 2 給食センターの見学会を実施し、普段食べている給食がどのように作られているか学んだ。（浜田地域） 3 島根あさひ社会復帰促進センターの訓練生が焼いたコッペパンを月1回給食に提供し、年1回訓練生と児童生徒のメッセージ交換を行った。（旭地域） 4 食育授業や家庭への啓発等を通じて、児童生徒の年間給食食べ残し量を減少させる取組を実施し、今年度の食べ残し量は昨年度から902kg減の17,832kgとなった。	



点 検 ・ 評 価 項 目	
教 育 委 員 会 の 評 価	まるごと一尾アジの塩焼きは食育の推進と地産地消をセットで考えられるもので、食育の教材として非常に優れている。地域でとれる食材の紹介や生産者に感謝の気持ちを持ち、学べる良い機会となり、意義がある。 引き続き、各給食センター・学校調理場において地元産品の活用を進めることで、地域の特色を生かした食育指導に継続的に取り組んでいくべきである。 また、学校給食の食べ残し量を削減する取組を実施し、減少しているものの、目標値の達成には至らなかったため、より一層の食育授業や家庭への啓発等を通じた取組の推進、主食提供量の検討・献立の工夫等が必要である。

教育委員会自己点検・評価表

No. 14

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(3) 食育と健全な体づくりの推進
具 体 的 取 組		② 学校給食での地産地消の推進
担 当 課		教育総務課
内 容		地元の食材や旬のものを取り入れ、安全安心な給食を提供する。地元食材が活用できるよう仕入れの仕組みを研究し、使用割合の増加を図る。児童生徒の食に関する体験の機会を増やす。
7 年 度 の 目 標		地元の食材を使用した食育指導を行い、地域の食材や産業を知り、地産地消の大切さ、食への感謝の気持ちを育てる。 併せて、島根県地元産品活用割合調査において80%を維持する。
7 年 度 の 実 績		「どんちっちノドグロ学校給食実行委員会」により、地元子ども達に思い出に残る給食をという思いから、美味で高級魚として有名なノドグロを、市内小中学校の各最終学年に提供した。下処理作業については、地元浜田水産高校食品流通科の生徒により行われた。これらの取組について出前授業として実施し、浜田の水産業を学ぶとともに、浜田のブランド魚「ノドグロ」を教材に、地産地消について学んだ。  島根県地元産品活用割合調査の結果は78.3%となり、県内8市で2位となった。 また、給食食材料費の高騰を踏まえ、令和5年度から値上げした給食費に対して、値上げ額の1/3を補助する激変緩和措置を令和6年度に引き続き講じるとともに、米価や食材費の高騰に対する補助を行った。

点 検 ・ 評 価 項 目	
教 育 委 員 会 の 評 価	浜田市の名産品のノドグロを給食で提供し、浜田の水産業と地産地消について学ぶ取組は評価できる。その他の食材も含め、関係機関と連携しこれからも学びを継続していくべきである。 島根県地元産品活用割合調査の結果が78.3%であり、県内8市で2位と高水準を継続していることは評価できる。今後も引き続き地元食材を活用することで、地元産品の安全性・美味しさを児童生徒に伝えるなど、食育の推進に努めるべきである。 また、給食食材料費の高騰について、米価や食材費の高騰に対する補助等を実施し、保護者負担の軽減を図ったことは評価できる。

教育委員会自己点検・評価表

No. 15

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～
における項目	主要施策	(3) 食育と健全な体づくりの推進
具 体 的 取 組		③ 学校体育大会支援事業
担 当 課		学校教育課
内 容		児童生徒の健康・体力づくりに対する自らの意識向上と体力の向上を図るため、小中学校体育連盟主催の大会等を支援する。
7 年 度 の 目 標		小中学校体育連盟主催の大会等の支援及び中学校の部活動に対する支援を通じ、児童生徒の健康・体力づくりに対する自らの意識向上と体力の向上を図る。
7 年 度 の 実 績		1 小中学校体育連盟に対する支援 (1) 補助金交付実績 ・ 浜田市小学校体育連盟への補助金交付額 1,799,990円 ・ 浜田市中学校体育連盟への補助金交付額 730,000円 (2) 概要 浜田市小学校体育連盟において浜田市小学校陸上競技大会及び浜田市小学校体操競技大会が、浜田市中学校体育連盟において浜田市が主管するブロック大会等が、それぞれ開催された。 補助金は、大会に参加するための貸切バス費用等に活用された。 2 中学校の部活動に対する支援 (1) 補助金交付実績 8,500,000円 (2) 概要 中学校8校において、延べ54の部活動が実施された。 補助金は、大会へ参加するための貸切バス費用や部活動で使用する備品・器具等の購入費等に活用された。
教育委員会の評価		令和7年度は、補助金を活用した小中学校体育連盟への支援により、陸上競技大会や体操競技大会が円滑に開催され、児童生徒が日々の練習で培った成果を競技を通じて発揮する場が設けられた。また、中学校部活動に対しても、各校の大会参加時の移動手段や備品購入費への補助が行われ、延べ54の部活動が活発に活動を継続し、生徒たちの体力向上や競技活動への意欲につながったことは評価できる。 一方で、貸切バス料金の高騰が運営に大きな負担を与えている状況が見られる。この課題に対しては、スクールバスを移動手段として活用するなど、支援方法を工夫し、より効率的かつ安定した運営が可能な仕組みを進める必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 16

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進 ～地域ぐるみで子どもを育む～
における項目	主要施策	(1) 家庭教育支援の充実
具 体 的 取 組		① 浜田親子共育応援プログラム（H00P!）の実施
担 当 課		学校教育課
内 容		浜田親子共育応援プログラム(以下、H00P!という)は、県の「親学プログラム」をベースにした、市独自の家庭教育支援の取組である。乳幼児及び学童期の子を持つ保護者を対象に、ファシリテーターの進行のもと、対話を中心としたワークショップを行い、プログラムによっては専門家によるアドバイスタ임을設けている。このプログラムは、親子の愛着形成やメディアとのかかわり方、小学校入学前の子を持つ保護者同士のつながりづくりなど、子どもの発達段階や社会的なニーズを考慮した内容となっている。H00P!の実施については、幼児教育施設や学校、まちづくりセンターにおいて行っており、この取組により家庭教育支援を推進する。
7 年 度 の 目 標		1 H00P! ファシリテーターの計画的な養成、スキルアップ（ブラッシュアップ）研修を実施する。 2 H00P! を実施するための人材確保に努め、計画的に実施できる体制を整える。 目標値：プログラム実施回数の累計100回（令和4年度～7年度）（年間約25回）
7 年 度 の 実 績		1 H00P!ファシリテーター研修 H00P!ファシリテーター養成講座未受講のまちづくりセンター職員を対象に、研修を実施した。 2 人材確保 H00P!のファシリテートをまちづくりセンター職員の職務とした。 3 事業の周知 事業の普及に向け、校長会・教頭会で、H00P!の周知を行った。特に小学校には就学時健診等での実施を依頼した。 また、市内の全幼児教育施設及び小・中学校に実施希望調査を行った。 4 H00P!の年間実施回数 17回（令和6年度 17回） 【内訳】 保育所4回、認定こども園1回、幼稚園2回、小学校7回、その他3回
教育委員会の評価		参加者から事業の効果を感じる感想が寄せられており、参加者にとって気づきやつながりづくりの場となっている点は評価できる。 また、事業の普及に向け、小学校へ働きかけを行うことやそれに伴うファシリテーターの確保を進めるために、まちづくりセンター職員の職務とし、養成講座を実施していることは意義がある。 しかしながら、実施回数が増加しておらず、幼児教育施設、学校等への周知とともに実施手続とプログラムを簡略化し、より多くの保護者に機会を提供できるように、地域と家庭とのつながりを構築できる、まちづくりセンターの事業での実施を奨励していく必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 17

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進 ～地域ぐるみで子どもを育む～
における項目	主要施策	(1) 家庭教育支援の充実
具 体 的 取 組		② 放課後子ども教室・地域学習支援事業の実施
担 当 課		学校教育課
内 容		放課後子ども教室は、地域住民及びまちづくりセンターが連携・協働し、放課後や休日において、子どもたちの安全安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供し実施している。 ※ 地域学習支援事業は、令和6年度から放課後子ども教室に一本化している。
7 年 度 の 目 標		まちづくりセンターを推進拠点とし、各種団体と連携しながら、より効果的な事業の実施に努める。
7 年 度 の 実 績		【放課後子ども教室】14教室実施 地域と学校及び放課後児童クラブが連携・協働して、放課後や休日において、子どもたちの安全・安心な活動場所を確保した。また、学習や様々な体験活動の機会を定期的、継続的に提供した。 〈主な活動内容と実施教室数（重複有）〉 ・予習、復習、補習等の学習活動（5教室） ・スポーツ、文化活動等の体験活動（6教室） ・地域住民や異なる年齢の児童の交流活動（3教室） ・子どもたちが安全安心に活動できる居場所（8教室）
教育委員会の評価		子どもたちが主体的に学習に向かうための機会や場所の提供は、家庭学習習慣の定着の一助となっており、意義がある。 また、様々な家庭環境で育つ子どもたちが、学校や家庭以外の場所でも安心して過ごすことができる居場所が全中学校区にあることも評価できる。 さらに、学校運営協議会等の場を通して、保護者と放課後子ども教室が、子どもに身に付けてほしい資質や能力を共有して、家庭や地域における活動を推進していこうとしていることも特筆すべき点である。 今後は、学習や体験活動の機会の定期的、継続的な提供のため、地域と学校及び放課後児童クラブが一層連携することが必要である。

教育委員会自己点検・評価表

No. 18

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進 ～地域ぐるみで子どもを育む～
における項目	主要施策	(1) 家庭教育支援の充実
具 体 的 取 組		③ 「家読」の推進
担 当 課		教育総務課
内 容		「家読（家庭読書）」とは、特別なルールやノルマがあるものではなく、家庭で読書を通じて、家族の心の絆を深め、豊かな心を育むことを目的としているものである。方法も自由で、家族で話し合い、その家庭に一番合ったものにするのが大切である。読書には、子どもにとっても親にとっても、家庭教育の中で意義あるものである。「家読」の推進に向けて、具体的な取組を検討していく。
7 年 度 の 目 標		メディアとの適切な関わり方も含め、「家読」のよさを啓発し、推進していく。
7 年 度 の 実 績		各学校において、朝読書や読み聞かせ等による読書習慣づくりに取り組み、「家読」の啓発を行った。また、各学校の図書館だよりにおいて、児童生徒の読書の状況や図書の貸出冊数を増やす取組について保護者への周知を行った。 ママパパ学級、乳幼児健診等において資料配布、絵本にふれあう機会を設け、読み聞かせの大切さについて啓発した。保育所等11施設に年間51回「しまね子育て絵本」の貸出を行った。 市立図書館においては、ボランティアによる定期的な読み聞かせ、ストーリーテリング、電子紙芝居等を行うとともに、引き続き児童館におけるミニ展示に組み、「家読」の普及に努めた。令和5年度に開始した「子育てお楽しみ貸出セット」を引き続き各館にも配置した。 また、ふるさと応援基金を活用し、図書館が選書した「児童クラブ等図書貸出セット」の整備を行い、市内の児童クラブ、放課後等デイサービス施設へ貸出を開始した。 引き続き、佐々田文庫をまちづくりセンター等13か所に配本し、図書にふれやすい環境を整備した。
教育委員会の評価		「家読」は家族で同じ本を読むことで、共通の話題を作るきっかけとなり、家庭内でのコミュニケーションを増やす有益な取組である。乳幼児健診等のあらゆる機会を通じて「家読」の啓発に取り組んでいることは適切であると考えます。 また、展示を積極的に行うことなど、本を手にとってもらう地道な取組は大切である。 新たに「児童クラブ等図書貸出セット」の貸出を開始したことにより、本に触れる機会が増えることが期待される。 今後ともより多くの人を対象に家読のよさを伝え、図書にふれやすい環境を整備していく必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 19

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進 ～地域ぐるみで子どもを育む～
における項目	主要施策	(2) 青少年の健全育成
具 体 的 取 組	① 青少年団体及び関係協議会等への補助事業	
担 当 課	学校教育課	
内 容	地域単位で設置している青少年健全育成協議会において、夏休み子ども映画上映会や、川遊びなどの事業を実施し青少年の健全育成に取り組んでいる。浜田市内の青少年育成を目的として活動している団体への活動支援を実施している。	
7 年 度 の 目 標	1 青少年健全育成協議会等への助成 弥栄地域を除く4地域に設置されている協議会等に補助を行う。 2 協議会統合の検討 4協議会はそれぞれの歴史があり、事業内容・予算等が異なる等の課題があるが、統合に向け検討を行う。	
7 年 度 の 実 績	1 青少年健全育成協議会等への助成 (1) 浜田青少年健全育成推進会議 160,000円 (2) 金城地域青少年健全育成連絡協議会 557,987円 (3) あさひ子ども健全育成協議会 55,000円 (4) 青少年育成三隅町民会議 179,293円 2 浜田市青少年健全育成連絡会の開催 浜田、金城、旭、三隅地域の協議会で設立した連絡会において、各団体の活動内容の情報共有を行った。 (1) 開催回数 1回 3 青少年健全育成活動支援事業補助金申請団体数 6団体	
教 育 委 員 会 の 評 価	各協議会とも、地域に密着した青少年健全育成活動に取り組んでおり、評価できる。 また、連絡会を開催し、各団体間で活動内容の情報共有を行っていることも意義があると考えるが、連絡会においては、各団体の運営・活動方針等の具体的なあり方を整理していく必要があると考える。	

教育委員会自己点検・評価表

No. 20

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進 ～地域ぐるみで子どもを育む～
における項目	主要施策	(2) 青少年の健全育成
具 体 的 取 組		② 不登校、ひきこもりなどの社会参加・自立に向けた支援の継続
担 当 課		学校教育課
内 容		1 不登校及び不登校傾向児童生徒の未然防止、学校への復帰に向けて児童生徒及び保護者への相談支援体制の充実を図る。 2 不登校、ひきこもり・ニートなど日常生活を送る上で様々な困難を抱える子どもから概ね40歳までの若者に対して、青少年サポートセンターへの来所や、電話、手紙、訪問などにより、相談者の気持ちや思いに寄り添いながら、社会参加や就学・就労等自立に向けた支援を行う。
7 年 度 の 目 標		1 不登校及び不登校傾向児童の未然防止、学校復帰に向けては、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員を学校に配置・派遣することで相談支援体制の充実を図るとともに、教育支援センター山びこ学級により学校以外の場所での相談支援体制の充実を図る。 2 小学校4校に不登校・不登校傾向及び自学級教室に入りにくい児童の居場所として「校内フリースクール」を設置し、効果などを含めて事業評価を行い、今後の展開について検討する。 3 青少年サポートセンターにおいて、相談者のうち一人でも多くの者が社会参加・自立に向けて、自信をつけながら少しずつでもステップアップできるよう、総合的に支援を継続していく。

点 検 ・ 評 価 項 目	
7 年 度 の 実 績	1 学校における対策 ・ スクールカウンセラー活用事業 相談件数 延べ717件 ・ スクールソーシャルワーカー活用事業 相談件数 延べ143件（不登校 86件、家庭環境の問題23件、人間関係 15件、問題行動 0件、心身の健康・保健 17件、発達障がい 2件） 2 校内フリースクールの設置 周布小、長浜小、石見小、国府小に校内フリースクールを設置し、相談員4名を配置した。 3 青少年サポートセンターにおける対策 ・ 相談件数 1,510件（方法内訳：来所 550件、電話 555件、手紙 191件、訪問 214件） ・ 令和7年度当初相談対象人数 57人 令和7年度新規相談人数 4人 令和7年度相談人数 61人 令和7年度末支援終了人数 9人 令和8年度当初相談対象人数 52人 ・ 支援終了者の内訳 転出 1人、就労 3人、卒業・進学の確認 2人、40歳到達 3人 ・ 若年無業者（ひきこもり、ニート）相談 25人 ・ 所内支援検討会議の開催（定期 月1回、状況に応じ随時あり）
教 育 委 員 会 の 評 価	学校は児童生徒の家庭への訪問や連絡などで状況把握を行い、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとの連携や、関係機関への相談を行いながら、未然防止や学校復帰に向けて取り組んでいる。不登校は、複数の要因が積み重なっていることが多いことから、様々な関係機関が連携して取り組む必要があるため、今後も一人ひとりの実態に寄り添いながら進めていく必要がある。 また、4校に校内フリースクールを設置し、学校に行きづらい児童が校内フリースクールに毎日通えるようになる等、効果が見られた。児童生徒の多様な学びの場を確保するという観点からも必要な事業であるため、中学校も含めて拡充する必要がある。 青少年サポートセンターでは、来所、電話、手紙、訪問の方法により、相談に対応しているが、それぞれの相談者に合わせて、その方法やタイミングを見計らって行うことが重要である。 就労や、生活が安定していることが確認できたことにより支援終了した者がいるが、本人の困り感を丁寧に聴くことに重点を置き、関係づくりを深め、一人ひとりに合った対応をし、その人の状況に合わせて継続的に支援していることは評価できる。 今後も、不登校、ひきこもり・ニートなどの困難を抱える子ども・若者が安心して利用できる居場所の確保及び参加しやすい体験教室・活動の検討を適宜行い、さらには相談支援体制の充実を図って、社会参加・自立に向けた支援を継続することが必要である。

教育委員会自己点検・評価表

No. 21

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進 ～地域ぐるみで子どもを育む～
における項目	主要施策	(2) 青少年の健全育成
具 体 的 取 組		③ 居場所活動等の充実、相談・支援、他機関との連携の充実
担 当 課		学校教育課
内 容		1 教育支援センター山びこ学級により学校以外の場所での居場所を作り、学習指導及び相談支援体制の充実を図る。 2 社会参加に大きな不安を抱えている子どもや若者たちに、自宅から出て過ごすための居場所となるように、青少年サポートセンターをオープンスペースとして開放し、各種教室やクラブ活動などを実施する。 3 「浜田市子ども・若者支援地域協議会」の代表者会議、研修会、並びにケースにより関係機関との検討会等を行う。
7 年 度 の 目 標		1 教育支援センター「山びこ学級」を運営し、不登校の児童生徒の居場所としての役割を果たすとともに、学校などの関係機関と連携しながら、学校復帰に向けての相談支援に取り組む。 2 不登校やひきこもりの子ども・若者が気軽に過ごせる居場所の提供及び、自立に向けて他者と関わりながら行う体験活動などを実施する。 3 困難を抱える子ども・若者に関わる様々な機関がそれぞれの専門性を生かした支援ができるように、関係機関とのより綿密な連携を図る。
7 年 度 の 実 績		1 山びこ学級通級者の状況 ・小学生（実数）：5人 ・中学生（実数）：15人 2 青少年サポートセンター関係 ・居場所利用者 延べ617人 ※実利用者 45人 (内訳：中学生12人、高校生10人、学生以外23人) ・各種教室、クラブ活動 57回、延べ147人参加 ・浜田市子ども・若者支援地域協議会開催実績 - 令和7年11月7日 研修会 21人参加 - 令和8年2月10日 代表者会議 17人参加 ・関係機関との検討会、情報交換等の実施

点 検 ・ 評 価 項 目

教 育 委 員 会 の 評 価

教育支援センター山びこ学級の基本方針にもあるとおり、学校に行きにくい児童生徒の居場所として、一人ひとりの実態に合わせた学習指導を行っている。学校と連携して児童生徒や保護者の相談支援を行っており評価できる。

青少年サポートセンターにおける各種教室やクラブ活動では、他の参加者等と一緒に、集中して作業に取り組む時間を経験することができ、参加者にとっては、自信をつけることができると考えており、次のステップへ繋がるものとなっている。

浜田市子ども・若者支援地域協議会において、研修会では参加者の多くから好評を得ることができており、また、代表者会議では関係機関との情報共有を行い、意見交換が行うことができていることは、参加者・参加機関にとって意義がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 22

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～
における項目	主要施策	(1) ふるさと郷育及びはまたっ子共育の推進
具 体 的 取 組		① ふるさと郷育推進事業【再掲】
担 当 課		学校教育課
内 容		子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、まちづくりセンターを中心に中学校区毎のネットワークを構築し、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進する。 また、まちづくりセンターを推進拠点に、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもを育むとともに大人も共に高まり合う取組とする。
7 年 度 の 目 標		1 中学校区毎にネットワーク会議（地域学校協働本部会議）を実施する。 2 まちづくりセンターを推進拠点として、事業の運営に携わる人材（地域ボランティア等）を増やす。 3 事業関係者の資質向上や情報交換等を図るため、ふるさと教育担当教員と共育コーディネーター等の合同研修会等を実施する。
7 年 度 の 実 績		1 各中学校区内の学校運営協議会とまちづくりセンター主催のコーディネーター会議等をネットワーク会議に位置づけ実施した。 2 市内全小中学校に共育コーディネーター又は学校担当まちづくりセンター主事を配置した。 3 学校運営協議会委員とまちづくりセンター職員、共育コーディネーターを対象にふるさと教育の合同研修会を開催した。
教 育 委 員 会 の 評 価		各中学校区を単位として学校・家庭・地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもを育むとともに大人も共に高まり合う方策を進めていることは評価できる。 事業実施においては、まちづくりセンターを拠点に、着実に地域ボランティアの数も増え、子どもたちに、ふるさとに対する愛着や誇りを涵養する取組が教育活動に定着してきている。 また、主体的に地域活動に関わろうとする子どもたちの姿も見られるようになったことは意義がある。 さらに、学校運営協議会等の場を通して、学校と地域が、子どもに身に付けてほしい資質や能力を共有して、家庭や地域における活動を推進していこうとしていることも評価できる。 今後も、「地域とともにある学校」の実現のため、コミュニティ・スクールとはまたっ子共育推進事業の連携強化を図っていく必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 23

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～
における項目	主要施策	(1) ふるさと郷育及びはまたっ子共育の推進
具 体 的 取 組		② 教育魅力化推進事業（教育魅力化コンソーシアム支援）
担 当 課		学校教育課
内 容		HAMADA教育魅力化コンソーシアムが目指す「魅力ある学びによる人づくり」と「地域活性化の好循環」を達成するため、島根県教育魅力化人づくり推進事業交付金を活用し、魅力化コーディネーターを2名配置し、高等学校等が地域と連携して実施する授業の支援や高校生の主体的な地域活動への参画を支援する。
7 年 度 の 目 標		魅力化コーディネーター2名を配置し、高等学校が地域と連携して実施する授業の支援や高校生の主体的な地域活動への参画を支援する。 また、HAMADA教育魅力化コンソーシアムの運営を支援するため、同組織の事務局を担うとともに、運営に必要な補助金を交付する。 島根県の地域づくりを担う次世代人材育成推進事業交付金を活用し、全校に共通するHAMADA教育魅力化コンソーシアム事業を実施する。
7 年 度 の 実 績		魅力化コーディネーターを2名配置し、高等学校が地域と連携して実施した授業（浜田高校ちよこっトークやPBL、水産高校SuiSuiトーク）に対して助言、地域住民への周知、参加の呼びかけなどの支援を行った。 ○浜田高校 2件 延べ99名 ○浜田商業高校 3件 延べ12名 ○浜田水産高校 1件 延べ31名 高校生の主体的な地域活動を促進するため、地域活動への参加を高校生に呼びかけ仲介した。 ○地域協働マッチングシステム 24件（マッチング18件） ○上記以外の地域貢献 54件 ○キャリア・探求活動コーディネート 37件 他、コンソーシアムの活動内容をFacebookなどのSNSで広く発信するとともに、HAMADA教育魅力化コンソーシアムだよりを発行し、市内と江津市の全ての中学校やまちづくりセンター、図書館などの社会教育施設にも配布して住民にも周知を図った。

点 検 ・ 評 価 項 目	
教 育 委 員 会 の 評 価	魅力化コーディネーターを配置し、各高校の生徒の興味関心を聞き出し、それに基づく地域協働活動へのニーズを高めるアプローチを行っており、その結果、地域活動を行う高校生が増えつつあり、地域と共にある学校づくりに寄与している。 また、コンソーシアムの取組をSNSやコンソーシアムだよりで広く周知していることについても評価できる。 引き続き、高等学校等の「地域に開かれた学校づくり」の取組を支援し、高校生の地域貢献意識を高め、高校生が社会に主体的に参画していくために必要な力を育む必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 24

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～
における項目	主要施策	(1) ふるさと郷育及びはまだっ子共育の推進
具 体 的 取 組		③ はまだっ子共育推進事業
担 当 課		学校教育課
内 容		「地域学校協働活動（学校支援）」「放課後支援」「家庭教育支援」の3本柱として、まちづくりセンターを推進拠点に、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもを育むとともに大人も共に高まり合う地域づくりを目指し取り組んでいる。
7 年 度 の 目 標		1 まちづくりセンターを推進拠点として、事業の運営に携わる人材を増やす。 2 事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修会等を実施する。
7 年 度 の 実 績		子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、まちづくりセンターを中心に中学校区毎のネットワークを構築し、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進した。 また、社会教育法第9条の7の規定により地域学校協働活動推進員を委嘱した。 1 会議等 各中学校区内の学校運営協議会とまちづくりセンター主催のコーディネーター会議等をネットワーク会議に位置づけ、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的取組を推進した。 2 研修会等 (1) 学校運営協議会委員とまちづくりセンター職員及び共育コーディネーターの合同研修会を実施した。 (2) HOOP!ファシリテーター養成講座を実施した。 3 情報発信 リーフレット・チラシの配布、まちづくりセンターだよりによる事業紹介やボランティアの募集を行った。

点 検 ・ 評 価 項 目	
教 育 委 員 会 の 評 価	令和7年度から始まったコミュニティ・スクールにおける学校運営協議会の場を通して、学校と地域がめざす子どもの姿を共有し、そのためにどんな活動ができるかを協議する場ができたことは意義がある。 地域学校協働活動推進員が学校におけるふるさと教育や、地域における子どもの活動をコーディネートしながら取組を進めることによってコミュニティ・スクールとはまだっ子共育推進事業を一体的に取り組む仕組に向けて動き出したことは評価できる。 今後は各協議会、ネットワーク会議を通して、具体的な活動がそれぞれの地域で展開され地域とともにある学校、子どもを核とした地域づくりをより一層推進していく必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 25

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～
における項目	主要施策	(1) ふるさと郷育及びはまたっ子共育の推進
具 体 的 取 組		④ 放課後子ども教室・地域学習支援事業の実施【再掲】
担 当 課		学校教育課
内 容		放課後子ども教室は、地域住民及びまちづくりセンターが連携・協働し、放課後や休日において、子どもたちの安全安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供し実施している。 ※地域学習支援事業は、令和6年度から放課後子ども教室に一本化
7 年 度 の 目 標		まちづくりセンターを推進拠点とし、各種団体と連携しながら、より効果的な事業の実施に努める。
7 年 度 の 実 績		【放課後子ども教室】14教室実施 地域と学校及び放課後児童クラブが連携・協働して、放課後や休日において、子どもたちの安全・安心な活動場所を確保した。また、学習や様々な体験活動の機会を定期的、継続的に提供した。
教 育 委 員 会 の 評 価		放課後や休日にまちづくりセンターが拠点となって、子どもたちが安心して過ごせる場を設け、地域住民と子どもたちとの交流を推進していることは、地域住民のまちづくり活動への主体的な取組を促すことにもつながり、意義がある。 今後は、地域住民と子どもたちとの交流の機会の定期的、継続的な提供のため、まちづくりセンターと学校及び放課後児童クラブが一層連携することが必要である。

教育委員会自己点検・評価表

No. 26

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～
における項目	主要施策	(2) まちづくりセンターを拠点とした社会教育の推進
具 体 的 取 組		① はまだっ子共育推進事業【再掲】
担 当 課		学校教育課
内 容		「地域学校協働活動（学校支援）」「放課後支援」「家庭教育支援」の3本柱として、まちづくりセンターを推進拠点に、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもを育むとともに大人も共に高まり合う地域づくりを目指し取り組んでいる。
7 年 度 の 目 標		1 まちづくりセンターを推進拠点として、事業の運営に携わる人材を増やす。 2 事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修会等を実施する。
7 年 度 の 実 績		子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、まちづくりセンターを中心に中学校区毎のネットワークを構築し、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進した。 また、社会教育法第9条の7の規定により地域学校協働活動推進員を委嘱した。 1 会議等 各中学校区内の学校運営協議会とまちづくりセンター主催のコーディネーター会議等をネットワーク会議に位置づけ実施した。 2 研修会等 (1) 学校運営協議会委員とまちづくりセンター職員及び共育コーディネーターの合同研修会を実施した。 (2) HOOP!ファシリテーター養成講座を実施した。 3 情報発信 リーフレット・チラシの配布、まちづくりセンターだよりによる事業紹介やボランティアの募集を行った。

点 検 ・ 評 価 項 目	
教 育 委 員 会 の 評 価	「地域ぐるみで子どもを育み、子どもも大人も地域も高まる」という はまだっ子共育推進事業の基本理念の実現に向け、学校支援、休日や 放課後の子ども活動の支援、家庭教育支援の取組が進んでいることは 評価できる。 また、まちづくりセンター職員が地域学校協働活動推進員に委嘱さ れて学校運営協議会にも入り、地域学校協働活動の推進による子供た ちの成長、地域の社会教育の推進に向けた仕組みが整えられたことは 評価できる。 今後もまちづくりセンターや地域学校協働活動推進員の資質向上を 図り、地域の人がふるさと郷育や地域における子どもたちの活動にか かわり、地域とともにある学校、子どもを核とした地域づくりをより 一層推進していく必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 27

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～
における項目	主要施策	(2) まちづくりセンターを拠点とした社会教育の推進
具 体 的 取 組		② まちづくりセンター活動推進事業
担 当 課		学校教育課
内 容		まちづくりセンターを拠点として、学校と地域の繋がりづくりや家庭教育支援を引き続き実施する。 社会教育・生涯学習を基盤とした、地域で活躍する人材を育成する。 また、本事業をとおして地域における社会教育を推進する人材を育成する。
7 年 度 の 目 標		各まちづくりセンターの特色を生かした、住民同士の繋がりづくり、地域学校協働活動を展開し、住民主体のまちづくりに繋げる。 まちづくりセンター職員における社会教育士称号取得者数の増加 (令和7年度目標：累計37名)

点 検 ・ 評 価 項 目	
7 年 度 の 実 績	1 令和7年度社会教育士称号取得者数 5名（累計25名） 2 各まちづくりセンターにおける主な取組 以下のとおり、各センターの取組や各地区の概要をまとめた、「令和7年度まちづくりセンター活動報告書」を発行した。 (1) 浜田 町中ぶら旅 (2) 石見 石見地区の防災力パワーアップ事業 (3) 長浜 「あいのりタクシーお試し便」「長浜地区防災学習会」～長浜地区まちづくり推進委員会と共に～ (4) 周布 知っておきたい防災知識 繋げておきたい地域の絆 (5) 大麻 人と人とのつながりからうまれてくるもの ～納涼の夕べ～(大麻地区まちづくり推進委員会との連携) (6) 美川 「歩く」を意識した地域交流活動 みかわ健康ウォーキング (7) 国府 防災手帳作り (8) 久佐 異文化・異世代交流 ～国籍や年齢を越えて繋がる人と地域～ (9) 今福 「今福子ども広場」夏休み・冬休み学習会 (10) 美又 健康づくりウォーキング (11) 雲城 ハロウィン&親子野外活動 (12) 波佐 お米作り体験学習（田植えから収穫まで） (13) 小国 ちいさなまちの映画館 (14) 今市 親子でカッドー「ホテル観賞と虫むしイベント」 (15) 木田 【戦後80年】平和について考える～広島視察研修～ (16) 和田 4 団体協働事業 ふれあい集会（年忘れ交流会） (17) 都川 クラフトバッグ作り教室 (18) 市木 健康教室「あなたとわたしと認知症」 (19) 安城 おでかけ会人権学習 (20) 杵束 ペンギンやさかっ子夏まつり (21) 岡見 おかみかるた&MAP ウォーク～ファイナル～ (22) 三保 きらめき！子ども体験教室 (23) 白砂 ☆コネクトしらすな☆（県大生協働事業） (24) 三隅 子どもまちづくり委員会 (25) 黒沢 黒沢ヤングの会 (26) 井野 いの シニア食堂
教 育 委 員 会 の 評 価	まちづくりセンターの事業については、事業の改善実施が行われており、評価できる。 まちづくりセンター職員における社会教育士取得者数については、県内における社会教育士取得者数としては高い水準にあるが、目標人数に達していないことと、地域によって取得者数に差があることが課題である。 社会教育士の称号を取得するためには約1か月の講習期間を要するため、勤務体制等の調整を行うとともに、資格を活かした活動が充実するよう、体制整備やフォローアップを図る必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 28

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～
における項目	主要施策	(2) まちづくりセンターを拠点とした社会教育の推進
具 体 的 取 組		③ まちづくりセンター等における人権・同和教育推進事業
担 当 課		人権同和教育室
内 容		市民一人一人が人権尊重の意識をもって行動できる社会の実現を目指し、まちづくりセンターや事業所等と連携して人権教育・啓発活動を推進する。
7 年 度 の 目 標		まちづくりセンターで繰り返し人権学習を実施し、令和4～8年度の累計実施回数220回を目指す。（令和7年度目標：50回）
7 年 度 の 実 績		1 まちづくりセンター主催の人権・同和教育研修等の実施 各まちづくりセンター独自による人権・同和教育研修等を実施したほか、指導主事派遣による巡回講座を実施した。 (1) 人権・同和教育研修等を実施したまちづくりセンター数 25センター（前年度：24センター） (2) 人権・同和教育研修等の実施回数 延べ56回 ア 外国人をテーマとした研修 7回 イ 高齢者をテーマとした研修 7回 ウ 同和問題をテーマとした研修 2回 エ その他の人権課題をテーマとした研修 40回 2 他団体が実施する研修会等への参加 (1) 各地域人権・同和教育推進協議会が主催する人権講演会・人権を考える集いに、まちづくりセンター職員が参加した。 (2) 島根県が主催する人権啓発指導者養成講座等各種研修に、まちづくりセンター職員が参加した。 3 人権作品コンクールの実施（No. 12の再掲） 人権意識の高揚・啓発を図ることを目的に42回目となる人権作品コンクールを実施した。入賞作品は人権作品集にまとめるとともにリーフレットを作成し、広報はまだ3月号にあわせて全戸配布した。 【応募数及び入賞作品数の内訳】 (1) 小学校作文 : 応募 16点、うち入賞8点 (2) 中学校作文 : 応募 28点、うち入賞7点 (3) 中学校ポスター : 応募 76点、うち入賞8点 (4) 一般標語 : 応募105点（64人）、うち入賞7点 4 事業所等における人権教育・啓発活動 申請に基づき、事業所等が主催する人権研修の講師として指導主事を派遣した。 事業所 8回 事業所以外 33回 事業所等における人権教育・啓発活動の推進のため、浜田商工会議所を通じて、会員事業所へ講師派遣の制度周知を行った。

点 検 ・ 評 価 項 目	
教 育 委 員 会 の 評 価	ほぼ全てのまちづくりセンターが住民向けの人権・同和教育研修会を実施し、目標実施回数を達成することができた点は評価できる。また、まちづくりセンターの業務が多忙な中でも各地域人権・同和教育推進協議会や島根県など他団体が主催する研修会等へ積極的に参加する職員が見られ、職員の人権感覚をアップデートする一助となっている。 事業所等における人権教育・啓発活動を推進するため、浜田商工会議所を通じて講師派遣の制度周知を行った点は評価できる。 人権作品コンクールでは、標語の応募方法を改善するなど実施方法を工夫することにより前年度を上回る応募点数があったことは評価できる。引き続き市民や事業所の方から多くの応募が得られるよう連携して取り組み、市民一人一人の人権意識の高揚を図る必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 29

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～
における項目	主要施策	(3) 図書館サービスの充実
具 体 的 取 組		① レファレンスサービスの充実
担 当 課		教育総務課
内 容		さまざまな市民が来館する図書館において、市民ニーズや地域の課題解決の一助となるよう、資料収集や情報提供を進めるとともに、「レファレンスサービス（参考・調査の手伝い）」の機能を強化する。
7 年 度 の 目 標		1 島根県立図書館による巡回訪問、研修とともに、図書館で休館日に行う全体会での情報交換やミニ研修を大切にし、図書館員が必要なスキルを充実させていく。 2 司書に限らず、全職員が簡単なレファレンス（資料の所蔵確認等）が出来るよう研修を行う。
7 年 度 の 実 績		島根県立図書館主催の研修や巡回訪問を積極的に活用するとともに、市職員による郷土資料研修や新規採用職員研修等を実施し、職員のレファレンス対応のスキル向上を図った。 1 県立図書館主催による研修の受講 (1) 島根県立図書館巡回訪問 各館2回 (2) 郷土資料モニター研修 1回 (3) 公共図書館職員専門研修 1回 (4) 公共図書館初任職員研修（第一課程） 1回 (5) 公共図書館初任職員研修（第二課程） 1回 (6) 地域図書館研修 1回 2 市立図書館主催による研修等 (1) 郷土資料研修 2回 (2) 新規採用時初任者研修 (3) 全体会の実施 9回
教育委員会の評価		経験年数によるサービスの差が出ないよう一定の知識やスキルを身につけるための初任者研修やOJT研修を行ったことは、職場の良好な人間関係を築くためにも適切である。 また、島根県主催の公共図書館専門研修等を積極的に受講したことは、レファレンスサービスの向上において有益なことである。 郷土資料の整理という課題解決に向け、毎年継続して郷土資料研修を開催していることや郷土資料モニター研修に参加していることは意義があると考ええる。 今後も島根県立図書館が企画する地域研修などの機会を活用し、市立図書館が独自に実施する研修等により、図書館職員全体のスキルアップを図ることが大切である。

教育委員会自己点検・評価表

No. 30

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～
における項目	主要施策	(3) 図書館サービスの充実
具 体 的 取 組		② ボランティア団体との連携、充実
担 当 課		教育総務課
内 容		読書活動団体による読み聞かせや朗読、ＩＴ技術を利用した独特のおはなし会を実施する団体などの支援を受けて、子ども達の読書への関心を高める活動を行っていく。 併せてこれらボランティア活動を更に発展させるための活動支援、人材育成に取り組む。
7 年 度 の 目 標		読み聞かせ等ボランティアの活動を支援するとともに、ボランティアとの協働によるイベントの充実を図る。 読み聞かせボランティアの育成について取り組む。
7 年 度 の 実 績		1 各図書館における定期的なボランティアによる読み聞かせ等の活動の実施 (1)中央図書館 おはなし会 毎週土曜日 電子紙芝居 毎月2回 ストーリーテリング 毎月1回 (2)金城、旭、三隅図書館 おはなし会 毎月1回 (三隅図書館はこのほか、季節のおはなし会を年2回実施) 2 しまね子ども読書等推進の会浜田支部総会に併せた研修会の開催 令和7年10月11日(土) 参加者 10名 3 読み聞かせ基礎講座(読み聞かせボランティア育成)の実施 第1回 令和7年12月7日(日) 参加者 19名 第2回 令和8年1月18日(日) 参加者 20名 第3回 令和8年2月22日(日) 参加者 17名
教 育 委 員 会 の 評 価		令和6年度に開催した読み聞かせボランティアを対象としたワークショップで出た意見を基に、読み聞かせボランティアの育成を目的とした読み聞かせ基礎講座を開催したことは評価できる。引き続きボランティア育成につながる取組を行っていく必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 31

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～
における項目	主要施策	(3) 図書館サービスの充実
具 体 的 取 組		③ イベントなどの読書活動推進事業
担 当 課		教育総務課
内 容		各読書週間を中心に、おはなしボランティアとの協働により、中央図書館をはじめ各分館で行う読書関連行事を通じて、本そのものへの興味を喚起する活動を実施していく。
7 年 度 の 目 標		1 中央図書館をはじめ各館では、ボランティアと連携したイベントを展開して施設への親密度を高め、もって読書普及につなげる。 2 「こどもの読書週間」に合わせた各種行事の開催 1種類以上 3 「秋の読書週間」に合わせた各種行事の開催 1種類以上 4 季節に合わせた行事にも取り組む。
7 年 度 の 実 績		こどもの読書週間や秋の読書週間に合わせた行事等、各種行事を企画、実施した。 1 定例のおはなし会等の開催 (1) 中央図書館 おはなし会、電子紙芝居、テーマトーク (2) 金城図書館 おはなし会 (3) 旭図書館 ブックんのおはなしタイム (4) 三隅図書館 おはなし会、季節のおはなし会 2 こどもの読書週間に合わせた各種行事の実施 (1) 中央図書館 おはなし会&ワークショップ、映画上映会 (2) 金城図書館 企画展示、本の福ぶくろ (3) 旭図書館 企画展示、図書館で「こびとを探せ！」 (4) 三隅図書館 企画展示、あいことばはな～んだ！？ 3 「秋の読書週間」に合わせた各種行事の実施 (1) 中央図書館 秋の野外朗読祭、開館時間延長、一夜一冊、図書館寄席等 (2) 金城図書館 本のリサイクル市、企画展示 (3) 旭図書館 本のおたのしみ袋、おばけやしき図書館「えほん50」展示・貸出等 (4) 三隅図書館 図書館でこびとさがし、本のリサイクル市等 4 季節ごとの行事の実施 こわ～いおはなし会、ぬいぐるみのおとまりかい、星空観察会、クリスマスコンサート&おはなし会、歌と絵本のハーモニーライブ、七夕イベント、ハロウィン企画、夜としょかん、雑誌のリサイクル市などの実施。

点 検 ・ 評 価 項 目	
教 育 委 員 会 の 評 価	各館において、こどもの読書週間、秋の読書週間及び季節のイベントを積極的に開催し、工夫を凝らした新しい企画にも取り組んでいることは評価できる。各種強調月間等において、関係団体等と協働で展示に取り組んだ点も、図書館が市民にとって身近な施設になるよう工夫を重ねていると感じる。今後も、ボランティアや各種団体と連携を図りながら効果的な事業の展開を続け、読書の普及に努めていく必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 32

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅳ 生涯スポーツの振興 ～スポーツを通じた心身の健康増進～
における項目	主要施策	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
具 体 的 取 組		① 総合スポーツ大会の開催
担 当 課		スポーツ振興課
内 容		浜田市体育協会の主催事業として、年に一度、浜田市総合スポーツ大会が開催されている。競技によって開催期日が異なり、各スポーツ団体が独自に大会運営を行っているが、「スポーツの日」には、加盟団体が一堂に会し、総合開会式を開催している。
7 年 度 の 目 標		各競技団体が開催する大会に1人でも多く参加していただき、心身ともに明るい健康なまちづくりと体力づくりを図るため、多くの市民参加のもと、総合スポーツ大会を開催する。
7 年 度 の 実 績		第19回浜田市総合スポーツ大会 1 総合スポーツ大会開催期間 令和7年7月27日（日）～令和7年12月13日（土） （総合開会式は、10月13日に島根県立体育館で実施） 2 会 場 浜田市陸上競技場 他 3 開催競技数 20競技 陸上、柔道、水泳、バレーボール、 バスケットボール、ソフトボール、 インディアカ、軟式野球、 ソフトテニス、卓球、ユニカール、 ゲートボール、ペタンク、弓道、剣道、 空手道、硬式テニス、バドミントン、 グラウンド・ゴルフ、サッカー 4 参加人数 1,952人（前年度1,971人、19人減） 5 参加団体 競技スポーツ団体 15団体 生涯スポーツ団体 5団体
教育委員会の評価		目標値である2,400人に対し、約81%の参加者数であった。競技数は昨年度と同様の20競技、参加者は昨年度と比べほぼ横ばいであり、参加者数の維持・増加への取組に課題がある。 人口減少が加速している中で、各競技人口の確保が困難な状況ではあるが、令和12年度に開催される国民スポーツ大会に向けて、引き続き各団体とともに競技スポーツの活性化を図っていく必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 33

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅳ 生涯スポーツの振興 ～スポーツを通じた心身の健康増進～
における項目	主要施策	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
具 体 的 取 組		② 軽スポーツ活動の推進
担 当 課		スポーツ振興課
内 容		生涯をととしてスポーツに親しむ機会をもち、楽しく・気軽に・無理なく心身の健康をめざすことは、すべての世代において、大変重要である。 スポーツ関係団体やスポーツ推進委員との連携によりスポーツ・レクリエーション活動推進体制の充実を図り、まちづくりセンター等地域コミュニティの協力を得ながら参加しやすい教室の開催に取り組む。
7 年 度 の 目 標		浜田市民の体力向上や健康増進、及び地域活性化の振興を図り、子どもから高齢者まで誰もが楽しめる軽スポーツ等、様々な地域交流活動を推進する。
7 年 度 の 実 績		各地域の指導者等（スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等）が中心となり、市民を対象とした主に以下の活動を実施し、軽スポーツ等の推進及び普及を図った。 (1) 浜田地域 ア ファミリースポーツ教室（5会場） 参加者 116人 イ 軽スポーツの集い（ボッチャ大会）参加者 60人 (2) 金城地域 ア さざんかカップ 悪天候のため中止 （グラウンド・ゴルフ、ゲートボール大会） (3) 旭地域 ア 市民体力テスト（5地区） 参加者 71人 (4) 弥栄地域 ア 弥栄運動会 参加者 250人 イ モルック大会（2回） 参加者 45人 (5) 三隅地域 参加者 のべ1,795人 ア みすみスポーツクラブ 各スポーツ教室 （スポーツウェルネス吹矢、キッズダンス ほか）
教 育 委 員 会 の 評 価		各地域の地域指導者（スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等）が中心となり教室や大会を企画、開催している点は評価できる。 ボッチャやモルックなど年齢や運動能力を問わず、あらゆる世代が一緒になって楽しめる軽スポーツやレクリエーションスポーツは、心身の健康づくりや交流の場づくりなど、地域交流活動において欠かせないツールであることから、今後も継続して推進していくべきである。 地域毎で活動状況に差があり、複数地域が実施している競技については、地域間の連携により大会を実施するなど、市民が足を運びたくなる仕組みづくりを提案する必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 34

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅳ 生涯スポーツの振興 ～スポーツを通じた心身の健康増進～
における項目	主要施策	(2) スポーツ精神の高揚と競技力の向上
具 体 的 取 組		① トップアスリート等の各種スポーツ教室の開催
担 当 課		スポーツ振興課
内 容		夢を持つことや実現のために努力すること、一人一人の個性を認め合い、自分や他人を大切にすることなど、子どもの心身の健全な成長と社会で生きていく上で必要な心を、様々な経験から伝えていただく場とする。 また、トップアスリート等による技術指導やメンタル強化のための教室を開催し、競技力の向上と競技人口の拡大を図るとともに、ハイレベルなスポーツ環境に触れる機会の充実に向けて取り組む。
7 年 度 の 目 標		JFAこころのプロジェクト「夢の教室」を市内で2教室開催する。
7 年 度 の 実 績		1 JFAこころのプロジェクト「夢の教室」開催 令和7年11月18日(火) ①三階小学校(5年) ②旭小学校(5年) 2 エキスパート指導者招聘事業 令和7年12月6日(土)～7日(日) 指導者研修、野球教室 対象：市内スポーツ少年団及び中学校野球部、指導者 3 広島カープOB野球教室in浜田開催 令和8年3月14日(土) 対象：市内スポーツ少年団
教育委員会の評価		バレーボール元日本代表の石島雄介氏を迎え、JFAこころのプロジェクト「夢の教室」を2校で実施した。本事業は夢を持つことの大切さをトップアスリートから直接児童に伝えていただける大変貴重な時間であることから、意義があると考えます。 また、エキスパート指導者招聘事業において、現役の北海道日本ハムファイターズ二軍総合コーチである清水雅治氏による選手への指導のみならず指導者研修も実施していることから、指導者育成の観点からも事業を継続していくことは適切である。 さらに、佐々岡真司氏をはじめとした広島カープOBの皆様による野球教室を開催し、浜田市出身のトップアスリートから直接指導いただき、スポーツを続け、プロを目指すきっかけを提供いただける貴重な機会となっていることから、事業継続に努めるべきである。

教育委員会自己点検・評価表

No. 35

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	Ⅳ 生涯スポーツの振興 ～スポーツを通じた心身の健康増進～
における項目	主要施策	(3) スポーツ・レクリエーション環境の整備
具 体 的 取 組		① 学校開放事業の利用増加
担 当 課		スポーツ振興課
内 容		市民が地域において気軽にスポーツに親しむ場として、学校体育施設を開放し、身近で利用しやすい施設運営を推進する。 利用者は要項に定めている規定を遵守した上で学校施設を利用し、競技スポーツ活動及び生涯スポーツ活動の振興を図る。
7 年 度 の 目 標		全小中学校を開放し、地域住民に身近な生涯スポーツ活動の場と機会を提供することにより、スポーツ振興に取り組む。 また、利用者調整会議の開催等、利用団体及び学校との連絡を徹底し、円滑な運営を目標とする。
7 年 度 の 実 績		学校開放利用実績 (1) 利用団体 112団体 浜田地域：83団体 金城地域：10団体 旭地域 ： 3団体 弥栄地域： 1団体 三隅地域：15団体 (前年度 104団体 8団体増) (2) 利用学校 21校 (うち 小学校：13校 中学校：8校) (3) 利用件数 7,262件 (前年度6,566件 (696件増)) 鍵の貸し借りや利用申請などを来庁することなくインターネットで手続きできる予約管理システムの令和8年度導入に向け、取組を進めた。
教育委員会の評価		本事業により、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ環境として学校施設が有効に利用されていることは意義がある。 コロナ禍以降、活動をやめてしまったり再開の見通しが立たなかったりしていた団体があったが、新規団体の利用や既存団体の利用件数増により、活動が活発化していることは評価できる。 本事業を通じて、次世代選手の育成や競技力の向上が図られているとともに、生涯スポーツ活動や地域交流の場として、大きな役割を果たしているため、事業継続に努められたい。また、鍵の貸し借りや利用申請などの手続きの簡素化につながる取組を進めており、評価できる。

教育委員会自己点検・評価表

No. 36

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～
における項目	主要施策	(1) 芸術文化の振興
具 体 的 取 組		① 石央文化ホールの管理運営
担 当 課		文化振興課
内 容		市民が芸術文化をより身近に感じ、楽しみながら豊かな心を創造できるよう、各種公演や市民参加型のイベント等を実施するとともに、文化団体による活動の発表の場としても活用する。 管理運営にあたっては、施設設置目的に沿った成果が得られるよう指定管理者と協力しながら進める。
7 年 度 の 目 標		1 芸術文化の振興のための事業実施 2 利用人数 45,000人 3 計画的な施設設備の修繕
7 年 度 の 実 績		1 実施事業 施設設備の適切な管理運営を行うとともに、自主事業においては「鑑賞事業」「参加事業」「育成事業」を3つの柱として実施に努めた。 (1) 鑑賞事業 ア 映画上映会4回、しまね映画祭2回（うち出前上映会1回） イ ロビーコンサート「103 Soundscape Jazz Orchestra」 ウ ロビーコンサート「Iwami Jazz Quartet」 エ 石央納涼寄席 オ 新市誕生20周年記念事業「フォレストコンサートin浜田」 カ 石田泰尚バイオリンリサイタル (2) 参加事業 ア 「バックステージツアー!!～ホール裏側探検隊集合」 イ 弾く楽しみ聴く喜びピアノ演奏2025 ウ 「おしゃれなしめ縄づくりを楽しもう！」 エ 新市誕生20周年記念事業2026「ニューイヤーコンサート」 オ 石央フリーマーケット祭 (3) 育成事業 ア 石央文化ホール「女子神楽同好会 舞姫社中」支援 イ 石央文化ホール「浜田少年少女合唱団」支援 ウ 石央文化ホール「合唱団 響」支援 2 利用人数 32,294人（前年度：33,050人） 3 施設修繕 外壁改修工事（R7・8年度実施） 40,616千円（R7年度実績） 屋上防水改修工事 27,392千円

点 検 ・ 評 価 項 目

教 育 委 員 会 の 評 価

自主事業については新市誕生20周年記念事業「フォレスタコンサートin浜田」をはじめ、幅広い年代を対象とした様々な分野の事業に取り組み、広く市民に芸術文化に触れる機会を創出したことが評価できる。

育成事業で支援を行っている石央文化ホールを母体としている3団体は、各種イベントに出演するなどの取組を行っており、引き続き当市における芸術文化振興への寄与が期待される。

施設の利用人数減少については、文化団体などが開催する大会等の規模縮小に伴い貸館利用の減少傾向が要因の一つとして考えられる。対策としては、より魅力ある自主事業の実施により利用者増に努める必要があると考える。

引き続き芸術文化に触れる機会を提供することに努め、当市の芸術文化振興を図っていく取組が必要である。

教育委員会自己点検・評価表

No. 37

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～
における項目	主要施策	(1) 芸術文化の振興
具 体 的 取 組		② 世界こども美術館の管理運営
担 当 課		文化振興課
内 容		子どもの美術鑑賞及び創造力の育成を図り、海外の子どもたちとの文化交流を推進するとともに、美術に関する市民の知識及び文化振興に寄与する活動を実施する。また、子どもや市民の芸術文化意識向上のための事業も実施する。
7 年 度 の 目 標		1 展覧会事業や創作活動の開催を通じて次代を担う子どもたちの創造力と感性を育み、文化芸術の創造性を高める。また、子どもや市民の芸術文化意識向上のための各種事業を実施する。 2 創作活動等の受講者数 9,110人
7 年 度 の 実 績		1 実施事業 (1) 展覧会事業 ア 観覧者が参加体験できる展覧会の開催に努めた 「体験できる展覧会『四角い形であそぼう』」 「山崎修二 寄贈作品披露展」 「さわっ手たのしむタッチミュージアム」 「ぼうけん！植物展」「第56回浜田市美展 一般公募展」 「第29回浜田こどもアンデパンダン展」 「世界こども美術館開館30周年記念展『ツペラボ』」 (2) 創作活動事業 ア ミュージアムスクール・ホリデー創作活動、市内幼稚園・保育所等へ出張ワークショップ、『はまび一手づくり夜市』を実施。 2 ブータン王国における美術教育支援委託事業 (1) ブータン王国美術担当教員対象の技術研修会 ブータン国内で1回実施 (2) ブータン美術担当教員の浜田市への受入れ ①期 間 令和8年1月14日～1月26日 ②実施内容 美術担当教員研修 3 利用人数 53,776人（前年度：48,276人） うち創作活動等の受講者数 8,998人（前年度 9,962人）

点 検 ・ 評 価 項 目

教 育 委 員 会 の 評 価

創作活動の受講者数は目標値に及ばなかったものの、『はまび一手づくり夜市』の開催や、参加型の展覧会事業を実施し、来館者数としては前年度比で大幅増の53,776人に達しており、コロナ禍以前の賑わいを取り戻した成果は評価できる。

開館以来開催している子どもたちの作品に優劣をつけない展覧会「アンデパンダン展」は、市内はもとより海外の様々な国の子どもたちからの出品もあり、魅力溢れる作品から多くの刺激を受けている。

また、令和7年9月から第3フェーズに入ったブータン王国における美術教育支援委託事業は、今年度は3人が来浜し、美術館での研修及び市内の小中学校で授業の見学を行うなど、子どもたちとの交流も行っており、事業実施に意義があると考えている。

引き続き、各種事業を継続し、当市の芸術文化振興を図っていく必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 38

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～
における項目	主要施策	(1) 芸術文化の振興
具 体 的 取 組		③ 石正美術館の管理運営
担 当 課		文化振興課
内 容		浜田市三隅町出身の石本正画伯の作品を収蔵・展示し、市民の美術や芸術文化に関する知識及び教養の向上を図り、地域文化の振興に寄与する。 また、地域発のユネスコ無形文化遺産である石州半紙や石州和紙を活用した創作活動の実施や作品展示など、地域の芸術文化の発信拠点としての取組を行う。
7 年 度 の 目 標		1 多様な芸術に触れる機会の創出と地域の芸術文化振興を目的とした展覧会事業、教育普及事業、絵画教室事業等の実施 2 講座等の受講者数 890人
7 年 度 の 実 績		1 実施事業 (1) 展覧会事業 「没後10年企画展 花開く 石本正 美の深化」 「現代の日本画展part 1-」 「没後10年企画展 石本正ロマネスクへの憧れ、そして舞妓へ」 「没後10年企画展 石見の夢みる少年、画家となる」 「第10回 石本正日本画大賞展」 「没後10年企画展 石本正ヨーロッパ美術の旅」 「開館25周年企画展 石本正の視点vol. 1」 公募展「小さな世界展」「光の回廊」「干支展」の実施 (2) 教育普及事業・絵画教室事業 ア 教育普及事業 石正美術館まつりの開催（11月8日～9日） イ 中学生美術クラブ ウ 絵画教室事業 絵画教室、創作教室 (3) その他 三隅中央公園内施設と連携して「いわみの冬至祭2025in三隅中央公園」を開催し、美術館の情報発信を行った。 2 利用人数 8,229人（前年度 8,312人） うち講座等の受講者数 545人（前年度 596人）

点 検 ・ 評 価 項 目	
教 育 委 員 会 の 評 価	施設の利用状況については、講座等含む入館者数について前年度比較で減となっている。 今年度は石本正没後10年の年であり、描かれたテーマや年代により画業を振り返る企画展を開催し、鑑賞者に創作の背景やプロセスをより深く伝える工夫がされた企画内容であったと考える。 また、令和6年度から開設した、中学生を対象とした美術クラブ（部活動に代わる課外活動）を実施し、芸術に触れる機会を提供したことや、ギャラリーを活動成果の発表の場として市内外の方に利用してもらうといった取組は、地域に開かれた美術館として評価できる。 今後とも石本正画伯の取組と精神を発信、継承するとともに、石正美術館が地域独自の芸術・文化の発信拠点となるよう、努めていく必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 39

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～
における項目	主要施策	(1) 芸術文化の振興
具 体 的 取 組		④ 文化振興事業
担 当 課		文化振興課
内 容		美術展等の市民団体イベントの開催を支援し、市民が主体となった文化活動の活性化と文化活動に関わる人づくりに取り組む。 子どもたちが芸術文化を身近に感じ、豊かな心を創造できるよう、各種助成制度を活用した芸術文化に触れる機会提供に取り組む。 本市に伝え残された石見神楽などの伝統文化や浜田節、邦楽など和の伝統文化について、市民団体が主体となって実施する市民芸術文化祭や、浜田市文化協会などが実施する後継者の育成等に係る活動支援を行うことにより、保存継承に取り組む。
7 年 度 の 目 標		1 市民が主体となった文化活動を支援し、文化活動の活性化と文化活動に関わる人づくり及び伝統文化の保存継承に取り組む 2 スクールコンサートの実施校数 7校 3 文化庁等の各種助成制度を活用し、小中学校の児童・生徒が芸術文化に触れることのできる機会提供を行う

点 検 ・ 評 価 項 目	
7 年 度 の 実 績	1 市民が主体となった文化活動の支援 (1) 文化団体に対する活動支援 事業後援を34件行ったほか、広報はまだ、浜田市ホームページ等により事業の情報発信を行った。 (2) 第56回浜田市美術展事業 ①一般公募展 9月27日(土)～10月5日(日) ()内は審査員・招待者出品数 出品数 221点(41点)、入館者数631人 ※前回出品数 225点(45点)、入館者数787人 ※出品に繋げるワークショップの申込みや市美術展アンケートはQRコードからも可とした。 ②児童・生徒書写展 10月17日(金)～10月23日(木) 出品数 1,058点 入館者数1,952人 ③児童・生徒図画展 10月31日(金)～11月14日(金) 出品数 754点 入館者数2,883人 (①～③の入館者数は世界こども美術館全体の入館者数) (3) 浜田市文化協会に対する活動支援 助成金及び情報発信等により支援を行った。 ①助成事業 活動助成 助成金額 900千円 ②浜田市文化祭協賛行事等の支援 広報はまだへ掲載し情報を発信 2 スクールコンサートの実施 (1) 主 催 浜田市教育研究会音楽部会 (2) 演奏団体 一般社団法人石見音楽文化振興会 (3) 演奏内容 ハイブリッドウインドオーケストラメンバーによる スペシャルスクールコンサート～管楽器の魅力～ (4) 実施校数 7校 (7公演) 3 各種助成制度の活用 文化庁「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業」について、小中学校へ募集案内の情報提供を行うことにより制度活用の支援を行った。そのうち1校が採択を受け事業を実施し、児童・生徒に対して本物の芸術文化に触れる機会を提供した。 (1) 実施校：国府小学校 (2) 公演団体：山の手事情社
教 育 委 員 会 の 評 価	市民主体の文化活動を支援することで、文化活動の活性化や文化活動に関わる人づくりに取り組んでいることは評価できる。 浜田市美術展は県内でも歴史ある美術展であり、美術展の実施内容や方法については工夫しながら取り組んでおり、出品者確保のためワークショップの開催や申し込みをデジタル化するなど努力が伺える。引き続き出品数確保に向けた取組が必要である。 スクールコンサートについては、令和6年度から令和8年度までの3年間で市内全小中学校を巡回するプログラムを実施しており、実施校から一定の評価を得ている。今後も多様なプロの芸術に触れる貴重な機会を提供できる本事業を継続して取り組むことには意義があると考え。

教育委員会自己点検・評価表

No. 40

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～
における項目	主要施策	(2) 伝統文化の保存継承
具 体 的 取 組		① 文化振興事業【再掲】
担 当 課		文化振興課
内 容		美術展等の市民団体イベントの開催を支援し、市民が主体となった文化活動の活性化と文化活動に関わる人づくりに取り組む。 子どもたちが芸術文化を身近に感じ、豊かな心を創造できるよう、各種助成制度を活用した芸術文化に触れる機会提供に取り組む。 本市に伝え残された石見神楽などの伝統文化や浜田節、邦楽など和の伝統文化について、市民団体が主体となって実施する市民芸術文化祭や、浜田市文化協会などが実施する後継者の育成等に係る活動支援を行うことにより、保存継承に取り組む。
7 年 度 の 目 標		1 市民が主体となった文化活動を支援し、文化活動の活性化と文化活動に関わる人づくり及び伝統文化の保存継承に取り組む。 2 文化庁等各種助成事業の活用により、文化団体の後継者育成に係る活動支援を行う。
7 年 度 の 実 績		1 市民が主体となった文化活動の支援 (1) 文化団体の活動支援 事業後援を34件行ったほか、広報はまだ、浜田市ホームページ等により事業の情報発信を支援した。 (2) 浜田市文化協会に対する活動支援 助成金及び情報発信等により支援を行った。 ①助成事業 活動助成 助成金額 900千円 ②浜田市文化祭協賛行事等の支援 広報はまだへ掲載し情報を発信 2 文化庁等各種助成制度の活用支援 市民団体等が主体となつて行う文化活動に対して各種助成制度の情報提供や活用のための支援を行った。 (1) 地域文化財総合活用推進事業（補助金申請を支援） ア 申請団体 浜田市文化遺産活用事業実行委員会 イ 内 容 石見神楽団体の用具等整備費の助成(11団体) ウ 交付要望額 6,684千円

点 検 ・ 評 価 項 目	
教 育 委 員 会 の 評 価	市民主体の文化活動について、情報発信等により継続して支援することで伝統文化の保存継承に一定程度取り組んでいることは評価できる。 また、石見神楽団体の用具整備に係る文化庁補助金申請の支援を行い、市の重要な郷土芸能である石見神楽の保存・伝承及び振興に努めたことは適切と考える。 今後とも文化庁等各種助成制度を広く市民団体等に周知し活用してもらうことで、市民団体の後継者育成や伝統文化の保存継承を支援するとともに、市内にある各団体の活動についてさらに広く情報発信をしていく必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 41

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～
における項目	主要施策	(2) 伝統文化の保存継承
具 体 的 取 組		② 歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)
担 当 課		文化振興課
内 容		伝統文化の保存継承に関する情報は、歴史文化保存展示施設整備事業（浜田郷土資料館建替え）の資料収集や保存、調査研究をはじめ、展示、活用の計画を検討するにあたって、重要な事項である。
7 年 度 の 目 標		有形、無形の伝統文化の保存継承状況を把握し、検討の参考とする。
7 年 度 の 実 績		伝統文化である石見神楽に用いられる用具類のうち、石見神楽面と石見神楽衣裳について、専門家とともに調査を実施した。 また、長浜人形製作に関わる資料を収集した。
教 育 委 員 会 の 評 価		石見神楽関連産業ものづくり技術の調査を実施したことは、広く伝統文化の保存継承に関わる情報を得たものとして評価できる。 また、長浜人形関連資料には、人形型に加え、絵筆やへらなどの製作用具も含まれており、総合的に長浜人形を調査できる資料を収集・保存したものとして意義がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 42

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～
における項目	主要施策	(3) 文化財の調査・保存と活用
具 体 的 取 組		① 各指定文化財の保護管理
担 当 課		文化振興課
内 容		貴重な文化財を保護し、将来にわたって保護、活用が図られるよう、行政、所有者、地域が一体となって管理に努める。
7 年 度 の 目 標		1 指定文化財の保護管理の実施 2 浜田市文化財保存活用地域計画の実施
7 年 度 の 実 績		1 指定文化財の保護管理 所有者や島根県教育委員会などの関係機関と連携を取りながら、指定文化財の保護管理を行った。 2 浜田市文化財保存活用地域計画の実施 浜田市文化財保存活用地域計画に沿って、主に下記の取組を実施した。 (1) 文化財個別台帳の作成 298件 (2) 研究団体との連携と支援 4件 (3) 専門家・研究機関との連携調査 2件
教 育 委 員 会 の 評 価		指定文化財の保護管理については、関係各所との連携のもと適切な保護管理ができていると評価できる。 浜田市文化財保存活用地域計画の実施については、着実な遂行が図られていると考える。

教育委員会自己点検・評価表

No. 43

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～
における項目	主要施策	(3) 文化財の調査・保存と活用
具 体 的 取 組		② 市内に所在する様々な文化財の調査研究
担 当 課		文化振興課
内 容		浜田固有の地域財産である文化財を網羅的に把握し、調査研究を図るとともにその成果を蓄積することで、情報提供等の活用が円滑に図られるように努める。
7 年 度 の 目 標		1 専門機関等への協力や調査研究の充実 2 文化財指定の推進
7 年 度 の 実 績		1 専門機関等との協力・共同調査業務 (1)市内石造物調査(石造物研究者) (2)国衙における在地領主の実態解明調査(日本大学教授ほか) (3)幕末・維新期古文書史料調査(島根県古代文化センター) (4)近代遺跡調査(島根県教育庁文化財課) 2 未指定文化財の詳細調査 専門家の協力を受け、文化財指定に向けた未指定文化財の詳細調査を6件実施した。 また、浜田市文化財審議会において、未定文化財1件が浜田市指定文化財として適当である旨の答申を受けた。
教 育 委 員 会 の 評 価		専門機関等との協力・共同調査業務では、県内の研究機関はもとより、県外の専門家による調査に協力し、より広い視点からの研究が図られたことは評価できる。 未指定文化財の詳細調査については、対象文化財の価値の明確化が図られ、うち1件は浜田市指定文化財として適当である旨の浜田市文化財審議会の答申を受けるに至っており、文化財指定の推進が図られているものとして評価できる。

教育委員会自己点検・評価表

No. 44

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～
における項目	主要施策	(3) 文化財の調査・保存と活用
具 体 的 取 組		③ 市内遺跡発掘調査事業
担 当 課		文化振興課
内 容		開発事業に対する分布調査や試掘確認調査を実施し、開発と埋蔵文化財保護の調整を図る。
7 年 度 の 目 標		各開発案件に対して、事業者と協議を行いながら、速やかな調査を実施することにより、開発と埋蔵文化財保護の調整を図る。
7 年 度 の 実 績		1 開発事業と埋蔵文化財保護との調整 53件の開発事業に対して、文化財の有無確認のための現地調査を実施し、速やかな調整を行った。 また、矢原川ダム建設事業に伴い矢原遺跡の確認調査を実施することにより、埋蔵文化財の保護と開発との調整を図った。
教 育 委 員 会 の 評 価		各開発事業に伴う調査を実施し、文化財保護と開発事業との円滑な調整を図ることができたことは評価できる。 また、矢原遺跡の発掘調査を昨年度に引き続き実施し、矢原遺跡の範囲を明確にしたことは、今後の開発事業との調整にも寄与する成果として評価できる。

教育委員会自己点検・評価表

No. 45

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～
における項目	主要施策	(3) 文化財の調査・保存と活用
具 体 的 取 組		④ 市誌編纂事業
担 当 課		文化振興課
内 容		市誌編纂時の効率的な編集・作成に備え、散逸する資料の収集整理を行う。
7 年 度 の 目 標		継続的な史料調査に加え、これまでの調査・研究成果の活用を図るため、浜田市近世史料集の刊行及び関連講演会を開催する。
7 年 度 の 実 績		1 継続的な史料調査 本地屋永見家文書(長浜町)・中森屋三浦家文書(三隅町室谷)・藤井屋三明家文書(久代町) 2 浜田市近世史料集の刊行 浜田城下町研究の基礎資料となる「濱田町中屋敷敷年貢納帳」の翻刻及び解題を収録した浜田市近世史料集1を刊行し、関係各所に配布するとともに、ホームページに掲載した。 3 浜田市近世史料集関連講演会の開催 日時：令和8年3月28日(土) 場所：浜田市立中央図書館2階多目的ホール 参加者：63名
教育委員会の評価		継続して古文書撮影、史料整理、解読の作業を行うことで、着実な史料調査が実施できていることは評価できる。 浜田市近世史料集の刊行及び関連講演会の開催については、これまで積み重ねてきた調査成果を市民へ還元することであり、市民の本市の文化・歴史の再確認につながるとともに、当市の歴史を対象とする研究者の拡大にも寄与するものとして意義がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 46

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～
における項目	主要施策	(3) 文化財の調査・保存と活用
具 体 的 取 組		⑤ 歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)【再掲】
担 当 課		文化振興課
内 容		文化財の調査・保存と活用に関する情報は、歴史文化保存展示施設整備事業（浜田郷土資料館建替え）の資料収集や保存、調査研究をはじめ、展示、活用の計画を検討するにあたって、重要な事項である。
7 年 度 の 目 標		文化財の調査・保存と活用状況を把握し、検討の参考とする。
7 年 度 の 実 績		継続的な文化財調査により、新たに10件の未指定文化財を把握するとともに、298件の未指定文化財台帳を作成した。
教 育 委 員 会 の 評 価		未定指定文化財の調査や台帳作成は、歴史文化保存展示施設整備事業（浜田郷土資料館建替え）における展示・活用の計画に反映できるものとして評価できる。

教育委員会自己点検・評価表

No. 47

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～
における項目	主要施策	(4) 地域文化の交流拠点づくり
具 体 的 取 組		① 市内各資料館の管理運営
担 当 課		文化振興課
内 容		市内の各資料館(浜田郷土資料館・金城資料館・浜田城資料館・旭歴史民俗資料館・弥栄郷土資料展示室・三隅歴史民俗資料館)及び金城・旭・弥栄・三隅支所の一部を利用した支所展示の実施。
7 年 度 の 目 標		常設展示に加え企画展を開催することにより、地域文化を知り、ふるさとを学習する場として展示の活用を行う。 支所展示に関しては、地域の団体等と連携し、地域の特色を活かした展示を行う。
7 年 度 の 実 績		常設展及び企画展を実施することにより、地域文化を知り、ふるさとを学習する場として展示の活用を行った。 ○企画展実施回数 ・浜田郷土資料館 3回 (前年度 4回) ・金城資料館 1回 (前年度 1回) ・浜田城資料館 4回 (前年度 4回) 支所展示においては、地域の団体等と連携することにより各支所の特色を活かした展示を行った。 ○来場者数 ・金城支所 764人 (前年度 729人) ・旭支所 141人 (前年度 191人) ・弥栄支所 92人 (前年度 130人) ・三隅支所 126人 (前年度 135人)
教 育 委 員 会 の 評 価		各資料館においては、常設展に加えて企画展を開催することで、来館者が新たな地域文化を知ることにつながり、また、ふるさとを学習する場として活用できたことは意義がある。 支所展示に関しては、各資料館の資料に加え、地域活動などに関する展示を実施するなど、地域の特色を活かした展示を実施したことは評価できる。

教育委員会自己点検・評価表

No. 48

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～
における項目	主要施策	(4) 地域文化の交流拠点づくり
具 体 的 取 組		② 歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)【再掲】
担 当 課		文化振興課
内 容		歴史文化保存展示施設整備事業（浜田郷土資料館建替え）については、検討を一旦立ち止まり、市民の意見を伺った上で、今後の進め方を考える。
7 年 度 の 目 標		市が保有している郷土資料の整理を行う。
7 年 度 の 実 績		浜田郷土資料館所蔵資料(展示室・1階収蔵庫・2階収蔵庫・特別収蔵庫)の台帳整備及び資料確認を行った。
教 育 委 員 会 の 評 価		郷土資料の整理を行うことにより、各資料館における展示や調査・研究の際の円滑な利用に寄与すると考える。また、歴史文化保存展示施設整備事業（浜田郷土資料館建替え）の検討にあたっては、ソフト・ハードの両面の検討に資するものとして意義がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 49

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～
における項目	主要施策	(5) 認定された日本遺産の活用
具 体 的 取 組		① 浜田城資料館管理事業（北前船関係展示）
担 当 課		文化振興課
内 容		浜田城資料館は、浜田城や浜田藩をはじめ、北前船寄港地として日本遺産に認定された外ノ浦や歴史的建造物である御便殿（本資料館施設）等に関して、資料の収集、保存、展示及び普及事業を行う。
7 年 度 の 目 標		日本遺産である北前船寄港地・外ノ浦について、企画展示等を開催し、周知を図る。
7 年 度 の 実 績		企画展「目で見る外ノ浦と船道具」において、日本遺産・外ノ浦に関わる展示を実施した。また、常設展でも北前船や外ノ浦に関連したコーナーを設けることで、年間を通じて日本遺産北前船寄港地・外ノ浦の周知に取り組んだ。 また、引き続き、来館者へのアンケートを実施し、興味・関心の把握に努めた。
教 育 委 員 会 の 評 価		企画展及び常設展において、北前船寄港地・外ノ浦に関する展示を行うことにより、浜田の発展にとって北前船が重要な役割を担っており、外ノ浦が西廻り航路における要所であったことを広く周知できたことは意義がある。 また、資料館のアンケートにも北前船や外ノ浦に触れるコメントが見られ、来館者の興味を惹くとともに、理解深化につながったと評価できる。

教育委員会自己点検・評価表

No. 50

点 検 ・ 評 価 項 目		
教育振興計画	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～
における項目	主要施策	(5) 認定された日本遺産の活用
具 体 的 取 組		② 歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)【再掲】
担 当 課		文化振興課
内 容		浜田の代表的な歴史文化である北前船寄港地・外ノ浦や石見神楽は、歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)の資料収集や保存、調査研究をはじめ、展示、活用の計画を検討するにあたって、重要な事項である。
7 年 度 の 目 標		日本遺産に関わる展示・活用計画の検討のため、情報を収集し、蓄積する。
7 年 度 の 実 績		北前船寄港地については、浜田城資料館において企画展・常設展の関連コーナーを設けることにより、市内の北前船寄港地やその歴史に関する調査・研究、情報発信を行った。 石見神楽については、石見神楽の保存・伝承拠点の基本構想を検討するため、石見神楽保存・伝承拠点基本構想検討委員会を開催し、基本構想(案)を取りまとめた。
教 育 委 員 会 の 評 価		北前船に関する調査研究及び石見神楽保存・伝承拠点の基本構想(案)は、今後の歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)の検討に反映できるものとして意義がある。

3. 浜田市教育振興計画の目標達成度について

浜田市教育振興計画の目標達成度について

I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～

番号・項目	数値目標	現状値	目標値 (R8年度)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計
I－(1)－① 幼児教育の充実 I－(1)－② 幼児教育センターの設置	幼児教育センターが実施する研修参加者数	-	累計 640人	0	233	279	375		887
I－(1)－③ 学力育成総合対策事業	全国学力・学習状況調査における国語、算数・数学の浜田市平均正答率が県平均を上回る。 (県平均値との差)	R3年度 小・国-2.0% 小・算-3.0% 中・国-1.0% 中・数-2.0%	1.0%以上	-4.0 -4.0 ±0 -3.0	-1.0 -1.0 -2.0 -1.0	-4.0 -3.0 -3.0 -4.0	0 0 -3.0 -6.0		
I－(1)－④ ふるさと郷育推進事業	自分が住んでいる地域が好きであると思う子どもの割合	R2年度 小5 85.6% 中2 80.7%	90.9% 86.0%	87.7 83.9	85.6 83.5	90.5 81.8	- -		
I－(1)－⑤ 小中連携教育推進事業	①平日に1日あたり2時間以上テレビゲームをする児童生徒の割合 ②平日に1日あたり1時間以上家庭学習をする児童生徒の割合 ③家で自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒の割合	R3年度 小 53.1% 中 61.8% 小 61.9% 中 55.0% 小 68.6% 中 58.1%	50.0% 55.0% 65.0% 65.0% 70.0% 60.0%	58.3 51.6 49.6 53.0 60.7 58.6	- - 50.5 46.7 64.2 52.5	56.6 44.2 47.3 47.0 - -	47.2 66.2 50.7 30.8 63.4 52.2		
I－(1)－⑥ 教職員の働き方改革	教職員の時間外勤務の削減	R3年度 4月～12月 時間外勤務月平均時間 小 月36.5時間 中 月51.9時間	月平均 時間外 勤務時間 45時間以内	33.4 46.5	33.6 45.4	34.0 43.6	31.0 42.9		
I－(1)－⑧ 学校施設整備事業	屋内運動場の吊天井等の非構造部材の耐震工事の計画的な実施	R2年度 吊天井等の非構造部材耐震化未対応施設 4か所	対応施設 累計 6か所	2	0	2	2		6

※ I－(1)－⑤の数値目標①及び③、I－(1)－④について、それぞれ当該年度の全国学力・学習状況調査において質問項目から削除されたため-を記載。

番号・項目	数値目標	現状値	目標値 (R8年度)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計
I－(2)－① 幼児通級教室の設置	幼児通級教室 の利用者数	-	累計 70人 【内訳】 R5：10人 R6：20人 R7：20人 R8：20人	0	12	18	21		51
I－(2)－③ ICT機器を活用した授業 改善事業	研修会回数	R2年度 2回	累計 18回	2	2	2	2		8
I－(2)－④ 学校における人権・同 和教育推進事業	小・中学校で の人権集会及 び教職員対象 の人権研修の 実施回数	R2年度 年間57回	累計 300回	61	61	56	52		230
I－(3)－① 食育推進事業	年間給食食べ 残し量の20% 削減 (浜田学校給 食センターの 給食食べ残し 量)	R2年度 18,370kg	14,696kg	14,506	15,600	18,734	17,832		
I－(3)－② 学校給食での地産地消 の推進	島根県地元産 品活用割合調 査における活 用割合	R2年度 61.9%	80%	86.5	85.8	83.2	78.3		

Ⅱ 家庭教育支援の推進 ～地域ぐるみで子どもを育む～

番号・項目	数値目標	現状値	目標値 (R8年度)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計
Ⅱ－(1)－① 浜田親子共育応援プログラム(HOOP!)の実施	HOOP!実施回数	R2年度 年間10回	累計 125回	13	24	17	17		71
Ⅱ－(1)－② Ⅲ－(1)－④【再掲】 放課後子ども教室・地域学習支援事業の実施	まちづくりセンターを推進拠点に、各種団体と連携し事業を実施する教室数	R2年度 7教室	19教室	16	15	14	14		
Ⅱ－(2)－① 青少年団体及び関係協議会等への補助事業	浜田市青少年健全育成活動支援事業補助金申請団体数	-	令和3～8年度 累計 24団体 (R3年度4件分除く)	5	6	9	6		26

Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～

番号・項目	数値目標	現状値	目標値 (R8年度)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計
Ⅲ－(1)－① ふるさと郷育推進事業	自分が住んでいる地域が好きであると思う子どもの割合	R2年度 小5 85.6% 中2 80.7%	小5 90.9% 中2 86.0%	87.7 83.9	85.6 82.8	90.5 81.8	－ －		
Ⅲ－(1)－② 教育魅力化推進事業 (教育魅力化コンソーシアム支援)	高校生が地域活動に参画する人数	-	150人	175	295	416	520		
Ⅲ－(1)－③ Ⅲ－(2)－①【再掲】 はまだっ子共育推進事業	地域ボランティア数	R2年度 年間3,830人	累計 35,000人	5,891	7,999	9,509	10,275		33,674
Ⅲ－(2)－② まちづくりセンター活動推進事業	まちづくりセンター職員の社会教育士称号取得者数	R2年度 4人	累計 42人	累計 12 (新規5)	累計 18 (新規6)	累計 19 (新規2)	累計 25 (新規6)		
Ⅲ－(2)－③ まちづくりセンター等における人権・同和教育推進事業	まちづくりセンター等における人権・同和教育の開催回数	R2年度 年間28回	累計 220回	45	48	47	56		196
Ⅲ－(3)－① レファレンスサービスの充実	図書館司書有資格正規職員数	R2年度 0人	R8年度 1人	1	1	1	1		
	研修回数	R2年度 7回	累計 36回	5	6	6	9		26
Ⅲ－(3)－② ボランティア団体との連携、充実	ボランティア受入れ延べ人数	R2年度 190人	累計 1,080人	255	301	286	302		1,144
Ⅲ－(3)－③ イベントなどの読書活動推進事業	展示・イベント開催回数	R2年度 298回	累計 1,580回	357	391	289	495		1,532

※Ⅲ－(1)－①の数値目標について、当該年度の全国学力・学習状況調査において質問項目から削除されたため-を記載。

Ⅳ 生涯スポーツの振興 ～スポーツを通じた心身の健康増進～

番号・項目	数値目標	現状値	目標値 (R8年度)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計
Ⅳ－(1)－① 総合スポーツ大会の開催	総合スポーツ大会の参加人数	R2年度 1,907人	累計 12,000人	1,903	2,090	1,971	1,952		7,916
Ⅳ－(1)－② 軽スポーツ活動の推進	軽スポーツ開催回数	R2年度 6回	累計 60回	10	9	14	15		48
Ⅳ－(2)－① トップアスリート等の 各種スポーツ教室の開催	トップアスリート事業開催回数	R2年度 0回	累計 13回	0	26	7	6		39
Ⅳ－(3)－① 学校開放事業の利用増加	学校体育施設利用件数	R2年度 6,091件	累計 33,500件	6,587	6,719	6,566	7,262		27,134

V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～

番号・項目	数値目標	現状値	目標値 (R8年度)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計
V－(1)－① 石央文化ホールの管理運営	利用人数	R2年度 11,473人	累計 193,500人	26,728	34,696	33,050	32,294		126,768
V－(1)－② 世界こども美術館の管理運営	創作活動等の 受講者数	R2年度 2,797人	累計 39,610人	6,383	8,667	9,962	8,998		34,010
V－(1)－③ 石正美術館の管理運営	講座等の受講 者数	R2年度 277人	累計 3,890人	294	420	596	545		1,855
V－(1)－④ V－(2)－①【再掲】 文化振興事業	スクールコン サート実施 校数	R元年度 9校	累計 41校	9	7	8	7		31
V－(3)－② 市内に所在する様々な 文化財の調査研究	文化財指定件 数	R2年度末時点 100件	105件	100	101	101	101		
V－(4)－① 市内各資料館の管理運 営	支所展示回数	-	各支所 累計 10回	7	7	4	3		21
V－(5)－① 浜田城資料館管理事業 (北前船関係展示)	企画展の開催 回数	R2年度 1回	累計 5回	2	3	3	3		11

令和 8 年度全国学力・学習状況調査結果（概要）について

学力向上総合対策事業では、全国学力・学習状況調査において島根県平均正答率を上回ることを目標としている。以下に、令和 8 年度の結果概要について報告する。

1 調査の概要

- (1) 調査実施日 令和 8 年 4 月 23 日（木）
- (2) 調査の対象
国・公・私立学校小学校 6 年生（特別支援学校含む） 全児童
国・公・私立学校中学校 3 年生（特別支援学校含む） 全生徒
※ 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級在籍者のうち、下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒や特別支援学校の教科の内容の指導を受けている知的障がい者である児童生徒は、調査対象としない。
- (3) 浜田市での調査対象児童生徒数 小学校 368 名 中学校 355 名
- (4) 調査の内容
① 教科に関する調査 小 6：国語・算数
中 3：国語・数学・英語（CBT 方式）
② 質問調査（オンライン方式） 児童生徒に対する質問調査
学校に対する学校質問調査

2 各教科の平均正答率

(1) 小学校

	平均正答率(%)					
	浜田市	島根県	全国	差(市－県) ＜昨年＞	差(市－国) ＜昨年＞	差(県－国) ＜昨年＞
国 語	56.0	56.0	60.9	0.0 ＜0.0＞	-4.9 ＜-2.8＞	-4.9 ＜-2.8＞
算 数	51.0	52.0	56.6	-1.0 ＜0.0＞	-5.6 ＜-3.0＞	-4.6 ＜-3.0＞

(2) 中学校

	平均正答率(%)					
	浜田市	島根県	全国	差(市－県) ＜昨年＞	差(市－国) ＜昨年＞	差(県－国) ＜昨年＞
国 語	60.0	62.0	63.9	-2.0 ＜-3.0＞	-3.9 ＜-4.9＞	-1.9 ＜-4.9＞
数 学	54.0	53.0	57.0	+1.0 ＜-6.0＞	-3.0 ＜-8.3＞	-4.0 ＜-2.3＞
英 語	473 (IRT スコア)	473 (IRT スコア)	499 (IRT スコア)	0 (IRT スコア)	-26 (IRT スコア)	-26 (IRT スコア)

IRT:Item Response Theory

(テストの成績を分析する際に、問題の難易度や受験者の能力を個別に考慮する理論)

- ・調査日の複数設定が可能になる。各児童生徒が異なる問題を解く設計が可能。
- ・多くの問題を使用し、幅広い領域・内容等での調査が可能。
- ・学力の経年変化を各教育委員会・学校で把握可能。

令和8年度調査での改善点

IRTに基づく結果提供・説明

- ・公開問題の難易度に関する情報を5段階で表示し、返却・公表。
- ・学校、市町村、都道府県ごとの結果は、平均スコアを500としたIRTスコアで表示・返却
- ・生徒には、正答数・率に代えて、5段階のIRTバンドで表示・返却。
- ・全員に出題されなかった公開問題について、全国の解答状況に基づき、当該自治体や学校と同程度のIRTスコアで期待される「予測正答率」を算出・提供。

3 浜田市の結果

(1) 各教科の学習指導要領領域別の集計結果概要

- ※ ○：市が県を2ポイント以上、上回るもの
 —：市と県の差が2ポイント未満のもの
 △：市が県を2ポイント以上、下回るもの

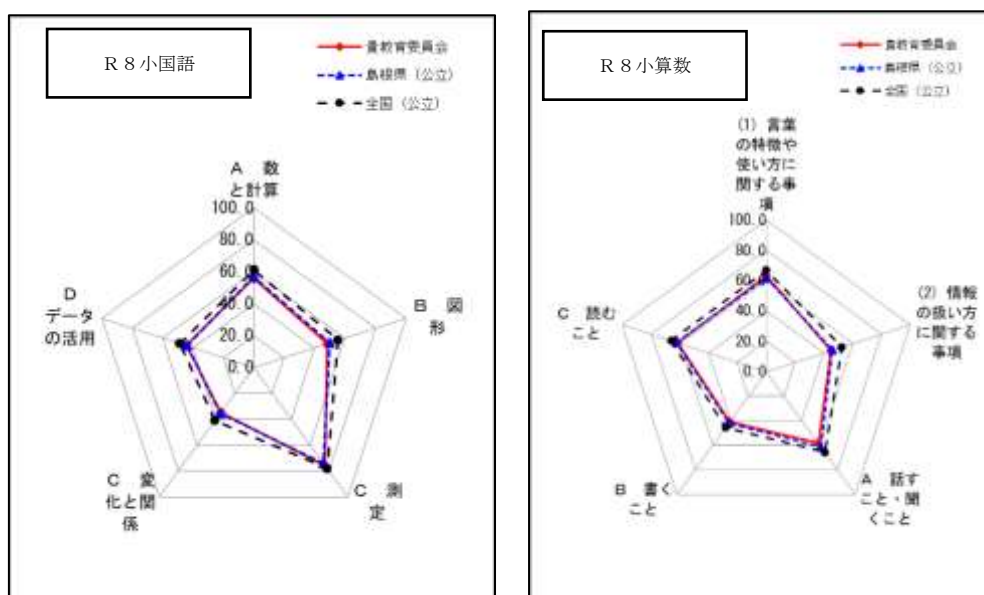
① 小学校国語

学習指導要領の領域	対象設問数 13	平均正答率(%)			
		浜田市	島根県	差	
言葉の特徴や使い方に関する事項	4	63.0	61.6	1.4	—
情報の扱い方に関する事項	2	44.9	45.8	-0.9	—
我が国の言語文化に関する事項	0				
話すこと・聞くこと	3	58.4	61.2	-2.8	△
書くこと	2	41.0	41.9	-0.9	—
読むこと	2	61.4	62.3	-0.9	—

② 小学校算数

※ 対象問題数の合計と各領域の問題数の合計が合致していないのは、1問で複数の領域を対象とする問題があるため

学習指導要領の領域	対象設問数 16	平均正答率(%)			
		浜田市	島根県	差	
数と計算	8	55.6	56.6	-1.0	—
図形	4	48.5	49.9	-1.4	—
測定	1	75.9	74.3	+1.6	—
変化と関係	3	35.1	35.8	-0.7	—
データの活用	4	44.0	43.9	+0.1	—



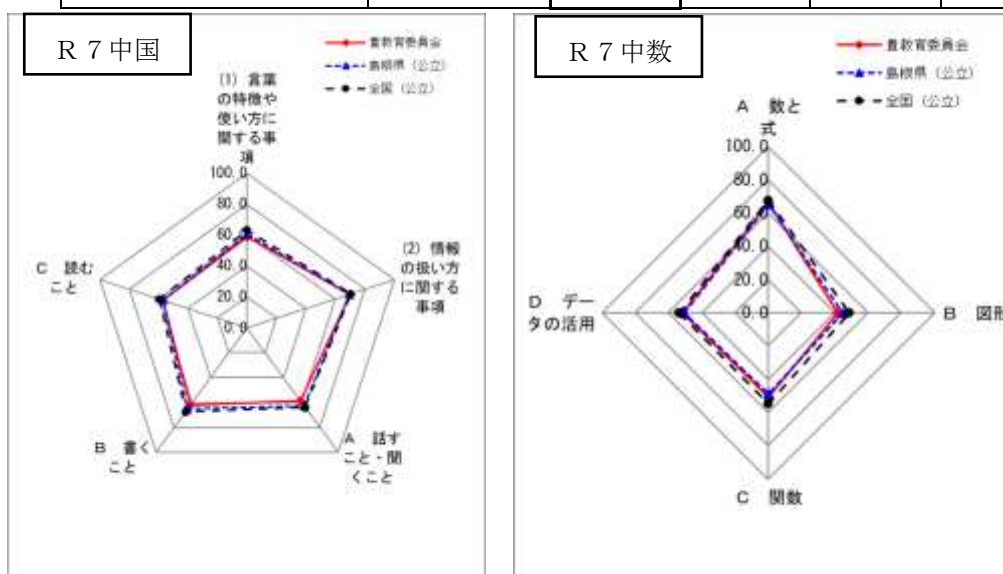
小6レーダーチャート

④ 中学校国語

学習指導要領の領域		対象設問数 15	平均正答率(%)			
			浜田市	島根県	差	
知識 及び 技能	(1) 言葉の特徴や使い方	5	58.7	60.4	-1.7	—
	(2) 情報の扱い方	1	70.0	69.7	+0.3	—
	(3) 我が国の言語文化	0				
思考力 判断力 表現力	A 話すこと・聞くこと	3	58.4	62.4	-4.0	△
	B 書くこと	3	62.2	65.2	-3.0	△
	C 読むこと	3	56.9	57.2	-0.3	—

⑤ 中学校数学

学習指導要領の領域	対象設問数 15	平均正答率(%)			
		浜田市	島根県	差	
数と式	5	66.3	65.5	+0.8	—
図形	4	42.0	44.8	-2.8	△
関数	3	50.8	49.1	+1.7	—
データの活用	4	51.6	50.3	+1.3	—



中3レーダーチャート

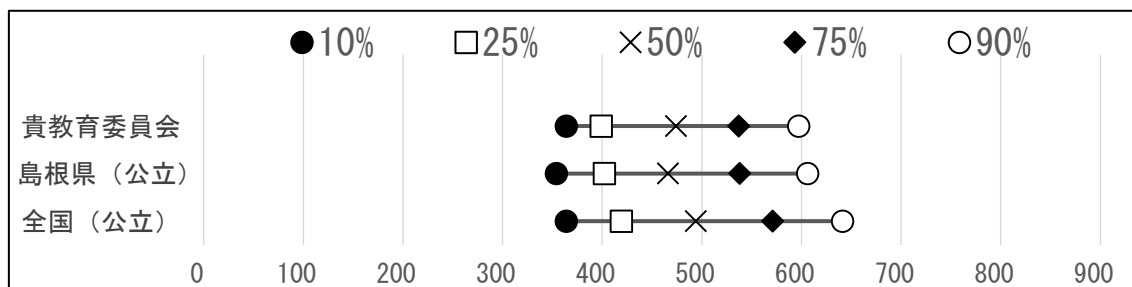
⑥ 中学校英語（C B T方式）

Computer Based Testing（コンピュータを使って実施する試験方式）

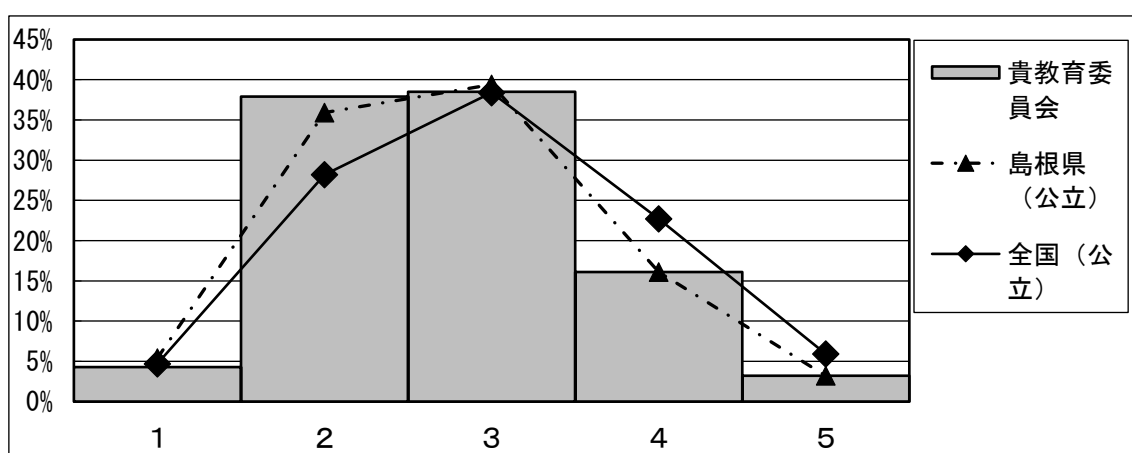
I R Tスコア	平均 I R Tスコア	標準偏差
浜田市	473	98.2
島根県	473	103.7
全 国	499	113.7

I R Tバンド	生徒数		割合 (%)	
	浜田市	浜田市	島根県	全国
5	11	3.2	3.2	5.9
4	56	16.1	16.1	22.7
3	134	38.5	39.4	38.4
2	132	37.9	35.9	28.2
1	15	4.3	5.4	4.7

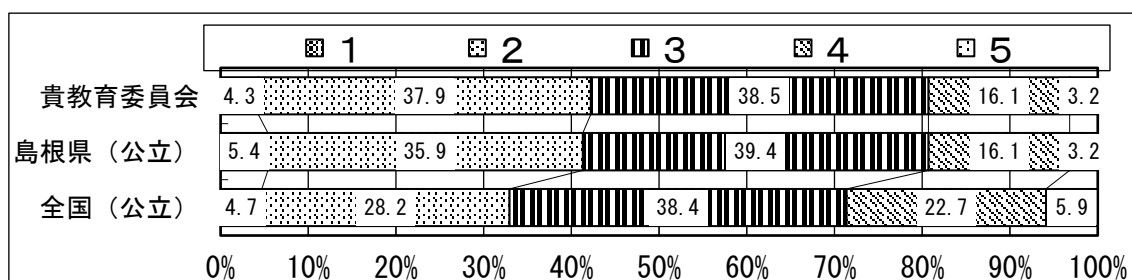
IRT スコア分布グラフ（パーセンタイル値：10%. 25%. 50%. 75%. 90%）



IRT バンド分布グラフ（横軸：IRT バンド 縦軸：割合）



IRT バンド分布比較



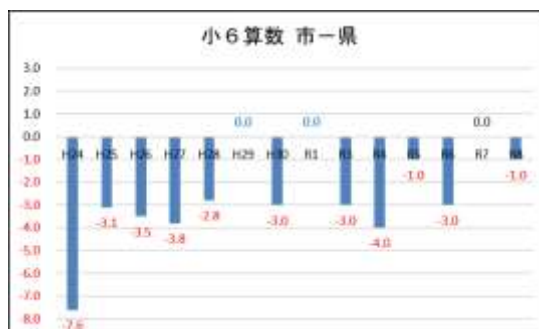
学習指導要領の領域別正答率の状況は、全国及び県の状況と同様の傾向を示してはいるが、特に、小学校国語の「話すこと・聞くこと」の領域に課題が認められる。中学校では国語の「話すこと・聞くこと」「書くこと」、数学の「図形」の領域において課題が認められる。

(2) 平均正答率の県との差の推移

小6国語



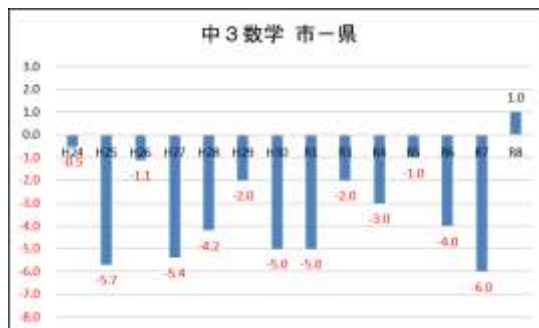
小6算数



中3国語



中3数学



小学校は、昨年度に続き国語も算数も県平均正答率とほぼ同等の結果であった。中学校国語は県平均正答率との差がやや小さくなり、数学においては大幅な改善が見られ、県平均正答率を1パーセント上回る結果となった。

(3) 問題形式別の県との差

※ () 内の数値は令和7年の県との差を表す

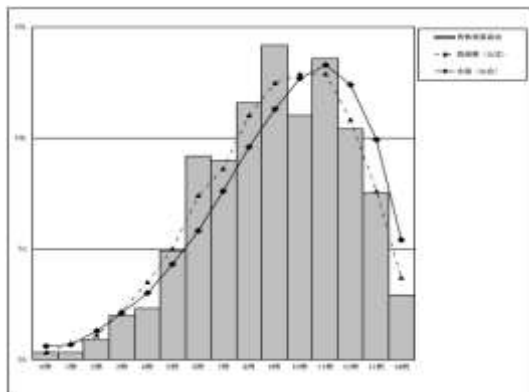
	小6国語	小6算数	中3国語	中3数学	中3英語
選択式	-2.8 (-1.0)	-0.3 (+0.4)	-2.6 (-3.5)	+0.5 (-6.6)	CBTのため 比較できない
短答式	+5.8 (+1.9)	-1.0 (-0.9)	-0.3 (-2.2)	+0.8 (-5.9)	CBTのため 比較できない
記述式	+2.2 (+1.7)	-0.1 (-2.8)	-2.0 (-3.0)	-1.3 (-5.7)	CBTのため 比較できない

前回調査と比較して、小学校においては、全体としては昨年度同程度の結果であるが、国語の短答式において大きな改善が見られた。中学校においては、数学において大幅な改善が見られた。国語については昨年度と同程度の結果であった。

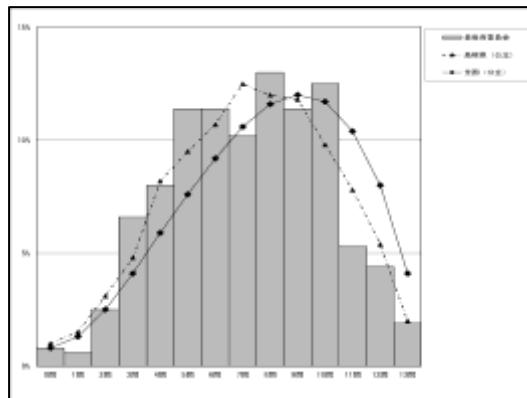
(4) 正答率分布

小6 国語

【令和7年度】

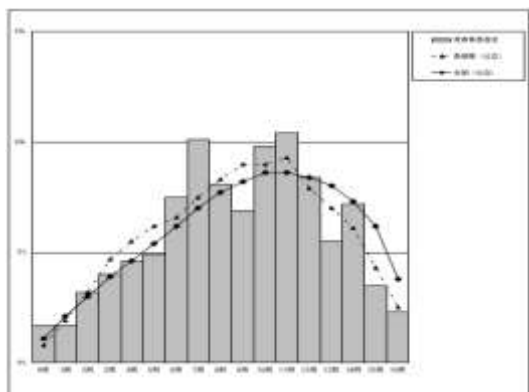


【令和8年度】

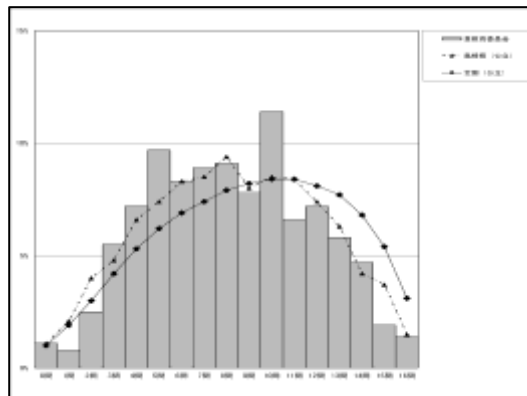


小6 算数

【令和7年度】

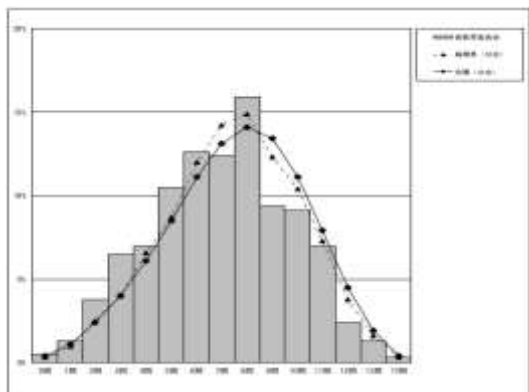


【令和8年度】

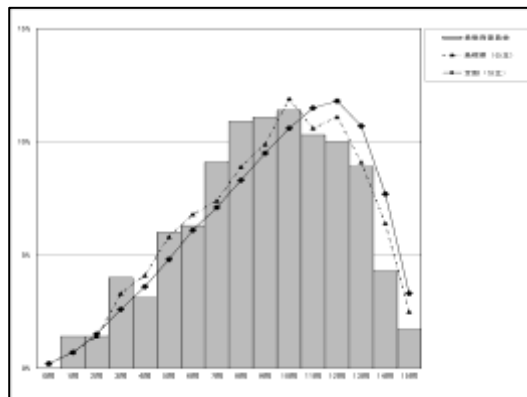


中3 国語

【令和7年度】

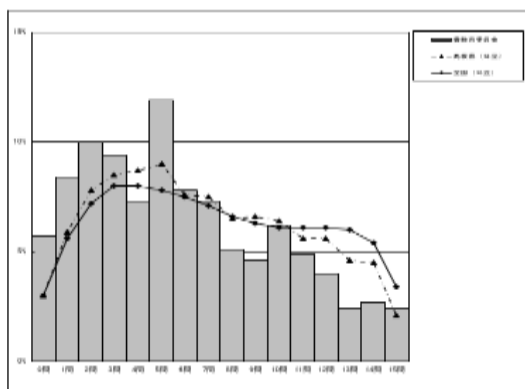


【令和8年度】

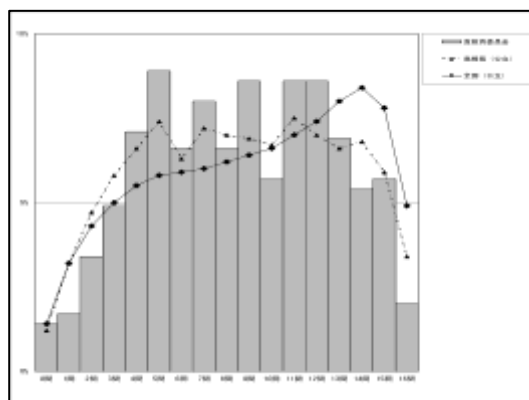


中 3 数学

【令和 7 年度】



【令和 8 年度】



本年度の調査対象児童生徒については、小中学校共に全問正答者の割合は県とほぼ同程度ではあるが、高正答率者が少ないことは依然として課題である。

また、中正答率までの層に入る児童生徒の割合の増加が認められる。今後、中正答率者の高位層を高正答率層へ移行させていくことが必要である。

(5) 教科に関する結果の概要

① 浜田市児童生徒の平均正答率の特徴

県平均正答率と比較して上回っている設問、あるいは差が小さい設問の上位 3 設問及び下回っている下位 3 設問の状況は以下のとおりである。

【小学校国語】

※（ ）内の数値は県平均正答率との差を、[]内の数値は全国平均正答率との差を表している。

問題番号	正答率	問題形式	問題の概要	出題の趣旨	領域等
2 三イ	41.3% (+6.2)	短答式 [-3.9]	【花山さんの文章の一部】の下線部イを、漢字を使って書き直す（ふしぎ）	学年別漢字配当表に示されている漢字を文の中で正しく使うことができるかどうかをみる	言葉の特徴や使い方に関する事項
2 三ア	82.0% (+5.6)	短答式 [+2.0]	【花山さんの文章の一部】の下線部アを、漢字を使って書き直す（みじか・い）	学年別漢字配当表に示されている漢字を文の中で正しく使うことができるかどうかをみる	言葉の特徴や使い方に関する事項
3 三 (2)	76.7% (+2.3)	記述式 [+0.3]	【文章】を読んで考えたことを、自分の経験と結び付けてまとめて書く	文章を読んで理解したことに基づいて、自分の考えをまとめることができるかどうかをみる	読むこと
3 一	69.0% (-3.8)	選択式 [-7.7]	【文章】の特徴として適切なものを選択する	話や文章の種類とその特徴について理解することができるか	言葉の特徴や使い方に関する事項

				どうかをみる	る事項
3 三 (1)	46.0% (-4.2)	選択式 [-9.5]	【話し合いの様子の一部】の空欄に入る内容として適切なものを選択する	目的に応じて、必要な情報を見付けることができるかどうかをみる	読むこと
2 一	52.9% (-3.8)	選択式 [-5.0]	花山さんの文章の工夫を説明したものとして適切なものを選択する	筋道の通った文章となるように、文章全体の構成や展開を考えることができるかどうかをみる	書くこと

【中学校国語】

※ () 内の数値は県平均正答率との差を、[]内の数値は全国平均正答率との差を表している

問題番号	正答率	問題形式	問題の概要	出題の趣旨	領域
4 三	32.3% (+0.1)	選択式 [-1.8]	文章中に書かれている、会話の表情を表す擬音語・擬態語の特徴をまとめたものとして適切なものを選択する	目的に応じて必要な情報に着目して要約し、内容を解釈することができるかどうかをみる	読むこと
4 二	32.3 (+0.1)	短答式 [-2.9]	国語辞典を参考にして、「ほうふつとさせる」と同じような内容表す別の表現を文章中から抜き出す	語句の辞書的な意味を踏まえ、文章上の意味を捉えることができるかどうかをみる	言葉の特徴や使い方に関する事項
1 三	83.4 (-0.1)	選択式 [-2.0]	「ら抜き言葉」であるものを選択する	単語の活用について理解しているかどうかをみる	言葉の特徴や使い方に関する事項
2 二	62.0% (-5.6)	選択式 [-8.4]	話し合いの中の発言について説明したものとして適切なものを選択する	必要に応じて質問しながら話の内容を捉えることができるかどうかをみる	話すこと・聞くこと
3 三	55.1% (-5.2)	選択式 [-6.9]	文章の展開の意図を説明したものとして適切なものを選択する	段落相互の関係を明確にし、文章の展開を工夫することができるかどうかをみる	書くこと
2 一	61.7% (-4.5)	選択式 [-6.8]	発言について説明したものとして適切なものを選択する	目的や場面に応じて、集めた材料を整理し、伝え合う内容を検討することができるかどうかをみる	話すこと・聞くこと

【小学校算数】

※ () 内の数値は県平均正答率との差を、[]内の数値は全国平均正答率との差を表している

問題番号	正答率	問題形式	問題の概要	出題の趣旨	領域
2 (3)	39.6% (+6.7)	選択式 [+3.5]	ペンギンがいる二つの広場の混み具合を求める式の意味について、正しいものを選ぶ	単位量当たりの大きさを求める除法の式の意味を理解し、その商から二つの広場のどちらの方が混ん	変化と関係

				でいるのかについて判断できるかどうかをみる	
4 (4)	75.1% (+1.9)	選択式 [+0.2]	帯グラフから、「いっしょに話ができたこと」の割合が約何%かを選ぶ	帯グラフの特徴と使い方を理解し、およその割合を読み取ることができるかどうかをみる	データの活用
4 (2)	75.9% (+1.6)	短答式 [-2.2]	昔遊びの計画を見て、全体で使える時間の中で、「前半」に使える時間は何分間かを書く	示された情報を基に、数量の関係に着目して、条件に合う時間を求めることができるかどうかをみる	数と計算 測定
2 (4)	21.6% (-5.6)	選択式 [-12.5]	赤いテープの長さが、白いテープの長さの1.5倍になっている図を二つ選ぶ	基準量、比較量、割合の関係が正しく表されている図を選ぶことができるかどうかをみる	数と計算 変化と関係
1 (3)	28.3% (-4.7)	短答式 [-11.8]	1立方センチメートルの立方体を36個使ってできた直方体の体積を書く	体積の意味について理解しているかどうかをみる	図形
3 (4)	60.7% (-4.0)	選択式 [-7.4]	5/3を表す目盛りが示された数直線上で、1を表す目盛りを選ぶ	単位分数の個数に着目し、数直線上の1を表す目盛りを捉えることができるかどうかをみる	数と計算

【中学校数学】

※ () 内の数値は県平均正答率との差を、[] 内の数値は全国平均正答率との差を表している

問題番号	正答率	問題形式	問題の概要	出題の趣旨	領域
9 (2)	80.9% (+5.4)	選択式 (+5.1)	学年別の睡眠時間について、学年別睡眠時間の箱ひげ図から読み取れることとして正しいものを選ぶ	箱ひげ図と四分位数の対応について理解しているかどうかをみる	データの活用
5	62.0% (+5.0)	短答式 [-0.2]	大小二つのさいころを同時に投げるとき、大きいさいころの目が6で小さいさいころの目が1である確率を求める	起こり得る場合を樹形図や二次元の表を利用するなどして整理し、確率を求めることができるかどうかをみる	データの活用
7 (1)	77.4% (+4.6)	短答式 [+2.2]	動画の時間とデータ量の関係を表すグラフにおいて、点Cの座標を書く	与えられた表やグラフから、必要な情報を適切に読み取ることができるかどうかをみる	関数
9 (1)	35.1% (-4.4)	短答式 [-10.9]	全校生徒の睡眠時間の度数分布表において、最小の階級から6時間以上7時間未満の階級	累積度数の意味を理解しているかどうかをみる	データの活用

			までの累積度数を求める		
3	41.1% (-3.8)	短答式 [-8.0]	四角形PQRSにおいて、PS平行QRを示すための根拠となる二つの角を書く	2直線が平行になるための条件を理解しているかどうかをみる	図形
8 (3)	32.3% (-3.4)	選択式 [-4.8]	図2において、証明する事柄における仮定となる辺や角の関係を選ぶ	具体的な事象を基に、証明する事柄の仮定を見いだすことができるかどうかをみる	図形

【中学校英語】

※ () 内の数値は県平均正答率との差を、[]内の数値は全国平均正答率との差を表している

問題番号	正答率	問題形式	問題の概要	出題の趣旨	領域
1 1 ①	53.2% (+4.3)	記述式 口述式 [-5.7]	与えられた情報に基づいて、留学生の昨日の出来事を説明する英文を書く	音声や語彙、表現、文法、言語の働きなど知識を、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けているかどうかをみる	書くこと
1 3	38.7% (+4.0)	短答式 口述式 [-5.3]	留学生との交流会で一緒にしたいことを1つ取り上げ、その理由を書く	日常的な話題について、事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、まとまりのある文章を書くことができるかどうかをみる	書くこと
8	62.2% (+3.3)	選択式 [-1.6]	友達からのメッセージを読み、相手が示した条件に合うウェブサイトを選択する	日常的な話題について、自分の置かれた状況などから判断して、必要な情報を読み取るかどうかをみる	読むこと
1 4	13.3% (-8.4)	記述式 口述式 [-14.5]	学校で普段行うことを1つ取り上げ、それについての説明を書く	日常的な話題について、事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、まとまりのある文章を書くことができるかどうかをみる	書くこと
7	62.4% (-7.6)	選択式 [-10.0]	誕生日パーティーに関するメールを読み、最も適切な時刻を選択する	日常的な話題について、目的に応じて、必要な情報を読み取るかどうかをみる	読むこと
4	36.9% (-3.0)	選択式 [-6.9]	職場体験についての発表を聞き、その後示される3枚の絵を体験した順になるように選択	日常的な話題について、話を聞き、概要を捉えることができるかどうかをみる	聞くこと

		する		
--	--	----	--	--

2 国語について（成果（○）と課題（△）、今後の指導のポイント（★））

小学校国語（6年生）

- 平均正答率は、県平均正答率と同じであった。県と同等の結果が継続しており、安定した力が付きつつある。全国平均正答率を上回ったのは2問、県平均正答率を上回ったのは4問であった。その中で今まで苦手とされていた「文章を読んで考えたことを、自分の経験と結び付けてまとめて書く」という問題の平均正答率が県・全国平均正答率を上回っただけでなく、無回答率も県・全国が無回答率を下回った。
- 「文章の中で正しい漢字を書く」問題の平均正答率が県の平均回答率を大きく上回った。〔+6.2P（ふしぎ）、+5.6P（みじか・い）〕
- 問題形式別における短答式や記述式の平均回答率が県を上回った。
- 昨年度と同様に今年度も、全体の無回答率も県や全国と同等か低く、児童が粘り強く取り組んだことがうかがえる結果となっている。
- ▲ 領域別では、「A 話すこと、聞くこと」が、他の領域に比べて県平均正答率との差が認められる（-2.8P）
- ▲ 「話や文章の種類とその特徴について理解する」「目的に応じて、文章と図表などを結び付けるなどして必要な情報を見つける」活動を充実させていく必要がある。

中学校国語（3年生）

- 県平均正答率を上回った問題は、昨年度より1問増えて2問であった。（「言葉の特徴や使い方に関する事項」と「読むこと」）
- 問題形式別における「記述式」について、県平均正答率との差に改善傾向がみられた。（-2.9P ⇒ -3.0P ⇒ -2.0P）
- 県平均正答率との差は、-2.0Pで、県平均正答率との差が若干縮まった。
- ▲ 領域別では、「A 話すこと、聞くこと」「書くこと」が、他の領域に比べて県平均正答率との差が認められる（-2.8P、-3.0P）
- ▲ 問題形式別における「記述式」についての無回答率が全国無回答率との差がまだある。県の無回答率よりは低いので改善傾向が見られる。

★ 国語についての今後の指導のポイントとして

- 多くの情報の中から必要（重要）な情報を収集して考える活動を、文学的な文章や説明的な文章の読解だけでなく、様々な文章スタイルを教材としながら展開していく中で、キーワードを中心に図式化して表現したり、図式化したものを使って考えをまとめたりするこ

とができる力をさらに育てていく。

- いろいろな表現活動を見学生徒が実際に学習活動として経験する中で、内容のまとまりを意識して文章の構成や展開を考えたり、資料や機器を用いて、自分の考えが分かりやすく伝わるように表現を工夫したりすることができるようにする。
- 「話すこと、聞くこと」「書くこと」「読むこと」それぞれの領域での学習指導において、「知識及び技能（２）情報の扱い方に関する事項」との関連を図り、指導の効果を一層高めるための工夫をする。
- 児童生徒質問調査における、「国語の勉強は好きだ」の項目の肯定率について、小学校では県肯定率との差-2.6P、中学校では+3.1Pと、昨年度に比べ数値としては改善した。しかし経年変化からは、小学校の肯定率が低下傾向にある。

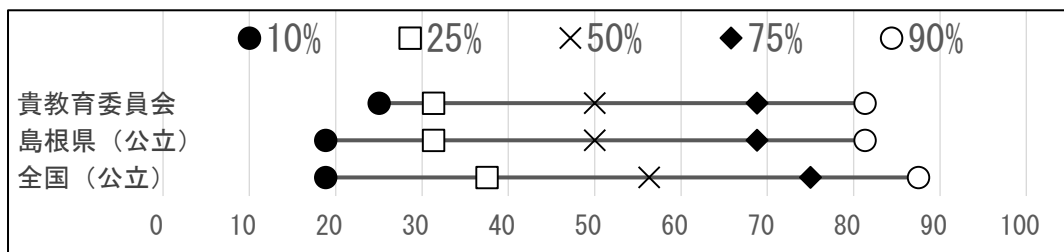
これらのことから、読解力育成研究指定校や学校図書館活用教育指定校の取組への支援を充実させ、その取組の成果を各学校に広げていくとともに、国語科に限らず、様々な教科、学習場面で要約学習（図式化）や調べる学習の、まとめて発信する探究的な学習を、各小中学校でさらに広げていくようにしていく。

③ 算数・数学について

（成果（○）と課題（▲）、今後の指導のポイント（★））

小学校算数（６年生）

- 平均正答率については、県と同等の結果が継続しており、安定した力が付きつつある。
- 下記正答率分布グラフ（パーセンタイル値）から、10 パーセンタイルに該当する児童の正答率が県や国に比べて高くなっており、誰一人取り残さない指導が行われていることがうかがわれる結果だった。小学校では、昨年度途中からA I ドリルの活用が進んでおり、そのことも要因の一つと考えられる。



- 児童質問調査における以下の質問に肯定的に回答した児童の割合は、年度により多少の変動はあるが、R4 年度以降増加傾向が続いており、算数科における授業改善が進んでいることが認められる。

「あきらめずに考える」の項目は、昨年度及び県の回答と比べて下回っているものの、調査問題の無回答率は、全ての問題において県・国の両方を下回っており、あきらめずに考えようという態度が高まりつつあると考えることが出来る。

質問内容	肯定率				
	R4	R5	R6	R7	R8
算数の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つ	88.0 (-4.1)	89.9 (-1.8)	90.9 (-3.6)	87.7 (-2.9)	90.3 (-0.1)
算数の授業で学習したことを、普段の生活の中で活用できないか考える	54.2 (-10.0)		71.8 (-3.9)	77.1 (-3.5)	78.8 (-1.5)
算数の問題の解き方が分からないときはあきらめずにいろいろな方法を考える	71.5 (-6.3)		77.9 (-5.1)	80.1 (-0.9)	77.0 (-3.8)

《表中の（ ）内の数値は、県の肯定的評価の値との差を示している。》

- ▲ 領域別正答率では、「図形」領域に課題がある。他の領域における県の平均正答率との差が－1%以下であるのに対し、「図形」領域については－1.4%（国との差－6.8%）である。しかし、昨年度最も課題があった「測定」の領域は県を1.6%上回る結果であった。
- ▲ 基本的概念の理解・定着に課題がある。県平均との差が大きい3問（2(4)、1(3)、3(4)）は、いずれも基本的概念の理解(意味理解)に係る問題である。答えを出す方法(手続き的知識)の習得に力点が置かれ、意味理解が不十分になっていることも考えられる。
- ▲ 最も正答率が低い問題は4(3)で正答率は10.5%だった。(県12.4%、国17.9%いずれも最低正答率) この問題は二次元表の読み取りの問題である。実際にデータを整理して、表を作成するなどの作業が不足していたことが考えられる。学習の中で、作業をして、図式化し、さらに言語化するという学習の流れを定着させ、基礎的な学力を高めることが求められる。

(最も正答率が高かった問題3(1)95.8%県・全国を1%以上回る)

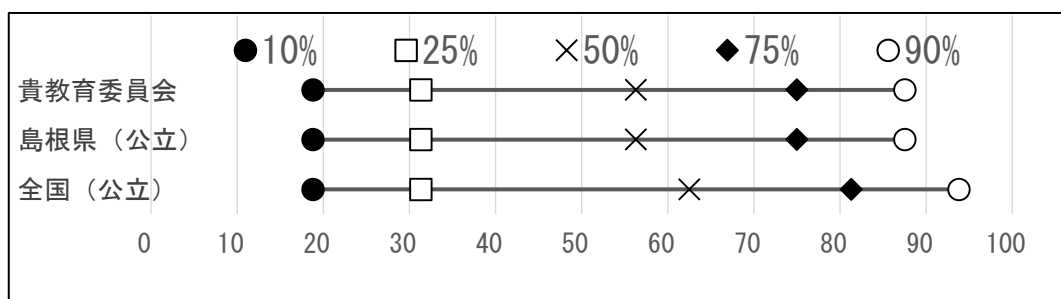
中学校数学（3年生）

- 生徒質問調査における以下の質問に肯定的に回答した生徒の割合は、県・国の値とほぼ同等の結果になっており、数学の学習に対する生徒の意識は改善傾向にある。

質問内容	肯定率				
	R4	R5	R6	R7	R8
算数・数学の授業の内容はよくわかる。	76.4 (-0.8)	71.3 (-3.1)	71.5 (-5.0)	70.1 (-0.5)	74.7 (+0.4)
算数・数学の授業で学習したことは、将来、社会に出た時に役に立つ。	76.1 (-3.2)	74.0 (-5.0)	72.6 (-7.3)	71.4 (-3.9)	76.5 (+0.2)
算数・数学の授業で学習したことを、普段の生活の中で活用できていますか。	42.0 (-7.1)		50.4 (-6.2)	57.1 (-2.1)	59.4 (-3.5)

《表中の（ ）内の数値は、県の肯定的評価の値との差を示している。》

- 平均正答率は、令和 4 年度以降では初めて県平均を上回る結果となった。数学の学習に対する生徒の意識の変化も関係していることが考えられる。(市 54%、県 53%、国 57%)
- 昨年度、課題が見られた「図形」領域は、県との差が (-7.2%) から (-2.8%) まで改善した。また、二番目に課題が大きかった「関数」領域については、県平均を 1.7% 上回る結果となった。県平均を下回ったのは「図形」領域のみであり、各領域ともに改善がみられる結果となった。
- 下記正答率分布グラフから、県と同等の学力が身に付いていることがわかる。



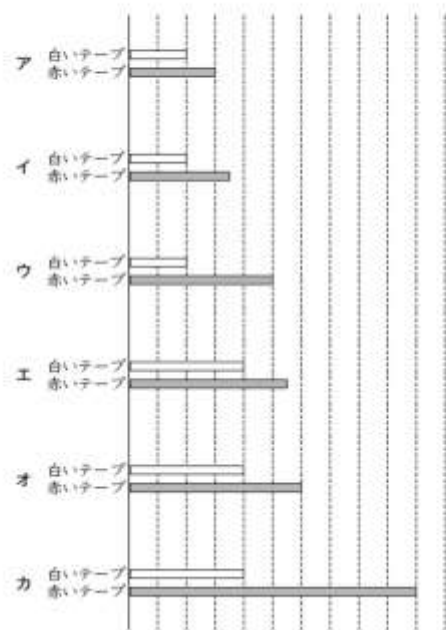
- ▲ 上記正答率分布グラフから、10 パーセンタイル・25 パーセンタイルの生徒の正答率は全国と比しても同等であるが、50 パーセンタイル以上の生徒の正答率が明らかに低くなっていることがわかる。中・上位層の学力を伸ばすことも意識する必要がある。
- ▲ 記述式の問題における無解答率は、全 4 問の内、2 問は県・全国を下回り、2 問は上回る結果となった。無回答率が県・全国を上回った問題は、どちらも正解に至るための見方が複数ある問題だった。日常から答えが出たら終わりではなく、別解を考えるなど多様な見方・考え方を行う必要がある。(最も無答率が高かった問題：7(2) 46.0%)

★ 算数・数学についての今後の指導のポイントとして

○ 小学校における課題があった問題～2(4)～

(4) 赤いテープの長さが、白いテープの長さの 1.5 倍になっている図はどれですか。

下の ア から カ までのの中から 2 つ選んで、その記号を書きましょう。



1	◎	ア、オ と解答しているもの
2		イ、エ と解答しているもの
3		ウ、カ と解答しているもの
4		ア、エ と解答しているもの ア、カ と解答しているもの
5		イ、オ と解答しているもの ウ、オ と解答しているもの
9 9		上記以外の解答
0		無解答

回答類型	◎ 1	2	3	
浜田市	21.6	49.6	9.4	
回答類型	4	5	9 9	無解答
浜田市	3.3	6.6	9.1	0.3

1.5 倍という割合の意味を具体的なテープの長さで問う問題である。数値による計算ではなく、目盛りの数という情報から割合をとらえる必要がある。

また、そのためには 1.5 倍の意味理解を深める必要がある問題である。

○ 中学校における課題があった問題～7(2)～

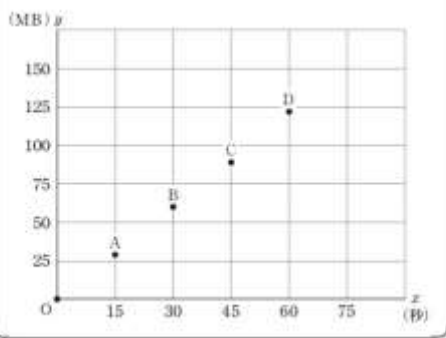
7 光希さんのクラスでは、クラス紹介の動画を撮影することになりました。撮影する動画のデータ量は1000 MBまでにすることになっています。

そこで、動画の時間によってデータ量がどのように変わるかを調べるために、同じ撮り方で時間だけを変えて動画を撮影し、動画の時間とそのデータ量を記録しました。そして、動画の時間が x 秒のときのデータ量を y MBとして、次のように表にまとめ、下のグラフに表しました。

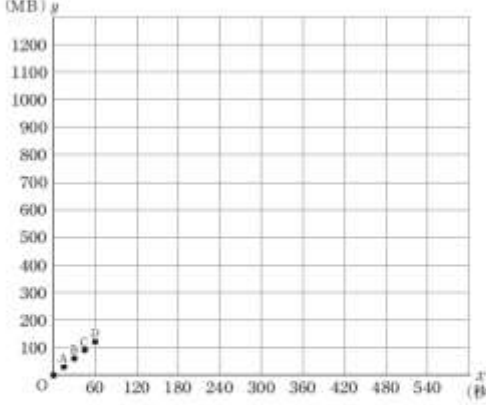


調べた結果

x (秒)	0	15	30	45	60
y (MB)	0	29	60	89	122



動画の時間とデータ量のグラフ



動画の時間とデータ量のグラフにおいて、原点 O から点 D までの点が一直線上にあるとし、動画の時間を長くしても、動画の時間とデータ量の値の組を座標とする点が一直線上にあると考えます。このとき、データ量が1000 MBになるときの動画の時間はおおよそ何秒になるかを求める方法を、 x 座標や y 座標、 x の値や y の値など、 x や y を使って説明しなさい。ただし、実際に時間がおおよそ何秒になるかを求める必要はありません。

回答類型	◎ 1	○ 2	3	4	5	◎ 6	○ 7	8
浜田市	4.6	1.7	4.3	3.4	2.9	5.1	3.7	5.1
回答類型	9	◎ 10	○ 11	1 2	1 3	1 4	9 9	無解答
浜田市	0.3	3.7	6.6	0.3	4.3	2.3	5.7	46.0

1～5：グラフ 6～9：一次関数 10～14：割合 の考え方
 正解に至る考え方が一つに限定されないことで、正答率が低く、無回答率が高くなっている。

以上のような課題を克服するために、以下を今後の指導のポイントとして学校訪問等を通して周知を図り、授業改善を進めていく。

★ 重点としている「数学的活動の充実」による授業改善の推進

- 概念的な理解（意味理解）を深めるために、具体物や半具体物による操作や図解と言語や数式による抽象化を往還するような学びの重視
- 答えを出して終わりという学習ではなく、一つの事象に対して多様な見方・考え方でアプローチする学びの重視
- 指定校における実践の成果の普及

④ 英語について（成果（○）と課題（▲）、今後の指導のポイント（★））
中学校英語（３年生）

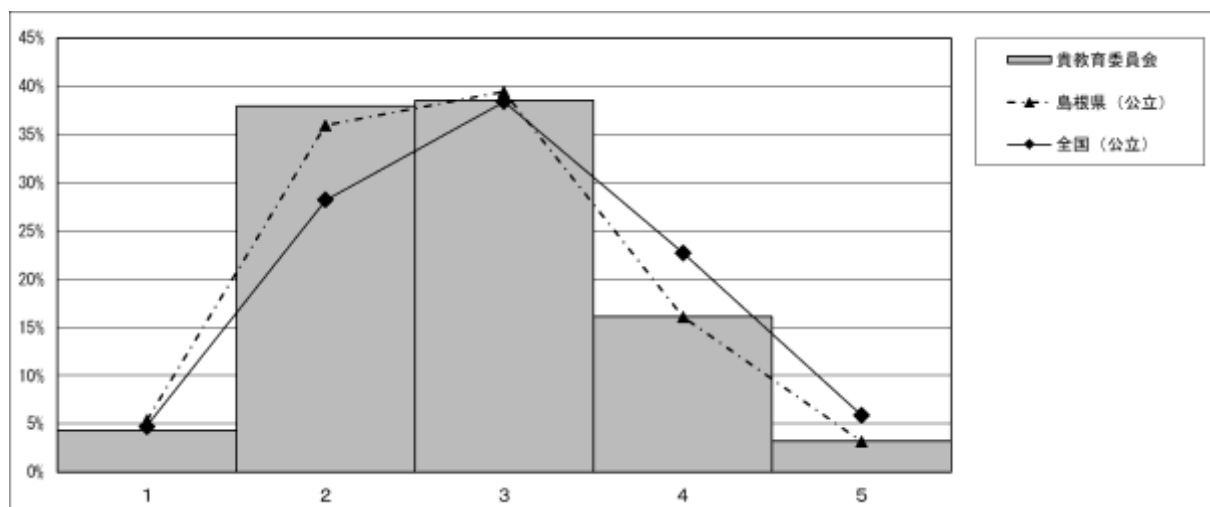
○「聞くこと」において、特定の情報を正確に捉える技能に強みが見られた。

- ・ショッピングセンターのアナウンスから情報を聞き取る問題（問題 2）では、正答率が 78.7%で、全国平均（78.5%）や島根県平均（78.0%）を上回っている。
- ・学校見学の説明を聞いて場所を選択する問題（問題 3）でも、72.7%と県平均（70.8%）を上回った。
- ・与えられた情報に基づいて留学生の昨日の出来事を説明する英作文（問題 11①）では、正答率が 53.2%で、県平均（48.9%）よりも高く、基本的な英文作成はできていた。

▲「読む」「書く」の応用的な課題や、まとまりのある内容を捉える力に課題がある。

- ・職場体験の発表を聞いて概要を捉える問題（問題 4）の正答率は 36.9%、物語を読んで登場人物の気持ちの変化を捉える問題（問題 9）は 41.7%で、いずれも全国や県の平均を下回った。概要や要点を把握する点で課題が見られる。
- ・誕生日パーティーのメールから適切な時刻を選択する問題（問題 7）では正答率が 62.4%に留まり、全国（72.4%）や県（70.0%）の平均と 10 ポイント近い差となった。目的や条件に応じた読解について課題がある。
- ・特に「書くこと」において、自分の考えや理由をまとめる問題（問題 10(2)や問題 14）の正答率が低く、考えを整理して書く力に課題がある。
- ・インターネット利用に関する自分の考えを書く問題（問題 10(2)）の正答率は 18.4%（全国 27.8%）。学校で普段行うことの説明を書く問題（問題 14）では、正答率が 13.3%と全国平均（27.8%）の半分以下であり、無解答率も 17.7%と高くなっている。

IRT バンド分布グラフ（横軸：IRT バンド 縦軸：割合）



○他の教科と同様に、島根県の結果とはほぼ同じであり、目標としてきた県の結果を越えるというレベルにまで学力をつけてきている。

▲技能の分布をみると、「レベル 2」および「レベル 3」に多くの生徒が集中しており、この 2 つの層で全体の約 76%を占めている。全国平均と比較すると、上位の「レベル 4」以上の割合が少なく、基礎から中級レベルの定着が進んでいる一方で、より高度な活用力や表現力の育成が今後の課題である。

★単なる知識の活用ではなく、自分の考えや理由を「まとまりのある文章」にする力が求められる。「書くこと」における論理的な構成力を図る必要がある。考えと理由をセットにして書いたり、感想や説明を書いたりするなどの活動や学習が不可欠。

★断片的な情報を聞き取る・読み取る力は全国平均並みであるが、全体像を掴む力に課題がある。発表を聞いて「話し手が最も伝えたいこと（要点）」を捉える練習を重ねることで、情報を整理する力を養う必要がある。

★これらの力は、英語の学習のみならず、「必要な情報を探す」という段階から一歩進み、「得られた情報を自分の言葉で要約する」「自分の意見を論理的に補足する」といった、思考・判断・表現のプロセスを重視した学習活動を増やすことができるよう、学校訪問指導などを通して働きかける。

(7) 児童生徒質問調査及び学校質問調査（校長の自己評価）結果
及び今後の取組の方向性

ここでは、児童生徒質問調査で注目をしている質問項目、及び学校質問調査における授業改善に関する項目を挙げている。

令和 6 年度から削除されたメディア接触に関する質問項目は、新たな質問項目となったので、再び挙げることにする。

また、「授業以外の勉強時間」や「英語の勉強は好きか」についても挙げることにする。

<児童生徒質問調査結果>

※ （ ）内の数値は、県肯定率との差を表し、下線は前年度より改善したことを示している。

年度	番号	質 問 項 目	小学校 6 年生	中学校 3 年生
R 7	質問なし			
R 8	4	普段（月曜日から金曜日、1日当たりどれくらいの時間、スマートフォンや携帯電話、パソコン、タブレット、ゲーム機、テレビ等（以下、「スマートフォン等」）で SNS や動画視聴などをしますか（スマートフォン等を使って学習する時間やゲームをする時間を除く）	2 時間以上 60.2 (-2.3)	2 時間以上 78.7 (+3.4)
R 7	8	自分には、よいところがあると思いますか	82.2 (-3.7)	82.4 (-3.2)
R 8	8		<u>83.2</u> (-0.7)	<u>83.0</u> (-1.0)
R 7	10	将来の夢や目標を持っていますか	80.2 (-2.1)	65.3 (-1.6)
R 8	10		74.5 (-6.0)	<u>65.6</u> (-0.8)
R 7	17	学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）	1 時間以上 61.6 (+9.2)	1 時間以上 41.8 (-6.6)
R 8	23		1 時間以上 48.6 (+0.1)	1 時間以上 38.7 (-7.7)
R 7	19	土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）	2 時間以上 20.7 (+3.4)	2 時間以上 18.8 (-6.3)
R 8	25		2 時間以上 11.5 (-0.3)	2 時間以上 19.1 (-6.8)
R 7	28	5年生まで（1、2年生のとき）に受けた授業で、PC・タブレットなどの ICT 機器を、どの程度使用しましたか	44.7 (-16.1)	30.7 (-24.8)
R 8	35		週 3 回以上 <u>56.1</u> (-0.5)	週 3 回以上 <u>36.3</u> (-19.2)

R 7	32	授業では課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいましたか	74.0 (-3.8)	75.9 (-2.6)
R 8	39	1、2年生のときに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか	71.2 (-3.1)	75.3 (-2.9)
R 7	42	学級の友達（生徒）との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていますか	80.8 (-1.6)	80.4 (-4.2)
R 8	42		82.1 (-1.3)	85.8 (-0.6)
R 7	49	あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか	76.8 (-4.0)	79.6 (-2.5)
R 8	49		79.3 (-1.1)	78.6 (-4.2)
R 7	41	学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいますか	78.5 (-0.9)	73.1 (-3.9)
R 8	50		71.2 (-5.0)	71.5 (-4.8)
R 7	45	国語の勉強は好きですか	54.1 (-3.0)	56.2 (+1.4)
R 8	53		50.8 (-2.6)	58.4 (+3.1)
R 7	53	算数・数学の勉強は好きですか	53.0 (+0.8)	52.7 (-0.6)
R 8	61		47.6 (-4.9)	56.8 (+0.8)
R 7	質問なし			
R 8	70	英語の勉強は好きですか	53.3 (-8.4)	44.4 (-1.0)

＜学校質問調査（校長の自己評価）結果＞

※ （ ）内の数値は、県肯定率との差を表し、下線は前年度より改善したことを示している。

R 7	25	調査対象学年の児童（生徒）は、授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができていると思いますか	71.7 (-10.6)	75.0 (-1.6)
R 8	26		86.7 (+4.6)	50.0 (-25.8)
R 7	31	調査対象学年の児童（生徒）に対して、前年度までに、学習指導において、児童（生徒）がそれぞれのよさを生かしながら他者と情報交換して話し合ったり、異なる視点から考えたり、協力し合ったりできるように学習課題や活動を工夫しましたか	100 (+7.6)	100 (+6.4)
R 8	32		100 (+7.8)	75.0 (-16.2)
R 7	質問なし			
R 8	33	調査対象学年の児童（生徒）に対して前年度までに、授業において、児童自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動を取り入れましたか	93.3 (+9.0)	62.5 (-18.8)
R 7	41	調査対象学年の児童（生徒）に対して、学級生活をよりよくするために、学級活動で話し合い、互いの意見の	92.9 (+2.0)	75.0 (-13.3)

R 8	41	よさを生かして解決方法を合意形成できるような指導を行っていますか	80.0 (-10.5)	75.0 (-10.7)
R 7	38	調査対象学年の児童(生徒)に対して、学級活動の授業を通して、今、努力すべきことを学級での話し合いを生かして、一人一人の児童生徒が意思決定できるような指導を行っている	92.9 (+1.0)	87.5 (+4.5)
R 8	42		86.7 (-3.2)	75.0 (-8.5)
R 7	55	教員が大型提示装置(プロジェクター、電子黒板など)のICT機器を活用した授業を1クラス当たり、週3回以上行った	85.7 (-9.4)	100.0 (+2.1)
R 8	質問なし			
R 7	58	児童生徒一人一人に配備されたICT機器を授業で週3回以上活用した	85.7 (-6.7)	75.0 (-10.1)
R 8	60/68	調査対象学年の児童(生徒)に対して、前年度までに生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用しましたか	週3回以上 100.0 (+12.9)	週3回以上 100.0 (+10.9)

① 「自分にはよいところがある」「将来の夢や目標を持っている」について

児童生徒質問調査の「自分にはよいところがあると思いますか」について、小学校は肯定率が R7 : 82.2%⇒R8 : 83.2%で前回調査を若干上回り、県との差も R7 : -3.7%⇒R8 : -0.7 %と縮小した。中学校は肯定率が R7 : 82.4%⇒R8 : 83.0%で前回調査とほぼ同程度であったが、県との差は R7 : -3.2%⇒R8 : -1.0 に縮まってきた。肯定率が80%を超えてきていることから、今後も児童生徒のよさを評価する営みを地域や家庭とともに推進していく。

「将来の夢や目標をもっている」について、小学校は肯定率が R7 : 80.2%⇒R8 : 74.5%に下がり、県との差も小学校で広がった。中学校は肯定率が R7 : 65.3%⇒R8 : 65.6%と前回調査ほぼ同程度であった。県との差は R7 : -1.6%⇒R8 : -0.8 %とわずかに縮んだ。

これまでも行っている学級活動をはじめとした、努力すべきことや将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導を今後も充実させていく。

② 「学校の授業時間以外に1時間以上勉強する」について

児童生徒質問調査の「1時間以上勉強をする」について、小学校の肯定率は R8 : 48.6%で県平均を0.1%上回った。一方で中学校において R8 : 38.7%で、県との差も R8 : -7.7%となっており、改善が認められる。

小中連携教育においては、児童生徒の時間管理能力の育成や自ら学習計画を立てる営みに向かった取組を重視している。この取組を充実させていくとともに、特に中学校においては、授業と関連付けた家庭学習内容を工夫していく必要がある。

③ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する取組状況について

児童生徒質問調査の「授業では課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」について、小学校の肯定率は $R7: 74.0\% \Rightarrow R8: 71.2\%$ と前回調査を 2.8 ポイント下回り、県との差は $R7: -3.8\% \Rightarrow R8: -3.1\%$ と同程度であった。中学校の肯定率は $R7: 75.9\% \Rightarrow R8: 75.3\%$ とほぼ同数であった。県との差は $R7: -2.9\% \Rightarrow R8: -2.9\%$ と同数であった。学校質問調査における同内容の肯定率においては、小学校 $R7: 71.7\% \Rightarrow R8: 86.7\%$ (県との差 $R7: -10.6\% \Rightarrow R8: +4.6\%$)、中学校 $R7: 75.0\% \Rightarrow R8: 50.0\%$ (県との差 $R7: -1.6\% \Rightarrow R8: -25.8\%$) となっており、中学校で授業改善が停滞していることがうかがえる。

児童生徒質問調査の「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりできている」の肯定率は小学校 $R7: 80.8\% \Rightarrow R8: 82.1\%$ で前回調査を若干上回り、県との差も $R7: -1.6\% \Rightarrow R8: -1.3\%$ とわずかながら縮小した。中学校の肯定率は $R7: 80.4\% \Rightarrow R8: 85.8\%$ で若干改善した。県との差は $R7: -4.2\% \Rightarrow R8: -0.6\%$ と縮まった。

以上の2項目については、学習指導要領において実現を目指している「主体的・対話的で深い学び」に関わる質問項目であり、授業改善状況を見取る指標ともなるので、継続して注目する。

④ 教科の勉強が好きな児童生徒の割合について

児童生徒質問調査における国語については、小学校の肯定率は $R7: 54.1\% \Rightarrow R8: 50.8\%$ で前回調査を下回ったが、県との差は $R7: -3.0\% \Rightarrow R8: -2.6\%$ とわずかながら縮小した。中学校の肯定率は、 $R7: 56.2\% \Rightarrow R8: 58.4\%$ と前回調査を上回り、県との差も $R7: +1.4\% \Rightarrow R8: +3.1\%$ と広がっており改善が認められる。

小学校算数についての肯定率は、 $R7: 53.0\% \Rightarrow R8: 47.6\%$ で前回調査を下回った。県との差も $R7: +0.8\% \Rightarrow R8: -4.9\%$ へと広がり、授業改善の効果は認められない。一方で中学校の数学の肯定率は $R7: 52.7\% \Rightarrow R8: 56.8\%$ 、県との差は $R5: -0.6\% \Rightarrow R6: +0.8\%$ となっており改善が認められる。

英語についての肯定率は、小学校 $R8: 53.3\%$ 、中学校 $R8: 44.4\%$ であった。県との差も小学校 $R8: -8.4\%$ 、中学校 $R8: -1.0\%$ であった。

以上、国語、算数・数学、英語について改善が認められるところもあるので、これまでも継続して取り組んできている、基礎的な知識を定着させ

る取組とともに、個々の課題意識を大切にした複線型の授業も構想していく取組を充実させていく。

⑤ 授業でのPC・タブレット端末などのICT機器活用について

児童生徒質問調査「授業における週3回以上のタブレット端末などのICT機器活用」についての肯定率は小学校 R7：44.7%⇒R8：56.1%で前回調査を上回った。県との差も R7：-16.1⇒R8：-0.5%と大きく改善した。中学校の肯定率は R7：30.7%⇒R8：36.3%で前回調査を上回り、県との差は R7：-24.8⇒R8：-19.2%と差が縮まった。令和8年度の学校質問紙の同様な項目では、小学校、中学校ともに肯定率が100%となったが、その一方で、児童生徒との意識の差が認められる。このことは、学校内においても教員によって活用頻度に差があること、各学級における授業での活用状況が十分に把握できていなかったことが要因ではないかと考えている。全ての教員が等しく授業においてタブレット端末などのICT機器を活用した授業をさらに進めていくための学校体制づくりが必要である。そこで、AIドリルを生活時程に位置付けたり、家庭学習に取り入れたりするだけでなく、AIドリルを活用した授業改善が進むよう支援していく。

4 今後の取組の方向性について

(1) 「知識・技能」の確かな定着への取組の継続

1 単位時間や内容のまとまりの中で、習得した知識・技能を活用する活動をより多く設定し、知識・技能の定着を図るための授業改善を行う。

また、各学校が、基礎的学力育成のために行っている取組（基礎学力テストや書き取り会、計算会の実施）、指導・支援が必要な児童生徒への指導の時間確保、家庭学習の工夫等）は、今後も継続していく。

(2) 「子どもの声でつくる授業」の推進

これまでの取組成果と課題を受け、浜田市児童生徒の課題解決に向けた授業改善として、全ての教科等において本年度の授業改善プラン【子どもの声でつくる授業】を推進していくことで、「主体的・対話的で深い学び」に向けた質の高い授業を目指す。

重点：付けたい力を明確にした上で、授業のゴールを子どもの姿で具体的に想定した授業

- 付けたい力を明確にした上で、授業のゴールを子どもの姿で具体的に想定
- 付けたい力を踏まえた授業構想

○ 目指すゴールの姿に向かった授業展開

(3) 「対話的で深い学び」への取組及び「要約学習」の推進

「主体的・対話的で深い学び」に関する児童生徒質問調査結果及び学校質問調査結果からは、小学校において授業改善が進んでいることがうかがえる。しかしながら、これまでも浜田市児童生徒の課題としてきた「限られた時間で、多くの情報の中から課題解決に必要な情報を収集して考え、根拠を明確にして筋道を立てて表現（言葉や文章、式、図、音声言語など）する力」については、依然解決できていない。

このことは、「対話的で深い学び」の在り方に課題があると捉えている。具体的には、活発な話し合いは行われるようになってきているが、そのことが、個々の児童生徒の深い学びにつながっていないのではないかとということである。深い学びに向かうためには、習得した知識と知識がつながって納得をしたり、習得したいくつかの知識（情報）を関連付けながら考えて自己の考えを導き出して表現し考えを練り上げたりしていくことが必要である。このことに向かって、各学校で進めている「主体的・対話的で深い学び」を実現していくための取組を継続していくとともに、授業構想段階から指導主事に関わるなどの授業づくりへの支援を引き続き充実させていく。

また、算数・数学アドバイザー（環太平洋大学 前田一誠教授）から指導を受けている「たくさんやる」について指定校の取組に併せて情報提供し、各学校に浸透させていく。この「たくさんやる」は他教科の指導にも生かすことができるうえに、次に挙げる「要約学習」にも共通する考え方である。

「要約学習」は、一昨年度より導入している読解力育成のための手法である。指定校の取組を紹介しながら広げていく。この「要約学習」は、多くの情報の中から問題場面の状況を把握したり、そこから問題を見出したりすること、多くの情報から課題解決のために必要な情報をキーワードとして取り出し、関連する内容を関連図として捉えて考え、表現する力を育成していくために有効な手法であると捉えている。また、要約学習では、教科を越えて「課題を解決する力」を身に付けさせることができ、教科横断的な探究的な学習を進めるための重要なツールとなることが期待される。

(4) AI ドリル「ミライシード」のより一層の利活用

昨年度より導入した「ミライシード」にある四つの機能（ドリルパーク・テストパーク・カルテ・まるぐランド）の利活用を進め、授業改善につなげることで個別最適な学びの実現を目指す。

○ 「ドリルパーク」の授業の中での利活用

- ・ 選択式だけでなく、記述式など多様な形式で出題される問題構成
- ・ 一人一人の習熟度や学習状況から、AI が判定した出題

○単元テストや定期考査の CBT 化

- ・自動採点、即時返却で正しく学力を測定

○教育データの利活用

- ・できたと実感し、より主体的に学ぶ支援

○特性の把握と個別具体的な学習支援

- ・学習の土台となる「読み書き」に特化した「読み書き能力」と「認知特性」の把握
- ・個別最適な学びの実現へのサポート

(5)「夢や目標をもって取り組む指導（キャリア教育）」「学級経営」の充実

市教育委員会が推進している授業改善プラン「子どもの声でつくる授業」を実現していくには、「落ち着いて安心して学習に向かえる環境・学級づくり」や「夢や目標をもって取り組む指導」等の確実な積み重ねが重要となる。安心して学習に向かえる環境・学級づくりについては、「なすことによって学ぶ」を方法原理とする特別活動、なかでも学級活動の取組が大切となる。生徒指導担当指導主事とも連携を図り、各学校の取組を支援していく。

第 3 次浜田市水道ビジョンの策定について

安全・安心な水道水を将来にわたって安定的に供給し、持続可能な水道事業を実現するため、「第 3 次浜田市水道ビジョン」を策定しましたので報告します。

1 策定の趣旨

水道事業を取り巻く環境の変化や将来の水需要等を踏まえ、現在抱える課題を整理するとともに、将来の目指すべき姿や基本方針、具体的な取組を定めるものです。

2 計画の期間

令和 8 年度から令和 17 年度まで

3 パブリックコメントの実施結果

第 3 次浜田市水道ビジョン(案)について、以下のとおりパブリックコメントを実施しました。

- ・ 募集期間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日まで
- ・ 提出意見 2 件(2 人)

提出された意見を踏まえ、「図 2-1 給水人口の推計値」及び「図 2-2 有収水量の推移」の表示期間を修正しました。

- ・ 表示期間 修正前：令和 37 年度まで
修正後：令和 17 年度まで

※これらの図は、計画期間を超える長期推計を掲載していましたが、計画期間との整合を図るとともに、市民に分かりやすい表現とするため、計画期間である令和 17 年度までの表示に修正しました。

4 策定日

令和 8 年 9 月

5 今後の公表

第 3 次浜田市水道ビジョン及び第 3 次水道ビジョン 概要版を浜田市ホームページ内、「水道に関する計画」に掲載します。

【第 3 次浜田市水道ビジョン（案）】のパブリックコメントに係る意見と浜田市の考え方

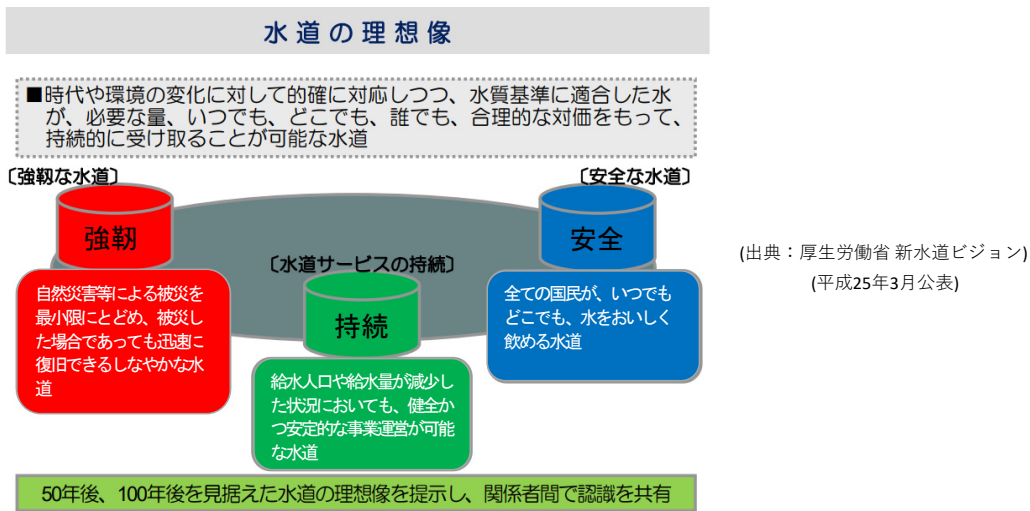
No	頁	項目	意 見	浜田市の考え方
1	8	第 2 章 2-2 水需要の見通し	ビジョン(案)の計画期間の目標年度が令和 17 年度とされているのに、給水人口推計値と有収水量のグラフが 2055 年当りまで伸びている有効性・必要性がわからない。 回帰分析という手法の有効年限がよくわからないが本文で令和 12 年度(2030 年度)と記載あることでもあり、図 2-1、図 2-2 とも、目標年度の令和 17 年度(2035 年度)ぐらいまでの表示が妥当かもしれない。令和 32 年度(2050 年度)の給水人口約 12000 人(現在の約 25%)有収水量約 1700 千 m3/年(現在の約 3 割?)は無用な誤解を生まないか?	「図 2-1 給水人口の推計値」及び「図 2-2 有収水量の推移」については、計画期間を超える長期推計を掲載していましたが、計画期間との整合性及び市民に分かりやすい表現とする観点から、計画期間である令和 17 年度までの表示に修正しました。
2				
3				

上記のほか 1 件のご意見をいただきましたが、今回募集した第 3 次浜田市水道ビジョン(案)に対する賛否のみを表明する内容でありましたので、市の考え方はお示しせず、浜田市への貴重なご意見として受け止めさせていただきます。

第1章 第3次浜田市水道ビジョンについて

■策定の背景及び位置付け

- ・浜田市では、安全・安心な水道水を将来にわたって安定的に供給していくため、長期的な視点から水道事業の方向性を示す「浜田市水道ビジョン」を策定
- ・第2次浜田市水道ビジョン策定以降、想定以上の人口減少や物価高騰などの影響により水道経営は一段と厳しさを増し、施設等の老朽化、耐震化の遅れ、技術職員不足などが課題
- ・第3次浜田市水道ビジョンは現状と課題を整理し、将来像や基本方針を明確にし、計画的・効率的に事業を推進するための基本計画として策定
- ・計画期間は、目標年度を令和17年度とした10年間
- ・「安全」「強靱」「持続」の3つの観点から、将来にわたり持続可能な水道事業の実現に向けた指針としている



第2章 水道事業の現状

■水需要の見通し

- ・給水人口は減少傾向を示しており、令和12年度には40,990人になると推計されており、有収水量も減少傾向
- ・有収水量の減少傾向に応じ、料金収入の減少を見込む

■施設・管路施設の状況

- ・施設については相生配水池をはじめ、老朽施設が更新時期を迎えている
- ・管路施設については管路総延長約1,150kmのうち、法定耐用年数(40年)超過の管路が増加
- ・法定耐用年数で更新した場合、1年あたり平均約7.3億円の更新費用が必要
- ・実使用年限で更新した場合、1年あたり平均4.6億円の更新費用が必要
(実使用年限は厚生労働省「実使用年限に基づく更新基準の設定例」を参考に設定)

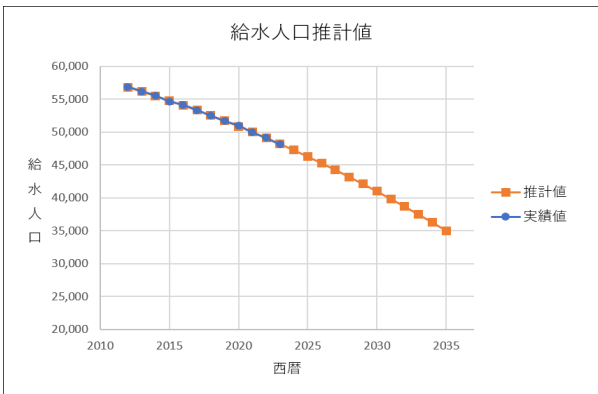
■耐震化の状況

- ・一部配水池等は現行耐震基準を満たしていない状況
- ・基幹管路の耐震化を優先的に取り組んでおり、令和6年度末時点の耐震率は19.1%

■水道事業経営の状況

- ・企業債残高は類似団体平均の1.5倍以上、料金回収率は100%を下回っており、原価割れの状態となっている

▶老朽化の進行に伴い更新需要が増大しており、上水道施設耐震化・更新計画に基づく着実な実施が不可欠な状況



(回帰分析という手法を用いて将来の給水人口を推計)

基幹管路総延長に対する耐震化状況

耐震率(令和6年度末時点)・・・19.1%

耐震適合率(令和6年度末時点)・・・52.9%(耐震管含む)

第3章 水道事業の課題

区分	現状	課題	基本方針
安	取水障害や断水を引き起こす可能性のある水源汚染リスクの存在があります。	水源汚染対策	安全な水道水
	設備の老朽化により、適切な維持管理が難しくなっています。	適切な設備の更新	
全	水道水の安全を保つために、貯水槽水道の設置者への指導が必要です。	小規模貯水槽水道の安全性確保	

区分	現状	課題	基本方針
強靱	老朽管路の更新にあたっては、耐震化をすすめ、ループ化も検討が必要です。	管路の耐震化	災害に強い水道
	現行の耐震基準を満たしていない配水池が存在しており、大規模な地震発生時に躯体や基礎部に損傷を受ける可能性があります。	主要施設の耐震化	
	災害時の危機対応をマニュアル化し、復旧、復興に関わる連携強化に努める必要があります。	災害対応	

区分	現状	課題	基本方針
持続	将来の水需要減少を踏まえた、施設の更新計画が必要です。	適切な施設の更新	水道事業運営
	技術職員が不足していくなか、技術力を維持、向上するため、デジタル技術の活用を進める必要があります。	DXの推進	
	持続可能な水道事業経営を実現するための事業運営について検討する必要があります。	水道経営の健全化	
	水道に対する市民への理解や関心が十分に浸透しているとはいえないため、今後も分かりやすい情報発信を継続し、理解と関心の向上を図る必要があります。	水道情報の発信と水道事業への理解促進	

～浜田市水道事業の基本理念～

『きれいで安全な浜田の水をいつまでも』

人口減少や老朽化などの課題がある中でも市民の皆様に安全でおいしい水を安定供給し続ける想いを込めています

第5章 事業化計画

■年次更新計画

- ・浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画に基づき、優先順位をつけて更新する方針
- ・20年間で施設・管路施設の耐震化に約161億円を見込み、1年あたりの平均は約8億円

■財政計画の見直し

- ・資金残高は簡易水道事業統合による支援が令和6年度から段階的に引き下げられることから減少傾向
- ・昨今の物価上昇やエネルギー高騰、漏水修繕費用の増加等の影響で経営状況は厳しさを増している
- ・更新需要の増大と物価上昇等を踏まえ、将来にわたり安定的に水道事業を継続するため、令和9年度での料金改定を実施
- ・これに伴い経営戦略及び水道施設耐震化・更新計画を見直す予定

第3次 浜田市水道ビジョン

令和8年度～令和17年度

令和8年9月
島根県浜田市

第3次浜田市水道ビジョンの構成

第1章 第3次浜田市水道ビジョンについて

1-1	第3次浜田市水道ビジョン策定の背景及び位置づけ	1
1-2	上位計画	2
1-3	水道事業を取り巻く環境の変化	3

第2章 水道事業の現状

2-1	水道事業の沿革	4
2-2	水需要の見通し	8
2-3	水源施設の状況	9
2-4	施設の状況	10
2-5	管路施設の状況	11
2-6	施設耐震化の状況	15
2-7	水道事業経営の状況	17

第3章 水道事業の課題

3-1	安全面の課題	19
3-2	強靱面の課題	20
3-3	持続面の課題	22
3-4	課題のまとめ	23

第4章 将来像と目指すべき方向性

4-1	将来像	24
4-2	「安全」に関する実現方策	25
4-3	「強靱」に関する実現方策	26
4-4	「持続」に関する実現方策	27

第5章 事業化計画

5-1	更新年次計画	28
5-2	財政計画の見直し	31
5-3	フォローアップ	32

第 1 章 第 3 次浜田市水道ビジョンについて

1-1 第 3 次浜田市水道ビジョン策定の背景及び位置づけ

浜田市では、安全・安心な水道水を将来にわたって安定的に供給していくため、長期的な視点から水道事業の方向性を示す「浜田市水道ビジョン」を策定しています。

第 1 次浜田市上水道ビジョンは、基本方針である「きれいで安全な水道水の供給」をもとに、水道ビジョン（厚生労働省平成 16 年 6 月公表）で掲げられた「安心」、「安定」、「持続」、「環境」の政策課題について、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間にわたり、浜田市水道事業が目指すべき方向性と実現方策を示したものでした。

その後、平成 25 年 3 月に新水道ビジョンが厚生労働省から公表され、平成 29 年 3 月に第 2 次浜田市水道ビジョンを策定しました。第 2 次浜田市水道ビジョンは大規模災害や社会経済情勢の変化などを踏まえ、計画内容の見直しや事業実施スケジュールの再検討を行い、計画期間は目標年度を令和 7 年度までの 10 年間と設定しました。しかしながら、この間、想定以上の人口減少や物価高騰等の影響により水道経営は一段と厳しさを増しており、施設等の老朽化、耐震化の遅れ、技師不足等の課題が顕著になってきています。

こうしたことから、第 3 次浜田市水道ビジョンは本市の現状と課題を整理し、将来像や基本方針を明確にし、計画的・効率的に事業を推進するための基本計画として策定します。

計画期間は、目標年度を令和 17 年度とした 10 年間とし、「安全」「強靱」「持続」の 3 つの観点から、将来にわたり持続可能な水道事業の実現に向けた指針とするものです。

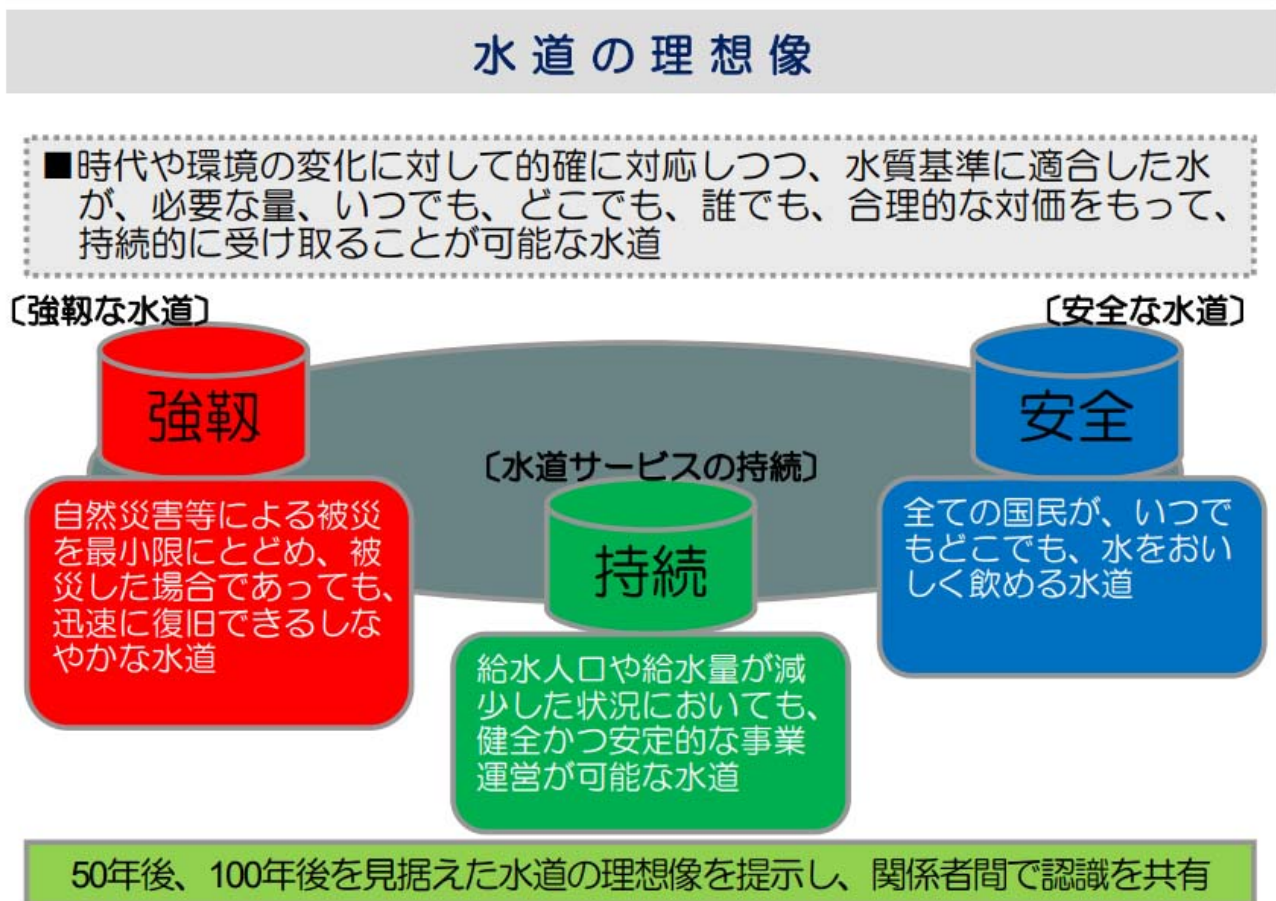
1-2 上位計画

厚生労働省より平成 25 年 3 月に新水道ビジョンが公表され、水道ビジョンの見直しと新たな視点の追加が行われており、その内容に即した施策の再検討を行っています。

1) 新水道ビジョン

平成 25 年 3 月に厚生労働省が公表した「新水道ビジョン」では、平成 16 年 6 月に策定および、平成 20 年 7 月に改訂された「水道ビジョン」で掲げた 5 大施策「水道の運営基盤の強化」、「安心・快適な給水の確保」、「災害対策等の充実」、「環境・エネルギー対策の強化」、「国際協力等」をもとに、時代背景の変化や新たな課題を加味した見直しが行われました。

さらに、本格的な人口減少時代の到来や、東日本大震災の経験を教訓として、これまでの国民生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵を 50 年後、100 年後も享受できることを目的とし、水道の理想像を「安全」、「強靱」、「持続」の 3 つの分類で明示するとともに、理想像を具現化するための方策が提示されています。



(出典：厚生労働省 新水道ビジョン)

1) 人口減少の進行

一方、本市の人口は、令和 2(2020)年の国勢調査において 5 万 4,592 人となり、5 年前から 3,513 人減少しています。特に若者の社会減が多い傾向にあり、その影響が出生数、そして人口の減少幅の拡大につながっています。

2) 想定地震動と気象変動による災害対策

また、平成 28 年 1 月末や令和 3 年 1 月上旬の寒波により数多くの水道管が凍結・破損し、広範囲で断水が発生しました。このような気象変動による災害対策を地震対策とあわせて着実に進めていく必要があります。



第2章 水道事業の現状

2-1 水道事業の沿革

本市の上水道事業は、昭和9年6月に供用を開始しました。その後、産業の振興や住宅地の開発に対応するため、美川地区に水源を求め給水区域を拡大するなど、これまでに4度の事業拡張や施設整備を実施してきました。

統合事業については、簡易水道事業(金城、旭、弥栄、三隅)を平成30年度までに順次上水道事業へ統合し、地域特性に応じた安定的な給水に努めています。

また、市内には工業用水道事業が1箇所、飲料水供給施設が5箇所存在しており、工業用水道事業については、市が運営しています。

浜田市水道事業の沿革

認可及び届出年	浜田市上水道	金城	旭	弥栄	三隅・工業用水
昭和8年	1月 浜田市上水道創設 給水人口 17,000人 1日最大給水量 2,040m ³				
昭和9年	6月 供用開始				
昭和30年	7月 第1期拡張 給水人口 24,000人 1日最大給水量 5,520m ³				9月 須津簡易水道創設 給水人口 1,000人
昭和33年					11月 三保簡易水道創設 給水人口 3,000人
昭和35年					2月 三保簡易水道変更認可 給水人口 4,000人
昭和37年					4月 三隅簡易水道創設 給水人口 2,000人 1日最大給水量 340m ³
昭和38年	2月 第2期拡張				
昭和44年	2月 第3期拡張 給水人口 40,000人 1日最大給水量 19,000m ³	10月 雲城地区簡易水道創設 給水人口 1,100人 1日最大給水量 197m ³			
昭和45年			10月 今市地区簡易水道創設 給水人口 850人 1日最大給水量 270m ³		11月 三保簡易水道変更認可 給水人口 4,700人 1日最大給水量 772m ³
昭和46年		10月 今福地区簡易水道創設 給水人口 890人 1日最大給水量 149m ³	9月 木田地区簡易水道創設 給水人口 300人 1日最大給水量 53m ³		
昭和47年			9月 市木地区簡易水道創設 給水人口 400人 1日最大給水量 68m ³		
昭和48年		12月 波佐地区簡易水道創設 給水人口 500人 1日最大給水量 98m ³	9月 都川地区簡易水道創設 給水人口 550人 1日最大給水量 93m ³		
昭和50年		7月 美又地区簡易水道創設 給水人口 320人 1日最大給水量 81m ³	8月 旭簡易水道変更認可 (今市、木田簡水を統合) 給水人口 2,650人 1日最大給水量 575m ³		
昭和51年					9月 三保簡易水道変更認可 (須津簡水を統合) 給水人口 5,000人 1日最大給水量 1,503m ³
昭和52年		7月 雲城地区簡水変更認可 給水人口 1,330人 1日最大給水量 235m ³			
昭和53年		6月 雲城波佐簡易水道変更認可 (雲城、波佐簡水を統合) 給水人口 4,070人 1日最大給水量 960m ³			

認可及び 届出年	浜田市上水道	金城	旭	弥栄	三隅・工業用水
昭和54年					3月 三隅簡易水道変更認可 給水人口 2,000人 1日最大給水量 730m ³
昭和55年	4月 第4期拡張 給水人口 50,000人 1日最大給水量 27,600m ³		4月 旭簡易水道変更認可 給水人口 2,650人 1日最大給水量 926m ³	4月 弥栄簡易水道創設 給水人口 970人 1日最大給水量 328m ³	
昭和55年	6月 大麻簡易水道創設 給水人口 340人 1日最大給水量 108m ³		4月 市木簡易水道変更認可 給水人口 600人 1日最大給水量 135m ³		
昭和57年	11月 第4期拡張 第1次変更認可				
昭和60年		11月 雲城波佐簡水変更認可 給水人口 4,700人 1日最大給水量 1,560m ³			
平成元年				9月 稲代六歩谷簡水創設 給水人口 140人 1日最大給水量 78m ³	
平成2年		6月 今福美又簡易水道変更認可 (今福、美又簡水を統合) 給水人口 1,730人 1日最大給水量 730m ³			6月 三保簡易水道変更認可 給水人口 5,000人 1日最大給水量 2,200m ³
平成3年					9月 三保簡易水道変更認可
平成4年				4月 野坂簡易水道創設 給水人口 130人 1日最大給水量 69m ³	
平成5年	4月 第4期拡張 第2次変更認可			6月 高内簡易水道創設 給水人口 190人 1日最大給水量 100m ³	
平成6年					5月 平原簡易水道創設 給水人口 240人 1日最大給水量 60m ³
平成6年					10月 三隅町工業用水創設 1日最大給水量 10,000m ³
平成7年			5月 新旭簡易水道変更認可 (旭、都川、市木簡水を統合) 給水人口 3,800人 1日最大給水量 1,882m ³		
平成8年		4月 今福美又簡水変更認可 給水人口 1,816人 1日最大給水量 730m ³			8月 三隅町工業用水 供用開始
平成8年		5月 雲城波佐簡水変更認可 給水人口 4,700人 1日最大給水量 2,234m ³			
平成9年			7月 新旭簡易水道変更認可 給水人口 4,400人 1日最大給水量 2,613m ³	5月 弥栄簡易水道変更認可 (野坂、高内、稲代六歩谷簡水 を統合) 給水人口 1,500人 1日最大給水量 856m ³	5月 三保簡易水道変更認可 給水人口 5,000人 1日最大給水量 2,730m ³
平成9年					5月 平原簡易水道変更認可
平成11年	1月 第4期拡張第3次変更認可 (大麻簡水を統合) 給水人口 50,000人 1日最大給水量 34,000m ³	7月 雲城波佐簡易水道変更認可			
平成14年			3月 新旭簡易水道変更認可 (来尾給水施設を統合)		
平成15年					5月 三保簡易水道変更届 給水人口 5,000人 1日最大給水量 2,740m ³
平成16年	1月 第4期拡張 第3次変更届	2月 雲城波佐簡水変更認可 給水人口 4,700人 1日最大給水量 2,234m ³		3月 弥栄簡易水道変更認可 給水人口 1,500人 1日最大給水量 856m ³	3月 西の谷簡易水道創設 給水人口 120人 1日最大給水量 45m ³
平成16年					10月 河内簡易水道創設 給水人口 690人 1日最大給水量 237m ³
平成18年			2月 新旭簡易水道変更認可 給水人口 4,030人 1日最大給水量 2,882m ³		
平成20年					8月 河内簡易水道変更認可
平成22年					3月 河内簡易水道変更届 給水人口 680人 1日最大給水量 223m ³

認可及び 届出年	浜田市上水道	金城	旭	弥栄	三隅・工業用水
平成23年					2月 平原簡易水道変更認可 給水人口 210人 1日最大給水量 60m ³
平成24年					3月 三保簡易水道変更認可 (三隅簡水を統合) 給水人口 4,460人 1日最大給水量 2,460m ³
平成25年	3月 第4期拡張第4次変更認可 (今福美又、雲城波佐簡水を統合) 給水人口 44,170人 1日最大給水量 22,110m ³				
平成27年				3月 弥栄簡易水道変更認可 給水人口 1,166人 1日最大給水量 565m ³	2月 三保簡易水道変更届 給水人口 4,445人 1日最大給水量 2,438m ³
平成30年	3月 第4期拡張第4次変更届 (新旭、弥栄、三保、平原、西の谷、河内簡水を統合) 給水人口 52,845人 1日最大給水量 27,960.1m ³				
平成30年	12月 第4期拡張第5次変更認可 (波佐第2水源第2号井の追加) 給水人口 52,119人 1日最大給水量 27,744.4m ³				

飲料水供給施設・・・横谷簡易給水施設、矢原地区給水施設、市場特定農山村水道、
上室谷地区給水施設、畑簡易飲料水供給施設

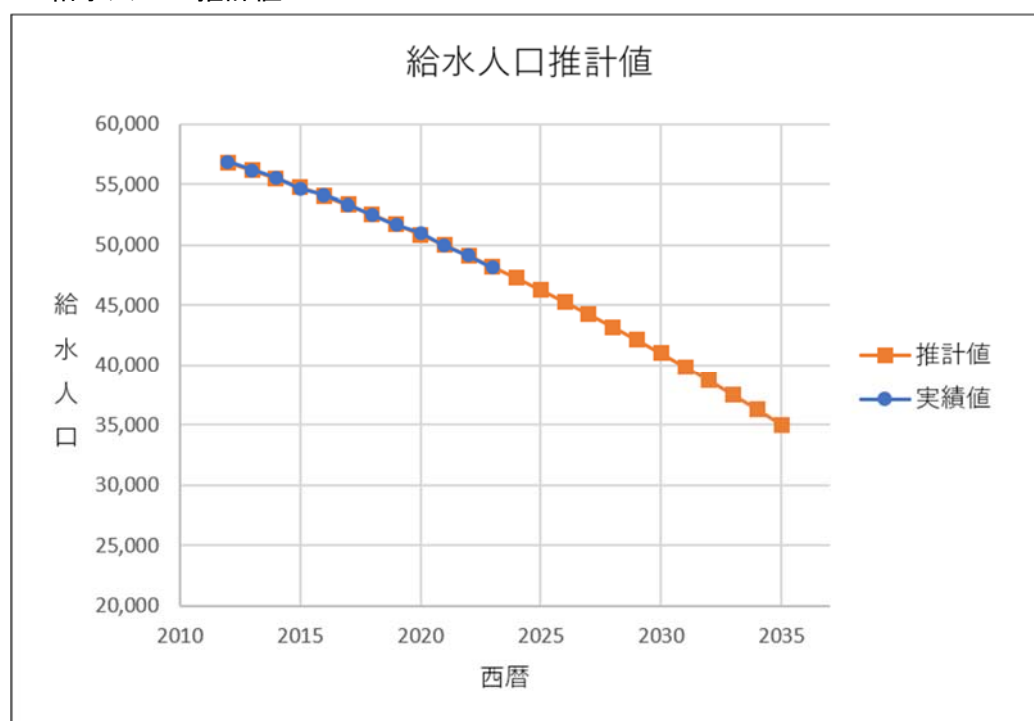
2-2 水需要の見通し

本市の給水人口は減少傾向を示しており、今後も人口の減少傾向は続くものと見込まれます。給水人口の推移については、平成 24 年度(2012 年度)から令和 5 年度(2023 年度)の曲線的な年度間変化を回帰分析という統計手法を用いて将来推計を行っています。(図 2-1)

計画期間における令和 12 年度(2030 年度)の給水人口は、40,990 人となり、令和 5 年度(2023 年度)と比較して約 7,200 人の減少を見込んでいます。これは行政区域内の人口減少によるものです。

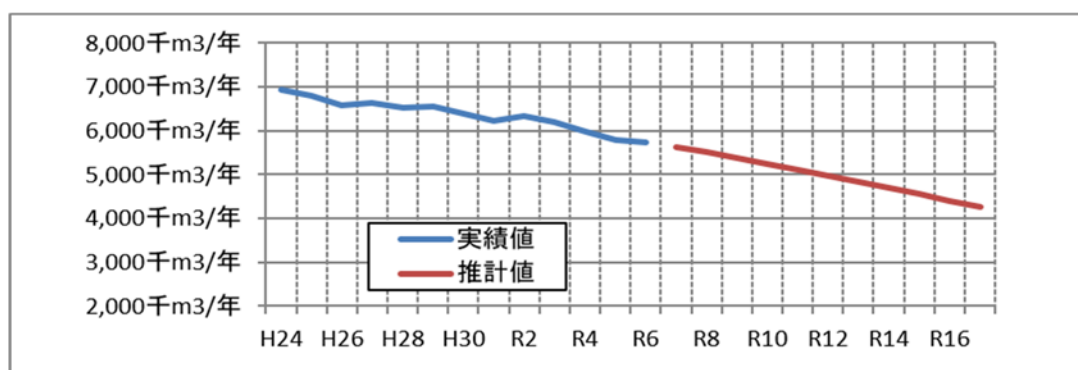
上水道事業の有収水量では、令和 12 年度の有収水量が 4,983 千 m^3 /年となり、令和 5 年度と比べ約 820 千 m^3 /年減少し、水道料金収入も有収水量に応じて減少するものと見込んでいます。(図 2-2)

図 2-1 給水人口の推計値



(市が独自に回帰分析という手法を用いて将来の給水人口を推計)

図 2-2 有収水量の推移



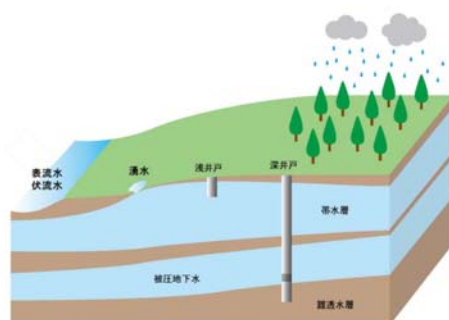
(「図 2-1 給水人口の推計値」を基に作成した将来の有収水量の推移)

2-3 水源施設の状況

水源施設は、自己水源として、井戸は上水と工水合わせて 26 井、伏流水は 3 箇所を保有しており、合計 143,139 m³/日の取水能力があります。

事業名		水源施設			
		水源名	水源種類	取水能力	計画取水量 (m3/日)
上水道事業	浜田地域	美川水源(第1～3)	浅層地下水	10,000	20,417
		美川水源(第4)	浅層地下水	12,000	
		国府水源	浅層地下水	4,000	3,239
		黒川水源	浅層地下水	3,000	3,000
		大麻水源	浅層地下水	108	108
	金城地域	波佐第2水源(1号井)	浅層地下水	582	291
		波佐第2水源(2号井)	浅層地下水	904	452
		波佐第3水源	浅層地下水	2,304	841
		波佐第4水源	浅層地下水	860	304
		波佐第6(小国)水源	浅層地下水	485	131
	旭地域	戸川水源	浅層地下水	3,239	1,019
		新都川水源	浅層地下水	3,000	1,429
		新市木水源	浅層地下水	708	220
	弥栄地域	弥栄横谷川水源	伏流水	10,115	454
		弥栄小角川水源	伏流水	33,782	525
		野坂水源	浅層地下水	152	76
		高内水源	伏流水	33,782	109
		稲代六歩谷水源	浅層地下水	153	77
	三隅地域	三保第3水源	浅層地下水	2,000	999
		三保第4水源	浅層地下水	5,240	2,740
		三隅水源	浅層地下水	1,168	584
		東平原第1水源	深層地下水	18	9
		東平原第3水源	深層地下水	115	58
		河内第2水源	浅層地下水	541	270
	工業用水道事業	三隅地域	第1水源	深層地下水	5,022
第2水源			深層地下水	4,528	3,670
第3水源			深層地下水	5,333	3,670
合計				143,139	48,362

(出典：平成 30 年度 浜田市上水道変更認可申請書(第 4 期拡張事業 第 5 次変更より抜粋)



2-4 施設の状況

図 2-3 に示すグラフは、本市が現在所有する上水道施設資産の建設年度の分布を表したものです。浜田地域については、昭和 55 年(1980 年)からの第 4 期拡張事業により、基幹となる施設が建設されていますが、それ以前に建設された相生配水池、緑ヶ丘配水池などの配水施設は更新時期を過ぎています。一方、旧簡易水道エリアの金城地域、旭地域、弥栄地域、三隅地域については、浜田地域に比べ歴史が浅いものの法定耐用年数を経過したものが数か所あり、建設が集中している平成 10 年(1998 年)前後の施設が今後一斉に更新時期を迎えます。経年劣化の進行や耐震性の不足等により、補強補修が必要な施設も存在しています。また、機械・電気・計装設備は 25～35 年経過が集中しており、計画的な更新が必要となっています。

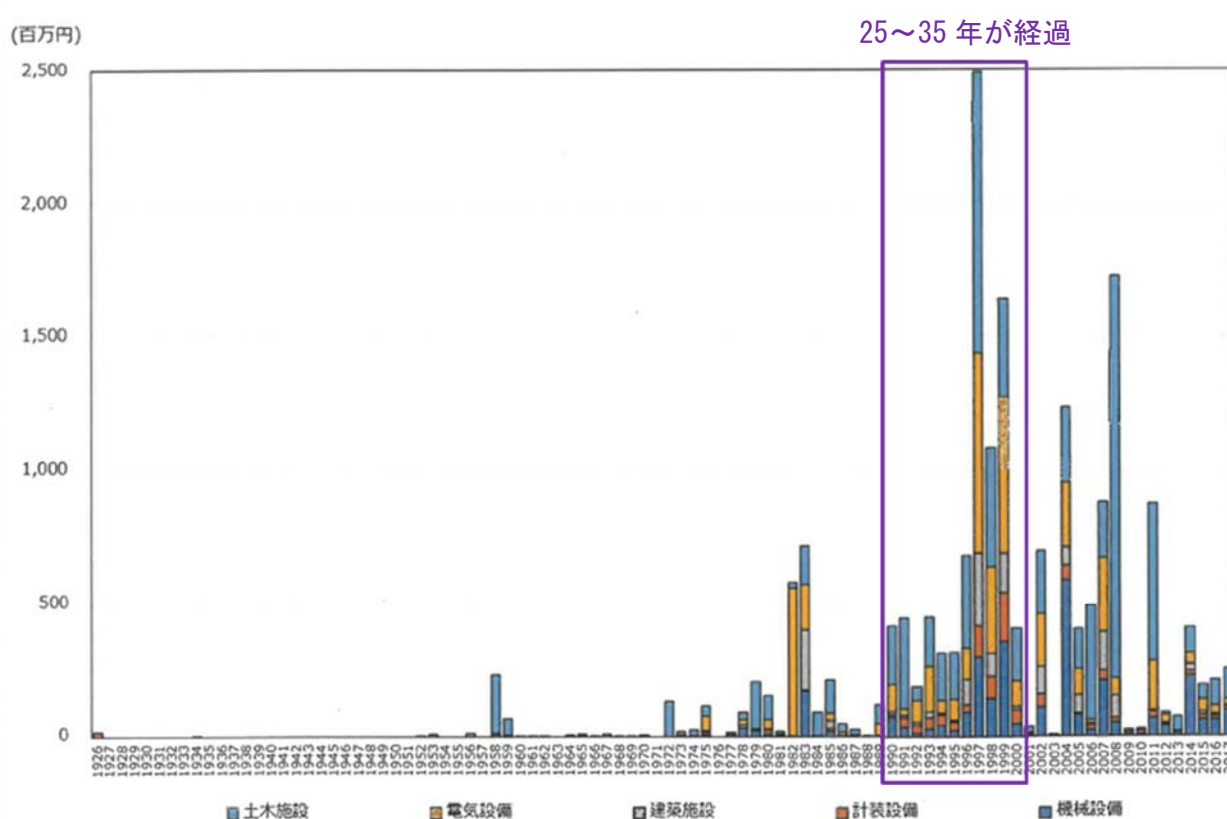


図 2-3 施設資産投資推移（浜田市全体）

（平成 30 年度 上水道施設更新計画より抜粋）

2-5 管路施設の状況

1) 管路施設の老朽化

図 2-4 は、管路施設資産を布設年度別に表示したグラフです。昭和 47 年(1972 年)以降、上水道事業の拡張と簡易水道の創設により毎年 10 kmを超え布設された管路施設が一斉に更新時期を迎えています。また昭和 46 年以前に布設された管路施設も約 40 kmが残っており、これらの管路施設については平成 5 年(1993 年)以降に集中布設された管路の更新時期が来る前に更新をする必要があります。

本市の管路総延長は約 1,150 kmあり、これを法定耐用年数(40 年)で更新した場合、年間 28 kmの管路を更新することが必要です。引き続き、基幹管路等の重要性の高い管路を優先的に更新するなど、効果的な対策が必要な状況です。

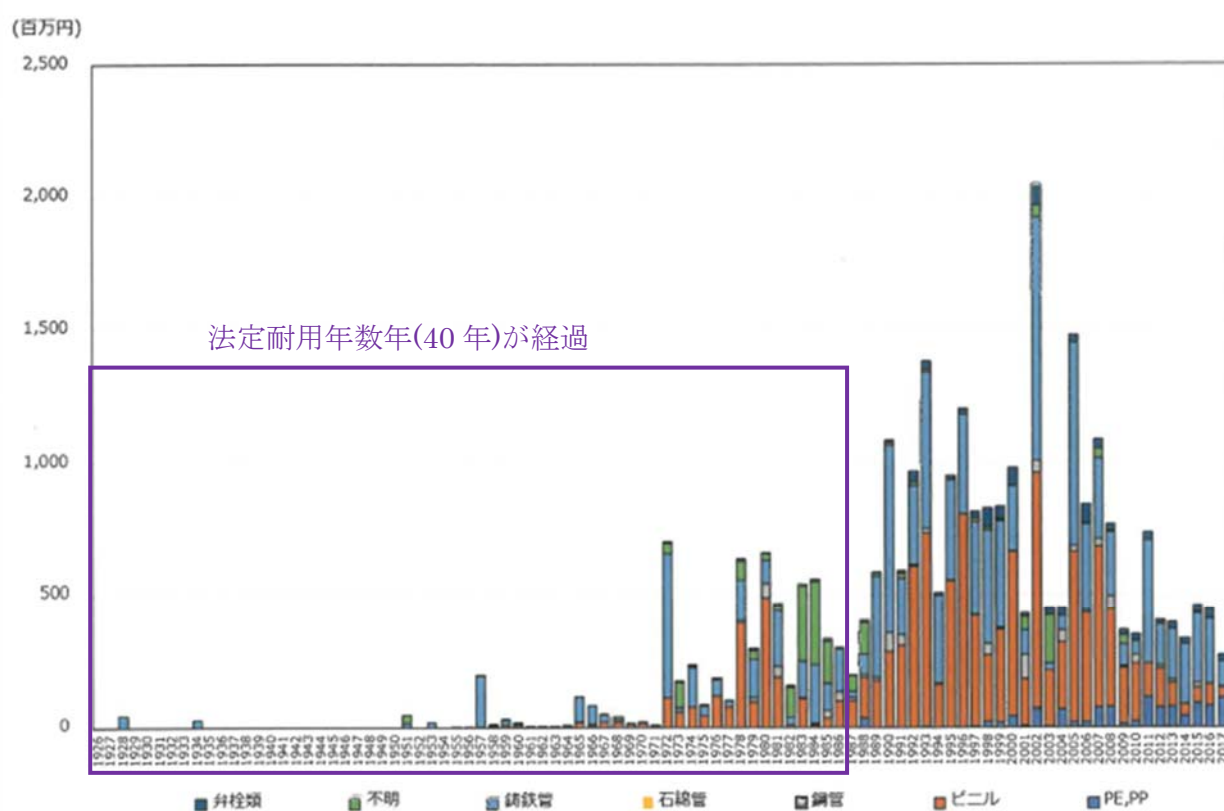


図 2-4 管路施設資産投資推移（浜田市全体）

（平成 30 年度 上水道施設更新計画より抜粋）



(老朽化した管路内面の錆)



(漏水状況)

[法定耐用年数]

地方公営企業法施行規則に定められた、構造物・管路施設・機械施設・電気設備等の資産価値を償却するための年数を定めたもの。水道施設では、配水池 60 年、管路施設 40 年、機械・電気・計装設備 10～15 年等の種類別に定められている。

[基幹管路]

国が定める基幹管路は「導水管」「送水管」「配水本管」である。本市の導水管・送水管・配水管は口径 50mm から 600mm までと幅広く、用途や水量に応じて規模が大きく異なっているため、本市では配水本管をおおむね口径 150mm 以上の管と位置づけている。

さらに本ビジョンにおいては、国の定義による管路に加えて、病院や避難所など重要な施設につながる配水管も基幹管路として位置づけている。

2) 管路施設の更新サイクル

地方公営企業法施行規則では、水道管の法定耐用年数を 40 年と定めています。この法定耐用年数は、減価償却費を計上するための経理上の処理として、地方公営企業法において定められたものであり、必ずしも管路施設の実使用年数とは一致しません。

図 2-5 のグラフは、将来における管路資産の更新費用を年度別に示しています。表 2-1 で示すとおり、法定耐用年数で更新した場合、平成 30 年(2018 年)から令和 99 年(2117 年)の 100 年間で約 73,222 百万円の更新費用が発生し、平均すると 1 年あたり約 7.3 億円が必要となります。

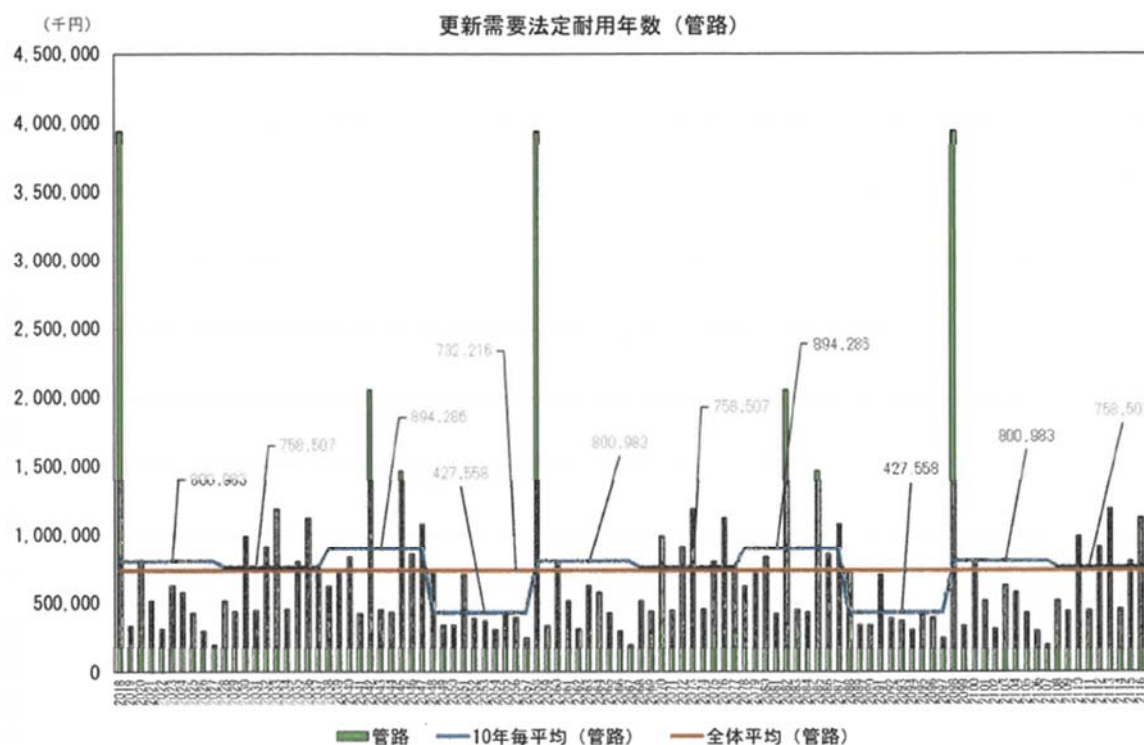


図 2-5 管路資産の更新費用（法定耐用年数で更新した場合）（浜田市全体）

表 2-1 管路資産の更新費用（法定耐用年数で更新した場合）（浜田市全体）

西暦年度	2018-2027	2028-2037	2038-2047	2048-2057	2058-2067	2068-2077	2078-2087	2088-2097	2098-2107	2108-2117
更新需要費										
10年間平均（千円）	800,983	758,507	894,286	427,558	800,983	758,507	894,286	427,558	800,983	758,507
100年間平均（千円）	732,216									

（平成 30 年度 上水道施設更新計画策定時試算）

管路施設の更新時期は、個別の管路の劣化状況や漏水が多いエリア等の情報から総合的に判断することが理想ですが、管路施設は地中に埋設されており、その状況把握は容易ではないため、本市における管路の更新時期の目安(実使用年数)は厚生労働省の「実使用年数に基づく更新基準の設定例」を参考にして表 2-2 のように設定しています。表 2-3 で示すとおり、実使用年数で更新した場合、同 100 年間の更新費用は約 46,111 百万円となり、平均すると 1 年あたり約 4.6 億円の更新費用が必要となります。使用できる管路施設を継続利用することで、投資を抑制しながら管路施設を健全に保つよう努めます。

表 2-2 有形固定資産耐用年数、実使用年数表(管路)

水道統計の管種区分	更新基準の初期設定値 (法定耐用年数)	実使用年数の設定値例		耐震性能※3	
			事故率、耐震性能 を考慮した更新基 準としての一案**	レベル 1	レベル 2
铸铁管(ダクタイル铸铁管は含まない)	40年	40年～50年	50年	×	×
ダクタイル铸铁管 耐震継手を有する			80年	○	○
ダクタイル铸铁管 K形継手等を有するものうち 良い地盤に布設されている		60年～80年	70年	○	注1)
ダクタイル铸铁管(上記以外・不明なものを含む)			60年 ※1	○	×
鋼管(溶接継手を有する)		40年～70年	70年	○	○
鋼管(上記以外・不明なものを含む)			40年 ※2	—	—
石綿セメント管(m)		40年	40年	×	×
硬質塩化ビニル管(RRロング継手を有する)		40年～60年	60年	○	注2)
硬質塩化ビニル管(RR継手を有する)			50年	○	×
硬質塩化ビニル管(上記以外・不明なものを含む)			40年	×	×
コンクリート管		40年	40年	—	—
鉛管		40年	40年	—	—
ポリエチレン管(高密度、熱融着継手を有する)		40年～60年	60年	○	注3)
ポリエチレン管(上記以外・不明なものを含む)			40年	○	×
ステンレス管 耐震継手を有する		40年～60年	60年	○	○
ステンレス管(上記以外・不明なものを含む)			40年	—	—
その他(管種が不明なものを含む)		40年	40年	—	—

(出典：厚生労働省「アセットマネジメント「簡易支援ツール」」より抜粋)

- ※1 ダクタイル铸铁管・・・固定資産台帳上ではダクタイル铸铁管の継手の形式までは記載されておらず、「耐震型継手を有する」、「K形継手等を有するものうち良い地盤に布設されている」までは判断できないため、「上記以外・不明なものを含む」の60年としている。
- ※2 鋼管・・・固定資産台帳上では「溶接継手を有する」か否かまでは判断できないため、「上記以外・不明なものを含む」の40年としている。
- ※3 耐震性能レベル1・・・供用期間中に発生する可能性が高い地震に対し、水道管が大きな損傷を受けず、漏水や断水を生じさせないよう通水機能を維持する性能
耐震性能レベル2・・・当該地域で想定される最大規模の地震動に対し、管の破断や継手の離脱など致命的被害を防止し、被害を最小限に抑えることを目的とした性能水準

表 2-3 管路資産の更新費用(実使用年数で更新した場合)

西暦年度	2018-2027	2028-2037	2038-2047	2048-2057	2058-2067	2068-2077	2078-2087	2088-2097	2098-2107	2108-2117
更新需要費										
10年間平均(千円)	473,927	472,340	475,173	757,815	442,547	218,127	357,666	447,962	493,656	471,924
100年間平均(千円)	461,114									

(平成30年度 上水道施設更新計画策定時試算)

2-6 施設耐震化の状況

1) 施設耐震化の状況

本市の施設資産のうち、相生配水池、石原配水池、生湯配水池及び、国府配水池等は現行の耐震基準を満たしていない状況です。

今後、水道施設全体を対象として、優先度に応じて具体的な耐震化対策の検討を進めていく必要があります。

○施設資産の耐震化状況(処理能力・容量から算出)

レベル1 地震動対応・・・約 34.4%(レベル2 地震動対応施設含む)

レベル2 地震動対応・・・約 29.5%

(令和6年度水道統計値より)

レベル1 地震動・・・供用期間中に発生する可能性が高い地震動

レベル2 地震動・・・当該地域で想定される最大規模の地震動



竹迫配水池(平成20年度完成 有効容量 6,000m³)

レベル2 地震動対応施設

[施設資産]

水道事業として保有している施設。具体的には取水施設、浄水施設、配水池及び浄水池、ポンプ場などがある。

[現行の耐震基準]

水道施設耐震工法指針・解説、2022年版(公益社団法人 日本水道協会)において、水道施設の耐震性を確保するために設定されており、想定する地震動(レベル1 地震動およびレベル2 地震動)ごとに、施設の重要度に応じた要求性能(使用性、復旧性、安全性等)を設定し、これらを満足することが基本とされている。代替施設がない水道施設や、破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれのある水道施設においては、レベル1 地震動に対しては地震後も施設の機能が確保され、継続して使用可能な状態を確保すること、レベル2 地震動に対しては一定の被害が生じた場合であっても、安全性を確保したうえで地震後に早期復旧が可能な状態を確保することを基本としている。

2) 管路耐震化の状況

本市の管路施設(総延長：約 1,150km)は、耐震性のない塩化ビニル管が大半を占めており、管路全体における耐震率は約 7.1%となっています。

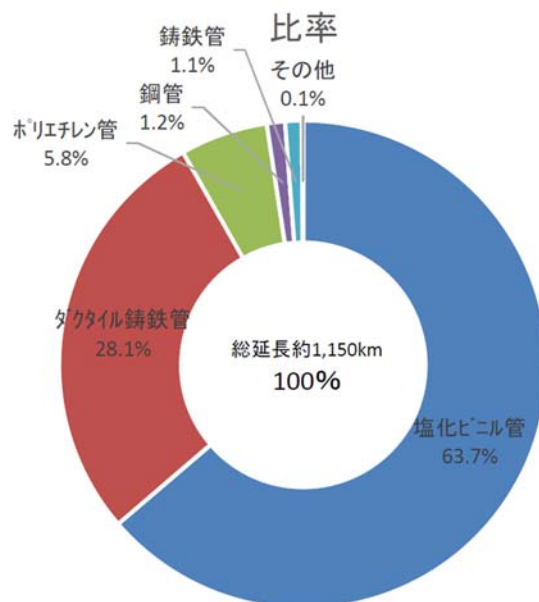


図 2-6 管種別延長の比率

耐震化に優先的に取り組んでいる基幹管路では、総延長約 240km のうち、耐震管延長は約 46km、耐震適合管は約 127km の状況です。現在、老朽化した管路施設の更新時に耐震管を採用するなど、管路施設の更新と耐震化を同時に進めています。

○基幹管路総延長に対する耐震化状況

耐震率(令和 6 年度末時点)・・・19.1%

耐震適合率(令和 6 年度末時点)・・・52.9%(耐震管含む)

[耐震管・耐震適合管路]

離脱防止継手を持つ GX、NS、SⅡ、S 形のダクタイル鋳鉄管や、水道配水用ポリエチレン管、溶接鋼管が該当する。さらに K 形ダクタイル鋳鉄管のうち、良質な地盤に埋設されている管路は「耐震適合管路」として分類する方法が平成 22 年度に(財)水道技術研究センターにより報告された。

2-7 水道事業経営の状況

1) 経営指標

表 2-4 の過去 4 ヶ年の経営指標のうち①～⑦は経営の健全性・効率性の状況を示し、⑧～⑩は管路等の老朽化の状況を示しています。

③企業債残高対給水収益は、類似団体平均に比べ 1.5 倍以上となっており、給水収益規模に対する企業債残高が多いことが分かります。また、給水原価が水道料金収入で賄えているかを示す④料金回収率は 100%を下回っており、原価割れの状態が続いています。

管路の老朽化度合を示す⑨管路経年化率は、管路総延長の約 2 割が耐用年数を超えている状況を示しており、一方で⑩管路更新率は類似団体平均の半分程度であることから、更新のペースを速めることが求められます。

今後も、安全な水の安定供給の実現のため、更なる経費節減等の継続的な経営改善に取り組むとともに、適切な料金水準を維持し施設の維持管理費や更新費用を確保することにより、持続可能な水道事業経営に努める必要があります。

表 2-4 主な経営指標の推移(年度単位)

経営指標	R3	R4	R5	R6	類似団体 平均	全国 平均
1. 経営の健全性・効率性						
① 経常収支比率 (%)	111.41	110.62	108.53	104.28	107.15	107.26
② 流動比率 (%)	142.77	148.15	159.47	156.55	319.99	239.69
③ 企業債残高対給水収益 (%)	674.59	653.94	639.07	603.50	365.55	264.86
④ 料金回収率 (%)	92.99	93.88	93.17	89.68	95.42	97.59
⑤ 給水原価 (円/㎥)	209.35	207.87	209.66	217.90	184.25	181.66
⑥ 施設利用率 (%)	64.09	63.67	60.83	60.39	60.44	60.21
⑦ 有収率 (%)	78.42	76.21	77.01	77.04	83.39	89.21
2. 老朽化の状況						
⑧ 有形固定資産減価償却率 (%)	52.80	53.87	54.99	55.98	52.53	52.41
⑨ 管路経年化率 (%)	18.90	19.24	20.23	21.18	24.16	26.78
⑩ 管路更新率 (%)	0.36	0.26	0.18	0.28	0.46	0.59

(総務省「令和 6 年度決算 経営比較分析」から抜粋)

※用語説明

【経営指標】

- ① 経常収支比率 : 経常収益を経常費用で除した比率であり、収益で費用をどの程度賄えているかを示す。
- ② 流動比率 : 流動資産を流動負債で除した比率であり、短期的な債務に対する支払い能力を示す。
- ③ 企業債残高対給水収益 : 給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を示す。
- ④ 料金回収率 : 供給単価を給水原価で除した比率であり、給水原価が水道料金収入で賄えているかを示す。
- ⑤ 給水原価 : 有収水量 1 ㎥当たりの営業費用を示す。
- ⑥ 施設利用率 : 配水能力に対する平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を示す。

- ⑦ 有収率 : 配水量に対する有収水量の割合であり、施設の稼働が収益につながっているかを示す。
- ⑧ 有形固定資産減価償却率 : 有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるか、老朽化度合を示す。
- ⑨ 管路経年化率 : 法定耐用年数を超えた管路延長の割合であり、管路の老朽化度合を示す。
- ⑩ 管路更新率 : 当該年度に更新した管路延長の割合であり、管路の更新ペースや状況を示す。

第 3 章 水道事業の課題

3-1 安全面の課題

1) 水源の保全

水道事業者にとって水道原水の水質変化は、給水停止、給水制限、取水停止及び、取水制限、さらには粉末活性炭などの使用が必要となるなど、大きな影響を及ぼします。こうした水質汚染事故は全国で毎年 190 件程度発生※しており、近年は横ばいで推移しています。

本市では、これまで水質汚染事故は確認されていませんが、近年全国的に問題になっている有機フッ素化合物(PFOS・PFOA 等)による水質汚染のように、環境中に残留しやすい物質によって水質が影響を受ける可能性も否定できません。

そのため、水源水質の検査や取水施設の定期的な監視を継続し、今後も水源の保全に努める必要があります。



(波佐第 2 水源)



(美川浄水場)

※ 国土交通省：水質汚染事故による水道の被害及び水道の異臭味被害状況について(令和 5 年度調査より)

[有機フッ素化合物(PFOS・PFOA 等)]

有機フッ素化合物(PFOS・PFOA 等)は分解されにくく蓄積性のある物質で、工業製品や消火用泡剤などから水源に流入する可能性がある。肝機能や発達、免疫への影響が懸念されるため、環境省は令和 8 年 4 月から水道水質基準を設定した。

2) 適切な設備の更新

設備の老朽化により水道施設の維持管理が難しくなる等の課題が生じてきています。今後も安定した水の供給ができるよう、設備の計画的な更新と適切な維持管理に努める必要があります。

3) 小規模貯水槽水道の安全性について

マンション等の建物で、受水槽、ポンプ、高架水槽を設置して給水する貯水槽水道を採用する場合、その維持管理と水質管理は設置者の責任となります。

今後も水道水の安全性を確保するため、設置者に対し、1年に1回以上の定期清掃・水質検査等の管理の指導を行っていきます。

3-2 強靱面の課題

1) 老朽管路の更新

今後、10年～20年のうちに法定耐用年数を超過する管路施設が大量に存在しており、年々増加する傾向にあります。老朽化した水道管の増加に伴い、漏水が年々増加し、水道水の安定した供給に支障が生じることから更新を計画的に実施していく必要があります。



耐震管布設状況写真

2) 大規模地震対策

大規模地震に備えた管路施設や構造物の耐震化の必要性が高まっています。すべての管路施設や構造物を耐震化するには膨大な費用と期間が必要となるため、重要度や役割による優先度に応じて効果的に耐震化を進める必要があります。

3) 基幹管路のループ化

基幹管路が断水すると、広範囲にわたり影響を及ぼし、大規模災害時には復旧にも時間がかかります。基幹管路の断水を防ぐためには、耐震化や管路のループ化が必要です。

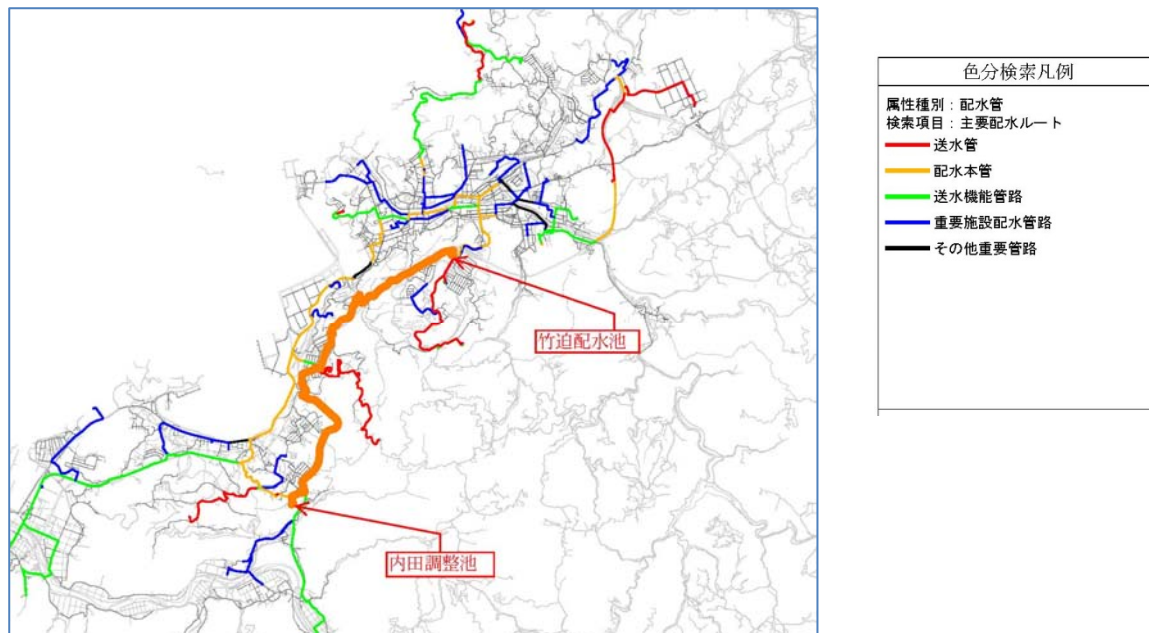


図 3-1 主要配水ルート図

4) 災害対応

災害等の危機対応をマニュアル化するとともに、早期の復旧・復興に資するため、近隣の水道事業者との連携強化を図る必要があります。



[管路のループ化]

管路をループ状に整備し、ある区間で事故が発生しても別経路から水を供給できるようにする管路網整備のこと。

3-3 持続面の課題

1) アセットマネジメントの実践

金城・旭・弥栄・三隅地域の簡易水道事業は平成 30 年度までに全て上水道事業への統合が完了しており、この統合事業により施設規模の適正化や維持管理の効率化が進んでいます。将来発生する施設等の更新需要を正確に把握するとともに、水需要の減少を踏まえた施設規模の縮小(ダウンサイジング)や統廃合等により効率的な水の供給を実現し、適正な維持管理につなげることが必要です。

2) 技術継承

技術職員の不足や高齢化により、技術の継承、技術力の維持・向上対策が大きな課題となっています。こうした課題に対処するため、水道分野におけるデジタル技術の導入・活用を進めることで、業務の高度化、省力化を図る必要があります。

3) 水需要の減少

水需要の減少は水道料金収益に大きな影響を与えます。こうした状況にあっても持続可能な水道事業経営を実現するためには、水道料金水準の検証、広域での連携や民間活力の導入等の検討が必要です。

4) 水道事業への理解促進

水道は日常生活に必要不可欠である一方、水道事業の重要性や役割については、市民の関心が高いとは言いがたい状況です。水道事業について理解を深め、安心して水道を利用できるように今後も情報発信を継続し、分かりやすく伝える工夫と、理解と関心の向上を図る必要があります。

[アセットマネジメント(資産管理)]

持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を運営管理する体系化された実践活動と定義されている。

現有資産の状態・健全度を適切に評価したうえで、中長期の更新需要見通しを算出し、更新需要に対する財源確保対策を講ずることで、持続可能な水道事業運営が可能となる。

[ダウンサイジング]

水需要の減少に応じて、現有施設能力の縮小や施設統廃合を行うことで、施設能力の余剰防止、投資費用の削減、維持管理の適正化を図る手法。施設能力の不足や、次回更新時の運転方法等も考慮し、適切な予備力の設定が必要である。

3-4 課題のまとめ

浜田市水道事業の課題を、新水道ビジョンの「安全」、「強靱」、「持続」の各項目へ分類・整理した結果を下表に示します。

表3-1 水道事業の課題整理(安全・強靱・持続)

区分	現状	課題	基本方針
安全	取水障害や断水を引き起こす可能性のある水源汚染リスクの存在があります。	水源汚染対策	安全な水道水の供給
	設備の老朽化により、適切な維持管理が難しくなっています。	適切な設備の更新	
	水道水の安全を保つために、貯水槽水道の設置者への指導が必要です。	小規模貯水槽水道の安全性確保	

区分	現状	課題	基本方針
強靱	老朽管路の更新にあたっては、耐震化をすすめ、ループ化も検討が必要です。	管路の耐震化	災害に強い水道
	現行の耐震基準を満たしていない配水池が存在しており、大規模な地震発生時に躯体や基礎部に損傷を受ける可能性があります。	主要施設の耐震化	
	災害時の危機対応をマニュアル化し、復旧、復興に関わる連携強化に努める必要があります。	災害対応	

区分	現状	課題	基本方針
持続	将来の水需要減少を踏まえた、施設の更新計画が必要です。	適切な施設の更新	水道事業運営の持続
	技術職員が不足していくなか、技術力を維持、向上するため、デジタル技術の活用を進める必要があります。	DXの推進	
	持続可能な水道事業経営を実現するための事業運営について検討する必要があります。	水道経営の健全化	
	水道に対する市民への理解や関心が十分に浸透しているとはいえないため、今後もしっかりとした情報発信を継続し、理解と関心の向上を図る必要があります。	水道情報の発信と水道事業への理解促進	

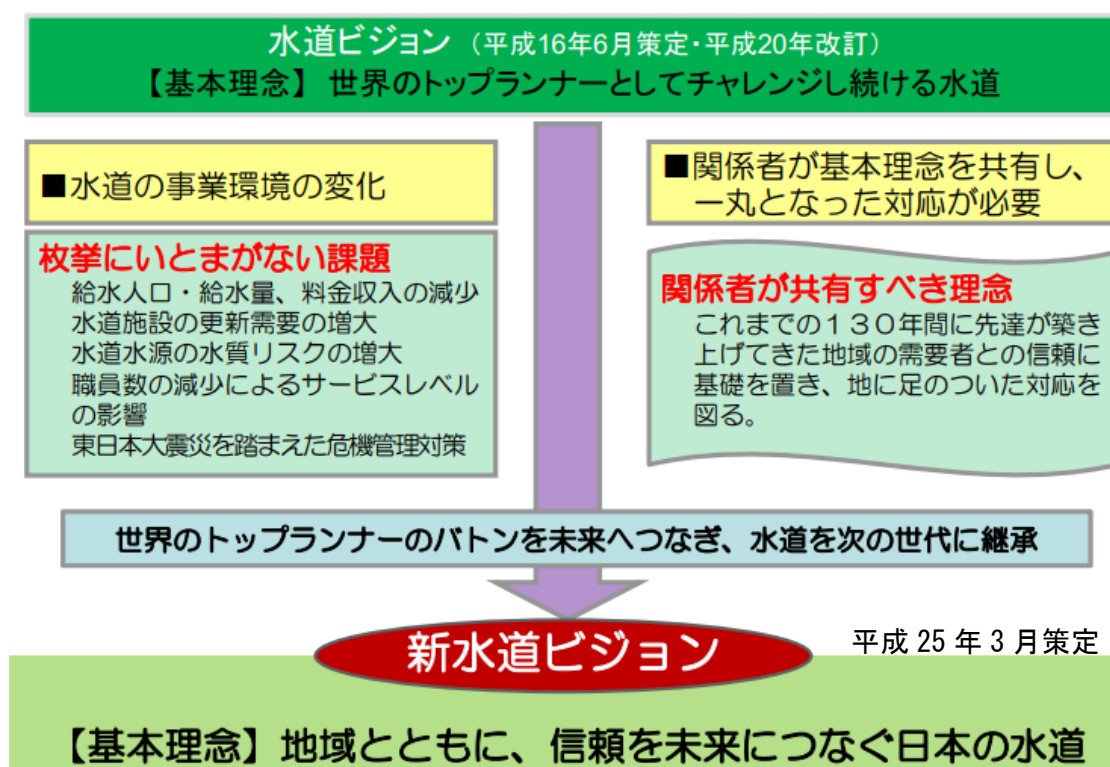
第4章 将来像と目指すべき方向性

4-1 将来像

本市では、厚生労働省の新水道ビジョンで掲げる日本の水道の将来像をもとに、浜田市水道事業の基本理念を次のように設定しました。

『きれいで安全な浜田の水をいつまでも』

これは、人口減少に伴う水需要の減少や老朽施設の更新などの様々な課題を抱える本市の水道事業が、今後も市民の皆様へ安全でおいしい水をいつまでも供給し続けるという想いを込めたもので、これまでの水道ビジョンと変わることのない理念です。



（出典：厚生労働省 新水道ビジョン）

[新水道ビジョンの100年後の理想像]

時代や環境の変化に対して的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道。「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」を基本理念としている。

4-2 「安全」に関する実現方策

1) 水源汚染対策

水道法で定められた定期的な水質検査により水道水の安全性を確認します。美川水源、黒川水源については、クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染リスクを回避するため、浄水処理施設を整備します。また、水源から給水栓までの水質事故の発生リスクや発生後の対応方法について定める水安全計画を策定します。

- 水道法に基づく水質検査の実施
- 高度浄水施設等整備事業
(美川浄水場)
(黒川浄水場)
- 水安全計画の策定

2) 適切な設備の更新

現有設備を適切に更新するとともに、点検や修繕履歴等の管理データを集積し、設備の重要度や使用頻度に応じた維持管理方法を確立することで、設備の長寿命化や同時故障のリスクを回避します。

- 長寿命化対策の検討（状態監視保全）
- 経年設備更新事業（時間計画保全）
- 電気・計装設備更新事業

3) 小規模貯水槽水道の安全性確保

貯水槽水道の設置者に対して、定期清掃や水質検査の必要性を周知し、規模の大きい簡易専用水道の設置者には指導を徹底します。

- 定期清掃、水質検査の周知
- 簡易専用水道設置者への指導

4-3 「強靱」に関する実現方策

1) 管路の耐震化

地震発生時などの非常時においても断水を防ぐため、強靱な管路網の構築が求められます。特に災害時に重要な拠点となる災害拠点病院や福祉避難所、防災拠点へ水道水を供給する基幹管路の耐震化は喫緊の課題です。しかし、その整備には膨大な費用と長い期間を要することから、更新計画に基づき、重要ルートを優先的に耐震化します。

- 重要施設配水管耐震化事業
- 水道管路緊急改善事業

2) 主要施設の耐震化

主要な水道施設については、耐震診断を実施し、施設の耐震性の把握と計画的な耐震化につなげます。

相生配水池については、躯体の耐震性不足と経年劣化の進行が認められることから、最優先で耐震化を要する施設として位置付けており、更新を含めた整備方針を検討します。

- 主要な水道施設の耐震診断、計画的な耐震化への取組み
- 施設耐震化事業（相生配水池）

3) 災害対応

緊急時には代替水源の確保や応急給水体制を整備することで給水を持続できる体制を確保するとともに、事業継続計画(BCP)に基づき、安全な水の供給を維持できるよう取り組みます。また、災害時には、断水復旧や応急給水のために多くの資機材が必要となります。そのため、近隣の水道事業者や関係業者と連携し、資機材の相互融通や迅速な調達が可能となる体制を構築することで、災害時においても強靱な給水体制を確保します。

- 事業継続計画(BCP)に基づく取組み
- 水道水の安全確保に向けた取組み
- 近隣の水道事業者等との連携

4-4 「持続」に関する実現方策

1) 適切な施設の更新

上水道施設耐震化更新計画(アセットマネジメント)を将来の水需要等を踏まえた上での施設の再構築や規模の適正化を考慮したものに更新します。これにより、維持管理の効率化、規模の適正化(ダウンサイジング)を進めます。

- 上水道施設耐震化更新計画の見直し
- 更新にあわせた施設規模の見直し

2) DX の推進

技術職員が不足していくなか、現場での技術力を維持、向上していくには、デジタル技術の活用は不可欠です。本市では年間 300 件を超える漏水修繕が発生しており、有収率も 70%台と、他自治体と比較しても低くなっています。衛星画像解析を活用した漏水調査により調査の精度を高め、有収率の向上を目指します。

- 衛星画像解析を用いた漏水調査の実施

3) 水道経営の健全化

将来の人口減少に備え、持続可能な水道事業経営を実現するため、水道料金水準の検証や広域連携、PPP/PFI の活用も含めた事業運営の在り方を検討します。

- 水道料金水準の検証
- 広域連携(経営統合、業務や施設の共同化)
- PPP/PFI の活用

4) 水道情報の発信

水質検査結果については、ホームページでの公表や「見える化」を推進し、市民が安心して水道水を利用できる環境づくりに努めます。あわせて、漏水修理に伴う断水情報や、冬季における水道管の凍結防止に関する注意喚起についても、SNS やメール等を活用し、分かりやすく迅速な情報発信を行うことで、安全意識の向上を図ります。

また、将来を担う子どもたちをはじめ、市民が水道事業に興味や親しみを持てるよう、施設見学の受け入れなどを通じて学習機会の提供に努めます。

- 水質情報の見える化
- SNS やメール等を活用した情報発信
- 子供を含む市民への学習機会の提供

第5章 事業化計画

5-1 更新年次計画

第3次浜田市水道ビジョンにおける施設および管路の耐震化・更新年次計画は「浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画」（令和2年3月策定）を反映したものであり、その内容を表5-1、5-2に示します。

限られた資金の中で、特に重要な整備事業を優先的に実施する方針とし、20年間（令和2年度～令和21年度）で施設の耐震化に約74億円、管路の耐震化に約86億円、計約161億円を見込み、20年間での年平均事業費は約8億円となっています。なお、「浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画」は今後見直す予定であり、事業の実施にあたっては社会環境の変化やニーズへの柔軟な対応、上位計画との整合を図るとともに、コスト縮減や持続的な水道事業運営を念頭に置き、必要に応じて整備内容の見直しを行います。

【表5-1 施設の耐震化・更新年次計画】

(千円)

施設名称	工事費	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
土木構造物	1,344,832 千円					120,000	150,000	107,932	112,480	145,900	145,900
建築構造物	562,482 千円						30,756	15,526	18,830	173,685	173,685
機械設備	2,959,507 千円	37,700	25,000	25,000	25,000	104,532	101,687	101,687	116,924	53,344	106,544
電気設備	1,659,242 千円	9,300	10,000	10,000	10,660	113,106	113,106	113,106	86,343	51,553	51,553
計装設備	900,539 千円	4,200	5,000	5,000	3,000	69,907	71,907	69,907	32,454	32,454	32,454
合 計	7,426,602 千円	51,200	40,000	40,000	38,660	407,545	467,456	408,158	367,031	456,936	510,136

施設名称	工事費	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)	令和18年度 (2036年度)	令和19年度 (2037年度)	令和20年度 (2038年度)	令和21年度 (2039年度)
土木構造物	1,344,832 千円	144,030	82,270			336,320					
建築構造物	562,482 千円		150,000								
機械設備	2,959,507 千円	258,184	53,344	435,124	435,124	224,024	268,114	268,114	106,687	106,687	106,687
電気設備	1,659,242 千円	51,553	51,553	51,553	51,553	51,553	261,718	261,718	103,106	103,106	103,102
計装設備	900,539 千円	32,454	32,454	32,454	32,454	32,454	178,634	108,634	64,907	64,907	64,904
合 計	7,426,602 千円	486,221	369,621	519,131	519,131	644,351	638,466	638,466	274,700	274,700	274,693

(出典：平成30年度 上水道施設更新計画より抜粋)

【表 5-2 管路の耐震化・更新年次計画】

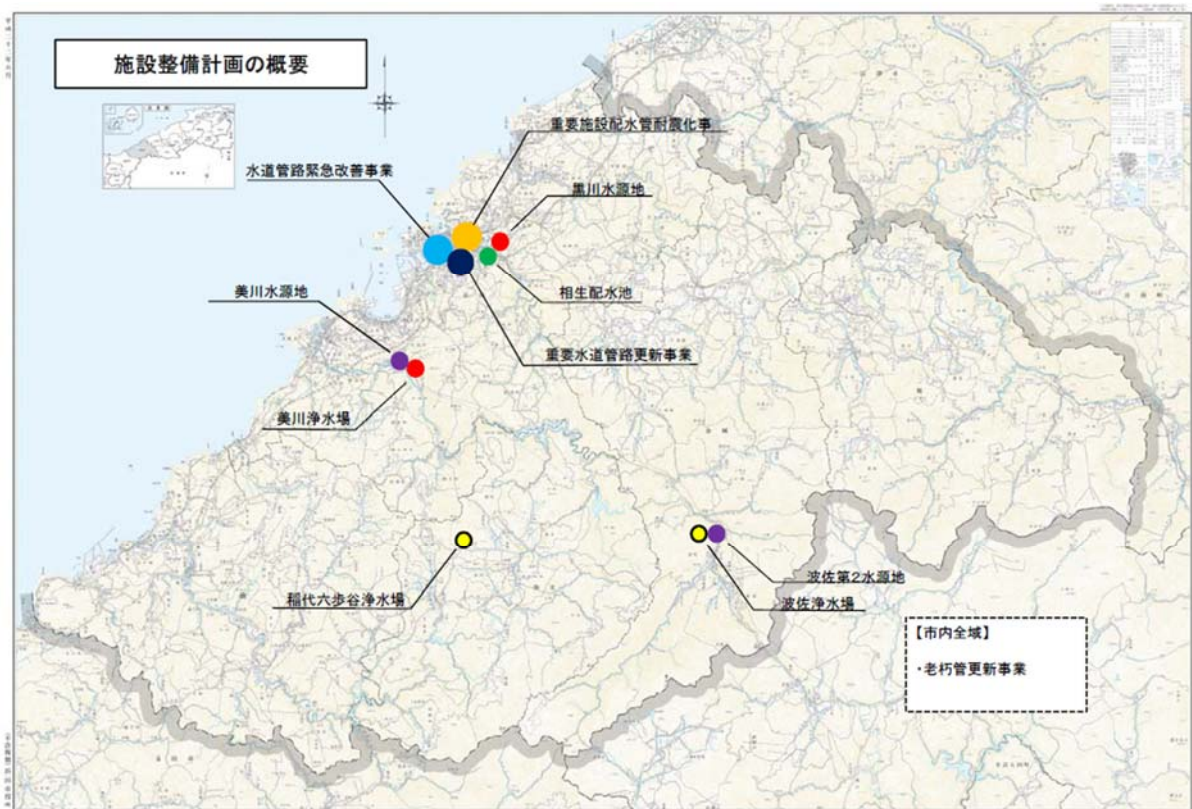
(千円)

重要度	老朽度	工事費	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
重要給水施設配水管												
重要度1	老朽度1	93,744	31,248	31,248	31,248							
	老朽度2	159,675	159,675									
	老朽度3	3,741,073	374,107	374,107	374,107	282,952	233,580	233,580	233,580	233,580	233,580	233,580
重要度2	老朽度1	0										
	老朽度2	0										
	老朽度3	350,344										
重要度3	老朽度1	8,924										
	老朽度2	25,299										
	老朽度3	196,852										
計			565,030	405,355	405,355	282,952	233,580	233,580	233,580	233,580	233,580	233,580
水道管路緊急改善事業												
重要度1	老朽度1	396	396									
	老朽度2	536,187	178,729	178,729	134,445	44,284						
	老朽度3	1,121,896	157,480	300,716			66,370	66,370	66,370	66,370	66,370	66,370
重要度2	老朽度1	770,290					77,029	77,029	77,029	77,029	77,029	77,029
	老朽度2	1,108,162										
	老朽度3	565,936										
計			336,605	479,445	134,445	44,284	143,399	143,399	143,399	143,399	143,399	143,399
合 計			901,635	884,800	539,800	327,236	376,979	376,979	376,979	376,979	376,979	376,979

重要度	老朽度	工事費	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)	令和18年度 (2036年度)	令和19年度 (2037年度)	令和20年度 (2038年度)	令和21年度 (2039年度)
重要給水施設配水管												
重要度1	老朽度1	93,744										
	老朽度2	159,675										
	老朽度3	3,741,073	233,580	233,580	233,580	233,580						
重要度2	老朽度1	0										
	老朽度2	0										
	老朽度3	350,344					350,344					
重要度3	老朽度1	8,924						8,924				
	老朽度2	25,299							25,299			
	老朽度3	196,852								65,617	65,617	65,618
計			233,580	233,580	233,580	233,580	350,344	8,924	25,299	65,617	65,617	65,618
水道管路緊急改善事業												
重要度1	老朽度1	396										
	老朽度2	536,187										
	老朽度3	1,121,896	66,370	66,370	66,370	66,370						
重要度2	老朽度1	770,290	77,029	77,029	77,029	77,029						
	老朽度2	1,108,162						369,387	369,387	369,388		
	老朽度3	565,936									282,968	282,968
計			143,399	143,399	143,399	143,399	0	369,387	369,387	369,388	282,968	282,968
合 計			376,979	376,979	376,979	376,979	350,344	378,311	394,666	435,005	348,585	348,586

20年間の工事費総合計 8,678,778 千円

(出典：平成 30 年度 上水道施設更新計画より抜粋)



施設整備計画

凡例	事業	対象施設	概要
●	施設耐震化事業	相生配水池	更新
●	高度浄水施設等整備事業	美川浄水場	新規
●	高度浄水施設等整備事業	黒川水源地	新規
●	重要施設配水管耐震事業	災害拠点病院等の重要施設へ接続する配水管	更新
●	水道管路緊急改善事業	布設後40年以上経過した鑄鉄管等や、耐震性の低い継手を有する管路で構成される基幹管路	更新
●	重要水道管路更新事業	緊急輸送道路下に埋設されている鑄鉄管及び、導水・送水・配水本管に使用されている鑄鉄管(タクトイル鑄鉄管除く)	更新
●	自家発電設備	美川水源地	更新
●	自家発電設備	波佐第2水源地	更新
●	施設更新	稲城六部谷浄水場	更新
●	施設更新	波佐浄水場	更新

5-2 財政計画の見直し

1) 現在の経営状況

平成 30 年 4 月に市の特別会計であった簡易水道事業を統合し、市内全域が水道事業の給水区域となりました。これを機に、平成 30 年 10 月から段階的な水道料金改定を行い、令和 2 年 10 月にそれまで市内で 3 つに分かれていた料金体系を統一し、現行料金となりました。

収益的収支では、料金改定により令和 3 年度にピークを迎えた料金収入は、その後、給水人口の減少に伴い年々減収傾向となっています。(表 5-3)

資本的収支では、簡易水道の統合により更新範囲が市内全域に広がったことや、簡易水道事業の企業債残高を引き継いだことによる運転資金捻出のため、平成 30 年度から企業債の活用を再開しています。(表 5-4)

資金残高は令和 2 年度に約 13.8 億円となりましたが、簡易水道事業統合による支援が令和 6 年度から段階的に引き下げられることから減少傾向となっています。(表 5-5)

表 5-3 収益的収支の推移

単位：千円

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
収益的収入	1,026,024	2,048,643	2,030,215	2,025,959	1,937,100	1,850,512	1,775,655	1,745,003
料金収入	771,354	1,069,216	1,103,916	1,186,556	1,208,141	1,169,372	1,133,128	1,122,679
長期前受金戻入	175,245	464,839	457,327	458,094	439,624	427,163	419,938	421,415
収益的支出	939,078	1,825,033	1,756,231	1,764,691	1,738,783	1,672,823	1,636,098	1,673,308
経費	197,030	417,976	396,605	421,771	431,642	434,545	434,331	482,050
減価償却費	496,094	976,060	950,264	939,618	924,586	904,976	882,006	879,368
当期純利益(△損失)	109,911	222,599	282,649	226,392	196,066	174,065	138,251	71,098

表 5-4 資本的収支の推移

単位：千円

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
資本的収入	92,985	430,597	768,855	995,404	1,016,394	822,186	841,924	650,087
企業債	－	80,000	320,100	411,200	445,300	292,000	343,800	223,700
国補助金	－	－	95,080	153,721	124,622	144,952	101,216	107,750
資本的支出	413,364	1,136,411	1,426,810	1,605,733	1,756,863	1,613,133	1,467,413	1,391,759
建設改良費	145,601	378,010	659,615	831,352	976,312	818,193	718,023	701,975
企業債償還金	267,763	758,401	767,195	774,381	780,551	794,941	749,390	689,784
資本的収支不足額	△320,379	△705,814	△657,955	△610,328	△740,469	△790,947	△625,489	△741,672
企業債残高	3,687,529	9,295,505	8,848,410	8,485,230	8,149,979	7,647,038	7,241,448	6,775,364

表 5-5 期末資金残高の推移

単位：千円

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
期末資金残高	660,743	776,642	1,057,077	1,385,508	1,382,529	1,286,002	1,341,478	1,051,010

2) 経営戦略の見直し

平成 29 年 3 月に策定した経営戦略を令和 4 年 8 月に改定（計画期間：R4～R13）し、人口減少幅や年間の更新投資額などは概ね計画通りに進んできましたが、昨今の物価上昇やエネルギー高騰、漏水修繕費用の増加等の影響で経営状況は厳しさを増しています。

こうした背景のもと、令和 9 年度から料金改定を実施することとしており、これに伴い経営戦略及び水道施設耐震化・更新計画を見直す予定としております。

5-3 フォローアップ

水道ビジョンの実施計画の位置付けとなる経営戦略に示す投資・財政計画に基づき、上下水道事業審議会では事業の進捗や経営状況を確認し、国の動向等も踏まえたうえで計画を更新し、実行に移していくといったPDCAサイクルを繰り返し、目標の達成を目指します。



図 5-3 PDCA サイクル※

※PDCAサイクル

Plan (計画)、Do (実行)、Check (確認)、Action (行動) の 4 つの項目で構成された行動プロセスであり、それぞれの頭文字をとり PDCA サイクルという。公共事業の円滑な推進を目標とした枠組みを示している。



浜田市水道ビジョン

令和 8 年 9 月発行

編集・発行 浜田市上下水道部

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地

電話：0855-22-2612(代表)

FAX：0855-27-4853

e-mail：suidou-koumu@city.hamada.lg.jp

浜田市人口状況(5月末現在)

令和8年9月10日
文教厚生委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合 計			前年比
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
5月末	22,255	23,900	46,155	317	443	760	22,572	24,343	46,915	47,985
4月末	22,303	23,929	46,232	318	433	751	22,621	24,362	46,983	-
増減	△ 48	△ 29	△ 77	△ 1	10	9	△ 49	△ 19	△ 68	△ 1,070

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	5月末	4月末	増減
日本人	23,986	24,017	△ 31
複数国籍	120	120	0
外国人	579	570	9
合計	24,685	24,707	△ 22
前年比	24,888	-	△ 203

3.地域別人口・世帯数（外国人を含む）

	人 口			世帯数		
	5月末	4月末	増減	5月末	4月末	増減
浜田	35,034	35,089	△ 55	18,434	18,458	△ 24
金城	3,635	3,646	△ 11	1,798	1,800	△ 2
旭	2,248	2,243	5	1,205	1,201	4
弥栄	1,010	1,014	△ 4	604	606	△ 2
三隅	4,988	4,991	△ 3	2,644	2,642	2

4.異動事由別増減(5月1日～31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	76		1	14	91		94		2	63	159

5.異動事由別月別件数

(前月との差 転入等 △296 転出等 △248 出生 4 死亡 △16)

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5月まで 累計	前年差	合計
令和8年度	転入等	373	77											450	△ 68	450
	転出等	344	96											440	△ 15	440
	①社会増減	29	△ 19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	△ 53	10
	出生	10	14											24	△ 15	24
	死亡	79	63											142	△ 23	142
	②自然増減	△ 69	△ 49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 118	8	△ 118
	①+②	△ 40	△ 68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 108	△ 45	△ 108
令和7年度	転入等	425	93	78	98	72	78	69	59	94	88	85	354	518	5	1,593
	転出等	339	116	107	97	110	87	64	92	83	76	156	589	455	19	1,916
	①社会増減	86	△ 23	△ 29	1	△ 38	△ 9	5	△ 33	11	12	△ 71	△ 235	63	△ 14	△ 323
	出生	20	19	16	11	18	21	15	7	12	24	11	20	39	3	194
	死亡	77	88	66	63	70	69	73	66	87	83	76	78	165	23	896
	②自然増減	△ 57	△ 69	△ 50	△ 52	△ 52	△ 48	△ 58	△ 59	△ 75	△ 59	△ 65	△ 58	△ 126	△ 20	△ 702
	①+②	29	△ 92	△ 79	△ 51	△ 90	△ 57	△ 53	△ 92	△ 64	△ 47	△ 136	△ 293	△ 63	△ 34	△ 1,025
令和6年度	転入等	438	75	70	97	84	85	65	78	60	93	85	326	513	--	1,556
	転出等	342	94	107	96	71	98	85	86	92	105	131	584	436	--	1,891
	①社会増減	96	△ 19	△ 37	1	13	△ 13	△ 20	△ 8	△ 32	△ 12	△ 46	△ 258	77	--	△ 335
	出生	22	14	35	23	26	25	11	21	17	16	13	18	36	--	241
	死亡	76	66	61	65	92	74	81	78	102	95	82	83	142	--	955
	②自然増減	△ 54	△ 52	△ 26	△ 42	△ 66	△ 49	△ 70	△ 57	△ 85	△ 79	△ 69	△ 65	△ 106	--	△ 714
	①+②	42	△ 71	△ 63	△ 41	△ 53	△ 62	△ 90	△ 65	△ 117	△ 91	△ 115	△ 323	△ 29	--	△ 1,049

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

浜田市人口状況(6月末現在)

令和8年9月10日
文教厚生委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合 計			前年比
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
6月末	22,220	23,851	46,071	314	438	752	22,534	24,289	46,823	47,906
5月末	22,255	23,900	46,155	317	443	760	22,572	24,343	46,915	-
増減	△ 35	△ 49	△ 84	△ 3	△ 5	△ 8	△ 38	△ 54	△ 92	△ 1,083

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	6月末	5月末	増減
日本人	23,951	23,986	△ 35
複数国籍	120	120	0
外国人	571	579	△ 8
合計	24,642	24,685	△ 43
前年比	24,869	-	△ 227

3.地域別人口・世帯数(外国人を含む)

	人 口			世帯数		
	6月末	5月末	増減	6月末	5月末	増減
浜田	34,973	35,034	△ 61	18,405	18,434	△ 29
金城	3,632	3,635	△ 3	1,796	1,798	△ 2
旭	2,245	2,248	△ 3	1,208	1,205	3
弥栄	1,001	1,010	△ 9	597	604	△ 7
三隅	4,972	4,988	△ 16	2,636	2,644	△ 8

4.異動事由別増減(6月1日～30日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	76			10	86		109	6		63	178

5.異動事由別月別件数 (前月との差 転入等 △1 転出等 19 出生 △4 死亡 0)

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	6月まで 累計	前年差	合計
令和8年度	転入等	373	77	76										526	△ 70	526
	転出等	344	96	115										555	△ 7	555
	①社会増減	29	△ 19	△ 39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 29	△ 63	△ 29
	出生	10	14	10										34	△ 21	34
	死亡	79	63	63										205	△ 26	205
	②自然増減	△ 69	△ 49	△ 53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 171	5	△ 171
	①+②	△ 40	△ 68	△ 92	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 200	△ 58	△ 200
令和7年度	転入等	425	93	78	98	72	78	69	59	94	88	85	354	596	13	1,593
	転出等	339	116	107	97	110	87	64	92	83	76	156	589	562	19	1,916
	①社会増減	86	△ 23	△ 29	1	△ 38	△ 9	5	△ 33	11	12	△ 71	△ 235	34	△ 6	△ 323
	出生	20	19	16	11	18	21	15	7	12	24	11	20	55	△ 16	194
	死亡	77	88	66	63	70	69	73	66	87	83	76	78	231	28	896
	②自然増減	△ 57	△ 69	△ 50	△ 52	△ 52	△ 48	△ 58	△ 59	△ 75	△ 59	△ 65	△ 58	△ 176	△ 44	△ 702
	①+②	29	△ 92	△ 79	△ 51	△ 90	△ 57	△ 53	△ 92	△ 64	△ 47	△ 136	△ 293	△ 142	△ 50	△ 1,025
令和6年度	転入等	438	75	70	97	84	85	65	78	60	93	85	326	583	--	1,556
	転出等	342	94	107	96	71	98	85	86	92	105	131	584	543	--	1,891
	①社会増減	96	△ 19	△ 37	1	13	△ 13	△ 20	△ 8	△ 32	△ 12	△ 46	△ 258	40	--	△ 335
	出生	22	14	35	23	26	25	11	21	17	16	13	18	71	--	241
	死亡	76	66	61	65	92	74	81	78	102	95	82	83	203	--	955
	②自然増減	△ 54	△ 52	△ 26	△ 42	△ 66	△ 49	△ 70	△ 57	△ 85	△ 79	△ 69	△ 65	△ 132	--	△ 714
	①+②	42	△ 71	△ 63	△ 41	△ 53	△ 62	△ 90	△ 65	△ 117	△ 91	△ 115	△ 323	△ 92	--	△ 1,049

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

浜田市人口状況(7月末現在)

令和8年9月10日
文教厚生委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合 計			前年比
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
7月末	22,175	23,819	45,994	308	442	750	22,483	24,261	46,744	47,855
6月末	22,220	23,851	46,071	314	438	752	22,534	24,289	46,823	-
増減	△ 45	△ 32	△ 77	△ 6	4	△ 2	△ 51	△ 28	△ 79	△ 1,111

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	7月末	6月末	増減
日本人	23,925	23,951	△ 26
複数国籍	119	120	△ 1
外国人	570	571	△ 1
合計	24,614	24,642	△ 28
前年比	24,864	-	△ 250

3.地域別人口・世帯数（外国人を含む）

	人 口			世帯数		
	7月末	6月末	増減	7月末	6月末	増減
浜田	34,907	34,973	△ 66	18,383	18,405	△ 22
金城	3,637	3,632	5	1,798	1,796	2
旭	2,242	2,245	△ 3	1,205	1,208	△ 3
弥栄	1,001	1,001	0	596	597	△ 1
三隅	4,957	4,972	△ 15	2,632	2,636	△ 4

4.異動事由別増減(7月1日～31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計	減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	65		2	11	78		99			58	157

5.異動事由別月別件数 (前月との差 転入等 △9 転出等 △16 出生 1 死亡 △5)

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	7月まで 累計	前年差	合計
令和8年度	転入等	373	77	76	67									593	△ 101	593
	転出等	344	96	115	99									654	△ 5	654
	①社会増減	29	△ 19	△ 39	△ 32	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 61	△ 96	△ 61
	出生	10	14	10	11									45	△ 21	45
	死亡	79	63	63	58									263	△ 31	263
	②自然増減	△ 69	△ 49	△ 53	△ 47	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 218	10	△ 218
	①+②	△ 40	△ 68	△ 92	△ 79	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 279	△ 86	△ 279
令和7年度	転入等	425	93	78	98	72	78	69	59	94	88	85	354	694	14	1,593
	転出等	339	116	107	97	110	87	64	92	83	76	156	589	659	20	1,916
	①社会増減	86	△ 23	△ 29	1	△ 38	△ 9	5	△ 33	11	12	△ 71	△ 235	35	△ 6	△ 323
	出生	20	19	16	11	18	21	15	7	12	24	11	20	66	△ 28	194
	死亡	77	88	66	63	70	69	73	66	87	83	76	78	294	26	896
	②自然増減	△ 57	△ 69	△ 50	△ 52	△ 52	△ 48	△ 58	△ 59	△ 75	△ 59	△ 65	△ 58	△ 228	△ 54	△ 702
	①+②	29	△ 92	△ 79	△ 51	△ 90	△ 57	△ 53	△ 92	△ 64	△ 47	△ 136	△ 293	△ 193	△ 60	△ 1,025
令和6年度	転入等	438	75	70	97	84	85	65	78	60	93	85	326	680	--	1,556
	転出等	342	94	107	96	71	98	85	86	92	105	131	584	639	--	1,891
	①社会増減	96	△ 19	△ 37	1	13	△ 13	△ 20	△ 8	△ 32	△ 12	△ 46	△ 258	41	--	△ 335
	出生	22	14	35	23	26	25	11	21	17	16	13	18	94	--	241
	死亡	76	66	61	65	92	74	81	78	102	95	82	83	268	--	955
	②自然増減	△ 54	△ 52	△ 26	△ 42	△ 66	△ 49	△ 70	△ 57	△ 85	△ 79	△ 69	△ 65	△ 174	--	△ 714
	①+②	42	△ 71	△ 63	△ 41	△ 53	△ 62	△ 90	△ 65	△ 117	△ 91	△ 115	△ 323	△ 133	--	△ 1,049

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

生活保護の実施状況について

1 生活保護受給世帯数・人数の推移

	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
受給世帯数	321	308	294	276	261
受給人数	371	362	348	319	295

2 扶助別生活保護費の推移

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活扶助	193,379,597	170,008,355	163,244,103	153,962,164	135,543,540
住宅扶助	45,964,369	45,368,978	44,108,434	42,402,994	39,491,846
教育扶助	865,350	1,078,305	1,948,274	1,767,803	1,409,253
介護扶助	12,767,303	13,876,095	13,044,260	13,199,615	13,112,739
医療扶助	332,492,761	305,554,466	279,639,429	282,653,939	302,580,131
出産扶助	383,044	0	223,730	0	369,960
生業扶助	638,399	542,458	1,095,982	290,714	267,183
葬祭扶助	1,219,841	596,750	1,049,465	722,020	473,837
就労自立 給付金	247,267	204,371	261,273	484,171	78,048
進学・就職 準備給付金	0	0	300,000	0	0
生活保護費 合計	587,957,931	537,229,778	504,914,950	495,483,420	493,326,537

個人市民税非課税者数の推移について

1) 非課税者数（事由別）の推移について

(単位：人)

項 目	平成18年度 (平成17年分)	令和4年度 (令和3年分)	令和5年度 (令和4年分)	令和6年度 (令和5年分)	令和7年度 (令和6年分)	令和8年度 (令和7年分)	R8－H18 (合併時比較)	R8－R7 (前年比)
対 象 者 数	63,601 100.00%	51,642 100.00%	50,764 100.00%	49,758 100.00%	48,655 100.00%	47,575 100.00%	▲16,026 74.80%	▲1,080 97.78%
納税義務者数	29,654 46.63%	26,193 50.72%	26,000 51.22%	25,832 51.92%	26,028 53.50%	25,584 53.78%	▲4,070 86.28%	▲444 98.29%
非 課 税 者 数	33,947 53.37%	25,449 49.28%	24,764 48.78%	23,926 48.08%	22,627 46.50%	21,991 46.22%	▲11,956 64.78%	▲636 97.19%
① 生活保護（生活扶助）	－ －	345 1.36%	337 1.36%	317 1.32%	298 1.32%	269 1.22%	－ －	▲29 90.27%
② 障がい者・未成年者 寡婦又はひとり親	－ －	2,732 10.74%	2,292 9.26%	2,319 9.69%	2,171 9.59%	2,127 9.67%	－ －	▲44 97.97%
③ 均等割非課税限度額以下	－ －	22,372 87.91%	22,135 89.38%	21,290 88.98%	20,158 89.09%	19,595 89.10%	－ －	▲563 97.21%

※ ①については、1月1日現在、生活保護法の規定による保護のうち生活扶助を受けている者
※ ②については、障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の者（平成18年度は前年中の合計所得金額が125万円以下の者）
※ ③については、前年中の合計所得金額が一定の金額以下の者は非課税となる制度（同一生計配偶者・扶養親族のない者：38万円以下）

2) 均等割のみ課税者数の推移について

(単位：人)

項 目	平成18年度 (平成17年分)	令和4年度 (令和3年分)	令和5年度 (令和4年分)	令和6年度 (令和5年分)	令和7年度 (令和6年分)	令和8年度 (令和7年分)	R8－H18 (合併時比較)	R8－R7 (前年比)
均等割のみ課税者数	3,150 10.62%	3,046 11.63%	2,933 11.28%	4,668 18.07%	2,852 10.96%	2,742 10.72%	▲408 87.05%	▲110 96.14%

※ 割合は納税義務者数に対する割合
※ 定額減税の影響で令和6年度均等割のみ課税者が増

3) 非課税者数（年齢別）の推移について

(単位：人)

項 目	平成18年度 (平成17年分)	令和4年度 (令和3年分)	令和5年度 (令和4年分)	令和6年度 (令和5年分)	令和7年度 (令和6年分)	令和8年度 (令和7年分)	R8－H18 (合併時比較)	R8－R7 (前年比)
非課税者数	33,947 100.00%	25,449 100.00%	24,764 100.00%	23,926 100.00%	22,627 100.00%	21,991 100.00%	▲11,956 64.78%	▲636 97.19%
14歳まで	8,062 23.75%	5,772 22.68%	5,588 22.57%	5,368 22.44%	5,160 22.80%	4,867 22.13%	▲3,195 60.37%	▲293 94.32%
15歳～19歳	3,244 9.56%	2,130 8.37%	2,013 8.13%	1,997 8.35%	1,906 8.42%	1,932 8.79%	▲1,312 59.56%	26 101.36%
20歳～24歳	1,589 4.68%	971 3.82%	999 4.03%	944 3.95%	938 4.15%	955 4.34%	▲634 60.10%	17 101.81%
25歳～29歳	864 2.55%	357 1.40%	386 1.56%	355 1.48%	301 1.33%	313 1.42%	▲551 36.23%	12 103.99%
30歳～34歳	1,024 3.02%	442 1.74%	449 1.81%	409 1.71%	363 1.60%	357 1.62%	▲667 34.86%	▲6 98.35%
35歳～39歳	859 2.53%	474 1.86%	463 1.87%	467 1.95%	405 1.79%	403 1.83%	▲456 46.92%	▲2 99.51%
40歳～44歳	814 2.40%	511 2.01%	461 1.86%	450 1.88%	403 1.78%	427 1.94%	▲387 52.46%	24 105.96%
45歳～49歳	800 2.36%	536 2.11%	527 2.13%	482 2.01%	424 1.87%	403 1.83%	▲397 50.38%	▲21 95.05%
50歳～54歳	1,136 3.35%	544 2.14%	542 2.19%	515 2.15%	491 2.17%	534 2.43%	▲602 47.01%	43 108.76%
55歳～59歳	1,725 5.08%	627 2.46%	608 2.46%	585 2.45%	558 2.47%	566 2.57%	▲1,159 32.81%	8 101.43%
60歳～64歳	1,643 4.84%	1,014 3.98%	993 4.01%	937 3.92%	866 3.83%	844 3.84%	▲799 51.37%	▲22 97.46%
65歳～69歳	2,196 6.47%	1,608 6.32%	1,407 5.68%	1,268 5.30%	1,162 5.14%	1,147 5.22%	▲1,049 52.23%	▲15 98.71%
70歳～74歳	2,839 8.36%	2,795 10.98%	2,551 10.30%	2,338 9.77%	2,025 8.95%	1,814 8.25%	▲1,025 63.90%	▲211 89.58%
75歳～79歳	2,804 8.26%	2,229 8.76%	2,392 9.66%	2,477 10.35%	2,474 10.93%	2,564 11.66%	▲240 91.44%	90 103.64%
80歳～84歳	2,211 6.51%	2,030 7.98%	2,001 8.08%	2,025 8.46%	2,009 8.88%	1,874 8.52%	▲337 84.76%	▲135 93.28%
85歳～89歳	1,302 3.84%	1,825 7.17%	1,799 7.26%	1,720 7.19%	1,598 7.06%	1,477 6.72%	175 113.44%	▲121 92.43%
90歳～94歳	669 1.97%	1,113 4.37%	1,120 4.52%	1,083 4.53%	1,043 4.61%	1,014 4.61%	345 151.57%	▲29 97.22%
95歳～99歳	146 0.43%	408 1.60%	409 1.65%	428 1.79%	431 1.90%	433 1.97%	287 296.58%	2 100.46%
100歳以上	20 0.06%	63 0.25%	56 0.23%	78 0.33%	70 0.31%	67 0.30%	47 335.00%	▲3 95.71%